*0030484002*

0030484-002

705－32

明治大正財政史

大蔵省・編

財政経済学会

第１－２０巻

昭１１至１５

AEA

705
32

635

大藏省編纂

# 明治大正財政史

第二卷

發行元　東京　財政經濟學會

705-32

# 明治大正財政史　第二卷目次

## 第三編　會計制度


第一章　一般會計制度……一
第一節　緒　言……一
第二節　會計法の制定及實施……九
第一款　總　說……九
第二款　會計年度……六二
第三款　豫算及決算……七九
第一項　豫　算……七九
第二項　決　算……八六
第四款　收　入……八七
第一項　歳入歳出金の計算方法……八七
第二項　郵便官署に於ける國庫金出納制度……一〇〇

第三項　歳入金の證券納付制度……一一九
第四項　政府賣拂物品の代金延納に關する制度……一四七
第五款　支　出……一五二
第一項　仕　拂……一五二
第二項　前金渡及概算渡……一五二
第一目　緒　言……一五八
第二目　前金渡……一五八
第三目　概算渡……一五九
第四目　定額戻入……一七一
第三項　繰替拂……一七七
第一目　緒　言……一七九
第二目　他の歳出金を以てする繰替拂……一七九
第三目　歳入金又は歳入歳出外現金を以てする繰替拂……一八〇
第四項　渡切經費……一八一
第五項　委任經理……二〇六
第六項　豫備金外支出……二一六
第六款　契　約……二二二
第七款　出納官吏……二三四
第八款　金　庫……二五〇
……二六七



第三節　會計制度の改正……三〇二
第一款　總　說……三〇二
第二款　國庫出納制度の改正……三五六
第一項　改正の沿革……三五六
第二項　改正國庫出納制度……三七一
第三款　豫備金支出事後承諾案提出期の繰上……四四〇
第四款　決算提出期の繰上……四四三
第五款　契約に關する制度の改正……四四五
第六款　時效に關する制度の改正……四五二
第七款　出納官吏に關する制度の改正……四五五
第八款　翌年度に亙る豫定外契約の締結に關する規定の新設……四五七
第九款　其の他の改正……四五九
第一項　大藏省證券及一時借入金に關する規定の整理……四六〇
第二項　支出に關する規定の整理……四六一
第三項　定額戻入の範圍の擴張……四六四
第四項　豫算及決算書類に關する規定の改正……四六五
第四節　會計法規の改定……四六六

第二章　特別會計制度……四八五
第一節　總　說……四八五
第二節　作業特別會計……五〇〇
第一款　一般作業竝海軍作業特別會計……五〇〇
第一項　總　說……五〇〇
第二項　造幣局特別會計……五三二
第三項　印刷局特別會計……五四一
第四項　富岡製絲所特別會計……五四二
第五項　電信燈臺用品製造所特別會計……五四二
第六項　廣島鑛山特別會計……五四三
第七項　專賣局特別會計……五四四
第八項　製鐵所特別會計……五六二
第九項　海軍採炭所特別會計及海軍燃料廠特別會計……五七七
第十項　海軍火藥廠特別會計……五七九
第二款　陸軍作業特別會計……五七九
第三款　鐵道特別會計……五八七
第一項　內地國有鐵道に關する特別會計……五八七







第二項　北海道官設鐵道用品資金特別會計……六三一
第三項　臺灣官設鐵道用品資金特別會計……六三三
第四項　朝鮮鐵道に關する特別會計……六三八
第四款　朝鮮森林特別會計……六四八
第五款　朝鮮總督府平壤鑛業所特別會計……六五五
第三節　事業特別會計……六五六
第一款　大藏省預金部特別會計……六五六
第二款　郵便貯金・郵便爲替金・郵便取立金特別會計……六六四
第三款　在外國帝國專管居留地特別會計……六六七
第四款　簡易生命保險特別會計……六七〇
第五款　米穀需給調節特別會計……六七七
第六款　健康保險特別會計……六八四
第七款　郵便年金特別會計……六八九
第八款　臨時物資供給特別會計……六九四
第九款　對支文化事業特別會計……六九八
第四節　資金特別會計……七〇六

第一款　整理公債金特別會計……七〇六
第二款　紙幣交換基金特別會計……七〇八
第三款　銀行紙幣交換基金特別會計……七〇九
第四款　中央備荒儲蓄金特別會計……七一二
第五款　償金特別會計……七一六
第六款　貨幣整理資金特別會計……七一九
第七款　災害準備基金特別會計……七二四
第八款　軍艦水雷艇補充基金特別會計……七二六
第九款　教育基金特別會計……七三〇
第十款　森林資金特別會計……七三四
第十一款　國債整理基金特別會計……七三六
第十二款　陸軍營繕費補充資金特別會計……七四四
第十三款　治水費資金特別會計……七四七
第十四款　臨時國庫證券收入金特別會計……七五〇
第十五款　海軍工廠資金特別會計……七五三
第一項　鎮守府造船材料資金特別會計及海軍造船材料資金特別會計……七五三
第二項　海軍造兵材料資金特別會計……七五九
第三項　海軍工廠資金特別會計……七六二
第十六款　公債金特別會計……七六七
第一項　鐵道公債金特別會計……七六七
第二項　事業公債及鐵道公債金特別會計……七六八
第三項　朝鮮事業公債金特別會計……七七二
第四項　事業公債金特別會計及公債金特別會計……七七四
第十七款　帝國學士院學術奬勵金特別會計……七七八
第十八款　賠償金特別會計……七八一
第十九款　國有財產整理資金特別會計……七八七
第二十款　教育改善及農村振興基金特別會計……七八九
第五節　營造物特別會計……七九三
第一款　學校及圖書館特別會計……七九三
第二款　帝國大學特別會計及大學特別會計……八一三
第三款　朝鮮醫院及濟生院特別會計……八四三
第六節　外地特別會計……八四九
第一款　朝鮮總督府特別會計……八四九
第二款　臺灣總督府特別會計……八五五

第三款　樺太廳特別會計……八五九
第四款　關東廳特別會計……八六四
第五款　南洋廳特別會計……八六五
第七節　臨時軍事費特別會計……八六八
第一款　臨時軍事費特別會計(日清戰役)……八六八
第二款　臨時軍事費特別會計(日露戰役)……八七二
第三款　臨時軍事費特別會計(日獨戰役)……八七七
第八節　各種特別會計法案……八八四
第一款　清國事件に關する償金特別會計法案……八八四
第二款　產業奬勵基金特別會計法案……八八七
第三款　疾病保險特別會計法案……八八九
第四款　社會事業基金特別會計法案……八九一
第五款　小作保險特別會計法案……八九三
**第二章附表**……卷末
第一表　別途會計廢置一覽表
第二表　特別會計廢置一覽表



第三表　國庫所屬特別會計資金及資本現在高一覽表
**第三章　物品會計制度**……八九五
第一節　普通物品會計制度……八九五
第二節　特別物品會計制度……九〇四
**第四章　國有財產管理制度**……九一一
第一節　緒　言……九一一
第二節　國有財產管理制度の前期……九一八
第一款　總　說……九一八
第二款　國有地の管理……九二八
第一項　一般管理制度……九二八
第二項　北海道に於ける管理制度……九三七
第三款　國有林野の管理……九五〇
第一項　一般管理制度……九五〇
第二項　國有林野及產物の賣拂……九五八
第三項　特殊管理制度……九六七
第一目　社寺保管林……九六七

第二目　部分林……九七二
第三目　委託林……九七七
第四項　北海道及沖縄縣に於ける管理制度……九八〇
第一目　北海道……九八〇
第二目　沖縄縣……九八六
第三節　國有財産管理制度の後期……九八九
第一款　緒言……九八九
第二款　國有財産法の制定及實施……九九一
第三款　特別都市計畫區域内に於ける寺院國有境内地讓與法の制定……一〇四二
第四節　外地國有財産管理制度……一〇四六
第一款　朝鮮……一〇四七
第一項　總説……一〇四七
第二項　驛屯土の管理……一〇五三
第三項　國有未墾地の管理……一〇六五
第四項　國有林野の管理……一〇七五
第二款　臺灣……一〇九六
第一項　總説……一〇九六
第二項　官租地の管理……一一〇二
第三項　官有林野の管理……一一〇四
第四項　官有地の特別處分……一一〇九
第三款　樺太……一一一
第四款　關東州……一一三一
第五款　南洋群島……一一四〇
第五節　國有地の下戻……一一四二
第一款　國有土地及林野の下戻……一一四二
第二款　寺院境内地の還付……一一四九
第五章　預金・保管及供託制度……一一五五
第一節　預金制度……一一五五
第二節　保管制度……一一二四
第三節　供託制度……一二五九
第五章附表
第一表　預金・保管金及供託金受拂高累年表……一三〇五
第二表　預金購入保管有價證券受拂高累年表……一三一〇

第三表　保管及供託有價證券受拂高累年表……一三一五
第六章　檢査及監督制度……一三二一
第一節　會計檢査……一三二一
第二節　會計の事前監督……一三四二—一三五六



# 第三編　會計制度

# 第一章　一般會計制度

## 第一節　緒言

明治の初年に當りては內外多事にして庶政未だ其の緒に就くの遑なかりしを以て、會計制度の如きも亦固より未だ一定の成規又は整備せる制度を存することなく、場合に應じて從來の慣例と當局者の見解とに依りて纔かに事を處斷せしに過ぎざりき。從つて其の間事に臨みて發せられし斷片的の指令は極めて多數に上りしと雖も、全般的の成規に至りては殆ど見るべきもの無かりしなり。

然れども會計事務の漸次複雜となるに從ひ、之に關する統一的法規の必要を感ずるに至るは固より當然にして明治六年十二月に至り院省及府縣の金穀出納順序（太政官達第四百二十七號及四百二十八號）を制定し、茲に始めて國庫收支の方法を規定したり。卽ち右規定に依れば官省の常額經費は年額を十二分し、毎月初に大藏省より之を交付し、府縣の概費は前半年分は其の前年十一月、後半年分は其の年五月を限り大藏省に申請して之を受領し、各之を銀行等に預入れ以て支拂の用に供するものとす。而して上納金に就ては上納者より直に官金預り人に交付し、其の預り切符を得て官廳に上納するものにして、又各廳に於て預金より支拂を爲さんとするときは、支拂切符を作りて受取人に交付し、受取人は該切符により官金預り人より現金を受領するものとす。更に又右規定は各廳經費に關する豫算の方法を定めて、各廳より翌年一切の費用を概算して毎年十一月十五日を期し之を大藏省に送致せしめ、大藏省は之に依り各其の當否を點檢査定して翌年一切の經費を豫算し、之を太政官に具申す

るものとしたり。之を要するに右規定は國庫收支に關する最初の一般的規定たると同時に他日會計法制定に至る基礎的法規として重要なる意義を有するものなりと雖も、法令自身は僅に八箇條又は十一箇條より成る頗る簡單なるものにして、而も其の大部分は金穀の收支に關する帳簿の種類を規定せしに止まり、未だ以て一國財務を處理するに足るものには非ざりしなり。後明治八年三月に至り府縣に令達し、一周年の收入及經費總額を豫算して大藏省に差出さしむることとし收入及經費の科目を概記して以て出納の照準を示し、殊に經費に就ては各科目は勿論小科目と雖も彼此流用を禁じ（太政官達第三十六號）、同年五月各省に對しても亦同樣の布達を爲せり。茲に於て收支に關する制度は漸く整備を告ぐるに至れり。

尋いで明治九年九月大藏省出納條例の制定あり、右條例は款を重ぬること二十、條を追ふこと二百七十四の多きに上り、其の規定する所會計の全般に亙り、收支の科目豫算の調製、出納の手續及監督より金穀の處置計簿の調理に至るまで網羅せざる所なく、金穀出納の手續は茲に至りて大に整頓を告げたり。今其の概要を見るに、先づ收入支出は各之を分つて常用金の收入支出及準備金の收入支出と爲す。常用金は一歲の收入を以て一歲の經費に充つるものにして、其の金額は法令に依りて之を定め、準備金は專ら紙幣の基金及公債償却の準備とし、分ちて第一類第二類第三類とす。次に常用金の歲入を區分して租稅及稅外收入の二種とし、其の歲出を通常臨時の二類とす。準備金に關しては其の歲入歲出共に第二類に限る。而して常用準備共に其の收支に就き之が科目を立て、之を分つて出納科目、大科目、小科目、細科目の四と爲し、出納科目は容易に之が變更を許さず、大科目以下は每年豫算の時に之を確定し、其の期限內は決して改廢せざるものとす。又收入支出は豫算を以て之が標準を立て、決算に至り完結するものと爲し、其の他會計年度、豫算決定の方法、金錢出納の手續、米穀金銀公債等收支の處置、出納帳簿の種類等に就き詳細なる規定を設けたり。後明治十一年七月に至り右大藏省出納條例中に存せざりし出納閉鎖期限に關する規定を設けて、會計年度經過後八箇月と爲すに及び（太政官達第三十四號）、從來往々數年に亙るも尙ほ決算を完結する能はざるが如き弊は、全く除かるるに至れり。

之より曩き明治九年二月院省廳現金納拂規則（太政官達第十八號）を定め、各廳定額金は大藏省より每月之を交付するの手續を爲し、更に同省出納寮に於て之を預り、以て管守出納を取扱ふことと爲したり。蓋し從來各廳の經費は每月大藏省より之を交付し、各廳は銀行若くは富豪に命じて之が出納を爲さしめしものなるが、此の時に至り之が取扱を一局部に統一し、以て濫費の虞を防ぎ、併せて金錢運用の便宜と管守出納の確實とを圖りしなり。然るに明治十五年一月會計法を改正するに及び、各廳に於て出納すべき現金は大藏省に於て管守するを原則とし、大藏省は便宜之を各廳に委託するを得るものと定めしを以て、之に伴ひ同年六月各廳現金管守順序及各廳現金委託順序（大藏省達第十六號）を制定して、之が取扱手續を規定し、之と共に從前の現金納拂規則を廢止したり。

金穀の出納に關する規定は上述の諸法令を其の主要なるものと爲し、其の他各種の規定極めて多かりしが、何れも區々にして未だ之を統一せる根本法規の存するものなかりしを以て、明治十四年四月に至り太政官達第三十三號を以て會計法を制定し、茲に始めて會計制度に關する總則通規を設くるに至れり。右會計法は全編五章六十一條より成り、其の規定する所は會計の年度、歲計の區分、科目の分類、豫算の調理、金錢の出納、收支の決算等に亙り、實に明治二十二年制定の會計法の淵源を成すも

のなり。今其の要旨を述ぶれば、會計は豫算に起り之に依りて出納し、決算に至りて結了するものにして、其の年七月一日より翌年六月三十日迄を一年度とし、甲年の收支に係る金額を以て乙年の收支に混用するを得ず。而して歳計を大別して常用・準備の二種と爲し、更に之を夫々歳入・歳出の二部に分ち、常用の歳入出は經常・臨時の二部に、準備の歳入出は本部・減債の二部に區分し、又歳入科目を分ちて大科目・小科目とし、歳出科目を分ちて大科目・中科目・小科目・細科目の四とし、細科目中附するに細節を以てす。次に歳入出豫算は各廳の申牒に就き大藏省之を調理統計し、會計檢査院の審査を經て內閣に於て決定するものにして、各廳に於ては豫算調書を調製し、各科目に就きて其の數額を記載し、前年度の實額及前年度の豫算を傍記し、前年度十二月二十日迄に大藏省に送付し、府縣は國庫の收支に係る歳入出豫算を調製し、前年度十二月二十日迄に其の廳を發し大藏省に送付す。大藏省は統計豫算書を調製し、豫算調書と共に四月十日迄に太政官に具申し、太政官は直に之を會計檢査院に送付す。檢査院は五月二十日を限り之を審査して太政官に進達し、太政官は六月五日迄に之を決定するものとす。而して豫算上決定したる小科目以上の費額を彼此流用せんとするときは、各廳にありては太政官に、府縣にありては大藏卿に、其の事由を具申して許可を請ふべく、豫算外臨時の增費を要するときは、各廳にありては太政官に、府縣にありては大藏省を經て太政官に、其の事由を具申して許可を經べきものとす。次に金錢の出納は各廳長官より收支の命令を其の會計主務官吏に下し、會計主務官吏之を執行す。但し常例の出納は其の時々命令を俟たず執行するを得。而して各廳の歳入は各部より本廳へ採集して之を大藏省へ納付し、歳出は大藏省より本廳へ受領して之を各部に分賦するものにして、各廳は其の歳入金額を以て直に之を歳出に移用するを得ず。其の他一周年の出納は七月一日に於て之を開始し、該年度經過の後八箇月を限り之を閉鎖すべく、該期限に至り決算を終らざるときは、其の事由を會計檢査院及大藏省へ具申し、翌年度に於て其の決算をなすものとす。次に歳入出の決算は各廳收支の決算額を會計檢査院に證明し、太政官より之を公達するものにして、大藏省は每會計年度に國庫の出納に係る決算報告書を編成し、出納閉鎖後六箇月を限りて會計檢査院に送付し、租稅徵收の任ある各官廳は法律規則に於て指定したる各種租稅の皆納期限後四箇月以內に皆濟帳を作り大藏省に送致し、其の他各廳は每會計年度諸經費及作業益金竝に雜收入の決算報告書を編成し、出納閉鎖後五箇月を限りて會計檢査院に差出すものとす。右會計法と同時に太政官達第三十五號を以て會計檢査院章程を制定し、豫算の審査・金品出納及財產管理の監査・國庫及各廳收支決算の審査・決算報告の調製・地方稅に關する豫算決算報告の査閲等に關する規定を設けたり。茲に於てか我國の會計制度は略ぼ整備の域に達するを得たり。

上述の會計法及會計檢査院章程は翌明治十五年一月に至り太政官達第五號を以て改定公布せられたり。蓋し會計檢査院の事務は上述の如く豫算及決算の審査・金品出納の監査等に及び、其の權限極めて重大なりしが、明治十四年十月太政官の組織を改正して、參議を以て各省卿を兼ねしむるの舊制に復せし結果、會計檢査院の權限獨り重きに過ぎ、各省に對し均衡を保つ能はざるに至りしを以て茲に會計檢査院章程を改正して、其の權限を歳入出決算の審査に限定せしものなり。而して會計法の改正は主として右會計檢査院章程の改正に伴ふものにして、新法は五章四十九條より成り、舊法に比し其の細目の規定に於ては改廢の跡著しきものありと雖も、其の大綱に至りては敢て多く異る所なきものとす。今改正の主なる點を見るに、從來豫算の調製に會計檢査院の審査を必要とせし規定

を改めて、檢査院の歳計審査權を決算に限ることとせし如き、又決算報告の手續を改めて、決算報告書と決算帳との區別を設けし如きは、卽ち會計檢査院章程の改正に伴ふものなるが、更に此等の外新法に於ける最も重要なる改正は、現金の出納に關する點なりとす。卽ち各廳の定額に相當せる現金は從來月割を以て大藏省より交付し、各廳に於て之を管守するを正則とせしが、新法に於ては其の第二十一條に於て、各廳に於て出納すべき現金は大藏省に於て管守すべきものとし、大藏省は便宜之を各廳に委託するを得るものと定めたり。新會計法に於ける此の規定は、既述の院省廳現金納拂規則(明治九年二月太政官達第十八號)と共に、他日大藏省に於て現金の出納を統轄し、經費の支出を仕拂前に監督するに至る階梯となりしものなり。

尋いで明治十七年七月に至りて經費金支出條規(太政官達第六十一號)を制定し、各廳の經費金は總て大藏省に於て之を管理し其の仕拂を執行するものとし、豫算額の裁定あるときは、各廳長官は支出額の明細書を大藏卿に送付して其の調査を受くべく、調査を受くるに非ざれば經費の支出を請求するを得ず、且經費の支出を要する毎に各廳長官は仕拂請求書を大藏卿に提出し、其の承認を得るに非ざれば仕拂切符を發行せしむるを得ざることと定めたり。茲に於てか現金の出納を大藏省に統轄し且經費の支出を仕拂前に監督するの主義は、始めて確立せらるるに至れり。此の經費金支出條規は明治十八年度より實施せらるる豫定なりしも、各地に現金仕拂所を設置する等種々の準備を必要とするものありしを以て、同年十月に至り更に一年間其の施行を延期したり。然るに明治十九年三月に至り歳入歳出出納規則(閣令第三號)を制定し、現金收支の方法に關して極めて詳密なる規定を設けたり。今其の概要を述ぶれば、歳入に係る現金の出納は總て大藏大臣之を管理し、各廳收支命令官は其の徴收を監督し、現金は直に金庫に收納す。而して歳入は徴稅令書若くは納額告知書を發して之を徴收し、納人をして現金を金庫に納付せしむるものとす。次に歳出に係る現金の仕拂も亦總て大藏大臣之を管理し、其の所管金庫に於て之を執行し、唯特定の場合に限り各廳の請求に依り現金を交付するものとし、各廳に於ける支出は仕拂切符に據るものにして、收支命令官の命令に依り、會計主務官は仕拂切符を發行して受領者に交付し、受領者は金庫に就きて仕拂を受くるものとしたり。茲に於てか曩に制定せられて未だ實施に至らざりし經費金支出條規は、自ら右規則中に包含せらるることとなり、其の必要なきに至りしを以て、其の他の諸規定にして右規則に抵觸するものと共に廢止せられたり。然れども經費金支出條規中に規定せられたる、各廳長官は經費支出前に大藏大臣の承認を受くるの制度は、其の手續煩雜にして施行上困難少からざるを以て、右規則に於ては之を採用せず、茲に經費支出の事前監督の制度は遂に廢止に歸したり。

尙豫算の制度に關しては、之より曩き明治十八年三月太政官第十一號達を以て歳入出豫算條規の制定あり、前揭歳入歳出金出納規則と共に明治十九年度より施行せられたり。今其の概要を述ぶれば、各廳長官は其の廳に於て執行する一切の收入支出に關し、毎年歳計豫算書を編成して前年度六月三十日迄に大藏省に發送し、大藏卿は各廳の歳計豫算書を檢按して歳入出を對照調理し、之を款項に區分して國庫總體の歳計豫算書を編製し、前年度十二月二十日迄に之を太政官に進達すべく、太政官は之を審議の上、前年度三月五日迄に之を決定するものとす。更に又會計法上の大原則として、歳出中各款の金額は互に流用することを嚴禁し、各項目の流用を制限し、且一方に於て臨時支出の檢束を嚴にすると同時に、豫備金の制を設けて歳出に餘裕を與へたり。卽ち歳出豫算中國庫豫備金を置き

て大藏卿をして主管せしめ、之を分つて第一豫備及第二豫備と爲し、前者は臨時非常に係る特別の用途に充て、後者は年金・恩給・過誤納下戻等の豫算額に不足を生ずるときの補充に充つるものとせり。此の條規の制定に依り豫算編成の方法は愈〻詳密となり、會計制度は益〻整備するに至れり。

以上述べたるが如くにして、我國の會計制度は維新以來、年と共に漸次整備の域に近づきしものなるが、而も會計に關する此等の諸法規は、時に臨み機に應じて制定せられたるものなるを以て、未だ頗る煩雜粗漏なるを免れざるのみならず、尙追加改正を必要とする點も尠からず存したり。是を以て政府は憲法發布竝に議會開設に伴ひ、從來の會計制度に一大革新を加ふるの必要を認め、明治十九年末に於て會計法取調委員を任命し、從來の會計法を基礎とし、廣く歐米各國の會計法規を參酌して新に會計法案を起草せしめしが、明治二十二年二月十一日に至り憲法發布あり、租稅の徵收・豫算の調製・議會の協贊・決算の檢査等、凡そ會計に關する大綱を明定せらるるに及び、之と同時に法律第四號を以て會計法を公布し、明治二十三年度より施行したり。即ち國家の歲計上會計年度の限界を明かにし、以て收支の所屬を嚴定し、歲入歲出の總豫算を編成せしめ、以て經費の統一を圖り、法令に因るの外各廳特別の資金を貯ふるを禁じ、以て官物を私するの弊を防ぎ、科目の分類を正確ならしめ、以て其の收支の基く所を明かにし、款項の流用を嚴禁し、以て經費濫出の弊を制し、仕拂命令官と現金出納官との分限を明かにし、以て出納の確實を圖り、政府の債權・債務に關して時效の制を設け、以て會計の整頓を期し、經費額を繰越すの餘裕を與へ、以て事業完成の實を擧げしめ、工事及物件の賣買には競爭入札の方法を原則と爲し、以て官民結託の弊を戒め、出納官吏の責任を明かにし、以て出納の嚴正を保たしめ其の他會計の整理上特別の須要あるものには特別會計を立てしめ、又實際の便宜上日本銀行をして國庫金を取扱はしむるを得しむる等、凡そ規定する所寛嚴其の要を得、緩急其の宜しきに適へり。右會計法の制定に尋いで會計規則・會計檢査院法・物品會計規則・金庫規則・諸特別會計法・歲入歲出豫算概定順序・豫定經費算出概則・出納官吏現金取扱規則等、會計に關する重要なる諸法規の發布あり、其の多くは明治二十三年度より施行せられたり。茲に於てか會計に關する法規は殆ど大成を告げ、我國の會計制度は茲に漸く完備の域に達したり。本會計制度は爾來大正十一年改正會計法の實施せらるるに至る迄、前後三十餘年間に亙り、制度の大綱に關しては何等の改革もなくして實施せられたり。今節を改めて右會計制度の概要竝に其の實施の狀況を概說し、次いで大正十一年に於ける會計制度大改革の顚末を記述すべし。尙本章に於て記述する所は我國の金錢會計に關する一般的制度にして、金錢の出納收支に關しては、一般會計は固より、特別會計と雖も、他に特別の規定を存せざる限り、總て之に準據すべきものなることは固より言を俟たざる所なり。

## 第二節　會計法の制定及實施

### 第一款　總說

明治二十二年二月十一日帝國憲法發布せらるるや、之と同時に法律第四號を以て會計法を公布し帝國議會に關涉する條項の外は、之を翌二十三年四月一日より施行したり。右會計法は三十三條より成り、之を總則・豫算・收入・支出・決算・期滿免除・歲計剩餘・定額繰越・豫算外收入及定額戻入・政府の工事及物件の賣買貸借・出納官吏・雜則・附則の十一章に分ち、以て會計制度の根幹を定めたり。今其の大綱に

就き之を說明すれば左の如し。

(一)會計年度

毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとし、其の年度內の收支事務は翌年度十一月三十日迄に悉皆完結せしむ。

(二)豫　算

租稅其の他一切の收入を歲入とし、一切の經費を歲出とし、之を總豫算に編入するものとす。總豫算は之を經常・臨時の二部に大別し、各部中に於て更に款項に區分す。總豫算は前年の帝國議會集會の始に提出して其の協贊を經べきものとす。而して豫算中に豫備費を設くべきことは憲法に明文を存する所なるが、會計法は此の豫備費を二種に分ち、避くべからざる豫算の不足を補ふものを第一豫備金とし、豫算外に生じたる必要の費用に充つるものを第二豫備金としたり。

(三)收　入

租稅及其の他の歲入は法律命令の規定に從ひ之を徵收すべく、之を徵收し又は收納すべき官吏は法律命令を以て一定することとす。而して各年度の歲計剩餘は之を翌年度の歲入に繰入し、豫算外の收入は之を現年度の歲入に組入るるものとし、法律勅命に依り前金渡・概算渡・繰替拂を爲したる場合に於ける返納金は、之を仕拂ひたる經費の定額に戻入ることを得。

(四)支　出

毎會計年度に於ける經費の定額は其の年度の歲入を以て支辨するを要し、又國務大臣は豫算に定めたる目的外に定額を使用し、又は各項の金額を流用することを得ざるものとす。而して國務大臣は其の所管定額を使用する爲には、國庫に向ひて仕拂命令を發するを要し、此の仕拂命令は正當なる債主若くは其の代理人の爲にするに非ざれば之を發することを得ず。又國庫は適法なる仕拂命令に依るに非ざれば金錢を仕拂ふことを得ざるものとす。但し特別の經費にして、主任の官吏又は政府の命じたる銀行をして現金支拂をなさしむる必要あるときは、國務大臣は現金前渡の仕拂命令を發することを得。更に又豫算に於て特に明許したるもの、及一年度內に終るべき工事製造にして避くべからざる事故の爲に事業を遲延し、年度內に經費の支出を終らざりしものは、翌年度に繰越使用することを得べく、繼續費に在りては、毎年度の仕拂殘額を竣功年度迄遞次繰越使用することを許したり。

(五)決　算

豫算執行の正當なるや否やは決算に依りて之を知るを得べし。卽ち政府は一年度の收支に關して、豫算の形式に從ひ總決算を調製し、會計檢査院の檢査を經て、之を帝國議會に提出すべきものとせり。

(六)時　效

政府の債權債務は他の法律に特別の規定なき限りは、當該年度經過後滿五年を以て消滅時效とす。而して時效中斷の方法は、債務に在りては債主の支出又は仕拂の請求、債權に在りては當該官吏の上納告知とす。

(七)契　約

會計法は政府の工事又は物件の賣買貸借に關する契約の原則を定め、此等の契約は法律勅令を以

て定めたる場合の外は、總て公告して競爭に付すべきものとしたり。但し競爭に付するを得ざる場合、或は競爭に付するを不適當又は不利益とする場合等には、其の例外として隨意の契約に依ることを許し、法律中に斯かる場合を列擧したり。

(八)出納官吏

現金又は物品の出納を掌る官吏は之を出納官吏とし、其の出納に就き之が一切の責任を負はしめ從つて其の保管に屬する現金又は物品を水火盜難等の事故に依りて紛失毀損したるときは、其の不可抗力に依ることを證明して會計檢査院の責任解除を受くるに非ざれば、負擔の責を免るることを得ざるものとす。故に會計法は又出納官吏に對しては、擔保として身元保證金を納めしむることあるべきものとしたり。

(九)其の他會計整理上特別の須要あるものには、特に法律を以て特別會計を設置し、一般の歲入歲出と區別して經理を行ふを得るの制度を設け、又國庫に於て保管出納する現金は、之を日本銀行をして取扱はしむるを得ることとしたり。之れ卽ち金庫制度の創設なりとす。

今右會計法の全文を揭ぐれば左の如し。

## 會計法（明治二十二年二月十一日法律第四號）

### 第一章　總則

第一條　政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年度十一月三十日マテニ悉皆完結スヘシ

第二條　租稅及其ノ他一切ノ收納ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ總豫算ニ編入スヘシ

第三條　各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第四條　各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

### 第二章　豫算

第五條　歲入歲出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第六條　歲入歲出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一　各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第二　其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ歲入歲出現計書

第七條　豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第八條　豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第九條　毎年度大藏省證券發行ノ最高額ハ帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

### 第三章　收入

第十條　租稅及其ノ他ノ歲入ハ法律命令ノ規程ニ從ヒ之ヲ徵收スヘシ

法律命令ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅ヲ徵收シ又ハ其ノ他ノ歲入ヲ收納スルコトヲ得ス

## 第四章　支　出

第十一條　每會計年度ニ於テ政府ノ經費ニ充ツル所ノ定額ハ其ノ年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第十二條　國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十三條　國務大臣ハ其ノ所管定額ヲ使用スル爲ニ國庫ニ向ヒテ仕拂命令ヲ發スヘシ但シ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ他ノ官吏ニ委任シテ仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

第十四條　國庫ハ法律命令ニ反スル仕拂命令ニ對シテ仕拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條　國務大臣ハ政府ニ對シ正當ナル債主若クハ其ノ代理人ノ爲ニスルニ非サレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

左ノ諸項ノ經費ニ限リ國務大臣ハ主任ノ官吏ニ委任シ又ハ政府ノ命シタル銀行ニ委任シテ現金支拂ヲ爲サシムル爲ニ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

第一　國債ノ元利拂

第二　軍隊軍艦及官船ニ屬スル經費

第三　在外各廳ノ經費

第四　前項ノ外總テ外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第五　運輸通信ノ不便ナル內國ノ地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第六　廳中常用雜費ニシテ一箇年ノ總費額五百圓ニ滿タサルモノ

第七　場所ノ一定セサル事務所ノ經費

第八　各廳ニ於テ直接ニ從事スル工事ノ經費但シ一主任官ニ付三千圓マテヲ限ル

## 第五章　決　算

第十六條　會計檢査院ノ檢査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決算ハ總豫算ト同一ノ樣式ヲ用ヰ左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歲入ノ部

歲入豫算額

調定濟歲入額

收入濟歲入額

收入未濟歲入額

歲出ノ部

歲出豫算額

豫算決定後增加歲出額

仕拂命令濟歲出額

翌年度繰越額

第十七條　前條ノ總決算ニハ會計檢査院ノ檢査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一　各省決算報告書

第二　國債計算書

第三　特別會計計算書

第六章　期滿免除

第十八條　政府ノ負債ニシテ其ノ仕拂フヘキ年度經過後滿五箇年内ニ債主ヨリ支出ノ請求若ハ仕拂ノ請求ヲ爲サヽルモノハ期滿免除トシテ政府ハ其ノ義務ヲ免ルヽモノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各〻其ノ定ムル所ニ依ル

第十九條　政府ニ納ムヘキ金額ニシテ其ノ納ムヘキ年度經過後滿五箇年内ニ上納ノ告知ヲ受ケサルモノハ其ノ義務ヲ免ルヽモノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各〻其ノ定ムル所ニ依ル

第七章　歳計剰餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第二十條　各年度ニ於テ歳計ニ剰餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十一條　豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事又ハ製造ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ事業ヲ遲延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十二條　數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造及其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ竣功年度マテ遞次繰越使用スルコトヲ得

第二十三條　誤拂過渡トナリタル金額ノ返納出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入及其ノ他一切豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ法律勅令ニ依リ前金渡概算渡繰替拂ヲ爲シタル場合ニ於ケル返納金ハ各〻之ヲ仕拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルヽコトヲ得

第八章　政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

第二十四條　法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ハ總テ公告シテ競爭ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競爭ニ付セス隨意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第一　一人又ハ一會社ニテ專有スル物品ヲ買入レ又ハ借入ルヽトキ

第二　政府ノ所爲ヲ祕密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

第三　非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ爲スニ競爭ニ付スル暇ナキトキ

第四　特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生産製造ノ場所又ハ生産者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

第五　特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ製造シ得ヘカラサル製造品及機械ヲ買入ルヽトキ

第六　土地家屋ノ買入又ハ借入ヲ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ限アル場合

第七　五百圓ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ爲ストキ

第八　見積價格二百圓ヲ超エサル動産ヲ賣拂フトキ

第九　軍艦ヲ買入ルヽトキ

第十　軍馬ヲ買入ルヽトキ

第十一　試驗ノ爲ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ルヽトキ

第十二　慈惠ノ爲ニ設立セル救育所ノ貧民ヲ傭役シ及其ノ生產又ハ製造物品ヲ直接ニ買入ルヽトキ

第十三　囚徒ヲ傭役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ルヽトキ及政府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ直接ニ其ノ生產又ハ製造物品ヲ買入ルヽトキ

第十四　政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈惠敎育ニ係ル各所ノ生產製造物品及囚徒ノ製造物品ヲ賣拂フトキ

第二十五條　軍艦兵器彈藥ヲ除ク外工事製造又ハ物件買入ノ爲ニ前金拂ヲ爲スコトヲ得ス

## 第九章　出納官吏

第二十六條　政府ニ屬スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏ハ其ノ現金若ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計檢查院ノ檢查判決ヲ受クヘシ

第二十七條　前條ノ官吏水火盜難又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ其ノ保管スル所ノ現金若ハ物品ヲ紛失毀損シタル場合ニ於テハ其ノ保管上避ケ得ヘカラサリシ事實ヲ會計檢查院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ負擔ノ責ヲ免ルヽコトヲ得ス

第二十八條　現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保證金ヲ納メシムルコトヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十九條　仕拂命令ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得ス

## 第十章　雜則

第三十條　特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十一條　政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

## 第十一章　附則

第三十二條　本法ノ條項帝國議會ニ關涉セサルモノハ明治二十三年四月一日ヨリ施行シ其ノ關涉スルモノハ帝國議會開會ノ時ヨリ施行ス

決算ニ係ル條項ハ帝國議會ノ議定ヲ經タル年度ノ歲計ヨリ施行ス

第三十三條　本法ノ條項ト牴觸スル法令ハ各〻其ノ條項施行ノ日ヨリ廢止ス

右會計法は明治三十五年に至り其の一部に改正を加へられたり。蓋し會計法は其の第五條に於て、歲入歲出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべき旨を規定すと雖も、追加豫算に關しては何等の規定をも設くることなきを以て、衆議院は政府の追加豫算提出の上に制限を設くる必要ありと爲し、之に關する會計法中改正法律案を第十六回帝國議會に提出せしが、右法案は議會の協贊を經て同年八月左の如く公布せられたり。

法律第四十七號（明治三十五年八月二十日）

會計法中左ノ通改正ス

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ツク經費ニ不足ヲ生シタル場合ノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

然るに同法第十五條中に規定せる現金前渡の仕拂命令を發し得るものの中、廳中常用雜費は一箇年總額五百圓以下、各廳に於て直接從事する工事の經費は一主任官に付三千圓以下に限られ、又同第二十四條中に規定せる隨意契約に依ることを得べき工事又は物件の賣買貸借中、工事又は物品の買入又は借入は五百圓以下、動產賣拂は見積價格二百圓以下に限定せらるゝと雖も、會計法制定後に於ける物價騰貴其の他經濟事情の變動の爲め、其の制限金額低きに失して實際の狀況に適應せず、不便尠からざるに至りしを以て、政府は此の制限額を高むるの必要を認め、同一議會に之が改正案を提出して協贊を經、前揭法律と同時に左の如く之を公布したり。

法律第四十八號(明治三十五年八月二十日)

會計法中左ノ通改正ス

第十五條第二項第六號中「五百圓」ヲ「千圓」ニ第八號中「三千圓」ヲ「六千圓」ニ改ム

第二十四條第七號中「五百圓」ヲ「千圓」ニ第八號中「二百圓」ヲ「四百圓」ニ改ム

會計法は右兩度の改正を經たる後は、何等の改正をも受くることなくして施行せられ以て大正十年四月の會計法改正の時に至れり。

明治二十二年會計法制定の當時に於ては我國は未だ海外に領土を有することなかりしが、明治二十七八年戰役の結果臺灣我が領土に歸し、又明治三十七八年戰役の結果樺太南部我國に割讓せられ更に明治四十三年韓國併合の結果朝鮮も亦我國の領有する所となれり。而して明治二十九年三月法律第六十三號を以て、現行の法律又は將來發布する法律にして、其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するときは、特に勅令を以て之を定むべきものとし、樺太及朝鮮に關しても領有の都度右と同樣の法律を制定せしを以て(樺太に關しては明治四十年三月法律第二十五號、朝鮮に關しては明治四十三年八月緊急勅令第三百二十四號及明治四十四年三月法律第三十號)、此等の法令に基き、臺灣には明治二十九年五月二十三日より(明治二十九年五月勅令第百六十七號)、樺太には明治四十年四月一日より(明治四十年三月勅令第九十五號)朝鮮には明治四十三年十月一日より(明治四十三年九月勅令第四百十二號)、何れも會計法を施行せられたり。

以上の如くにして明治二十二年會計法の制定に依り、會計制度の基礎は玆に始めて確立するを得しが、爾來之が實施に伴ひて種々の問題を生じ、制度の改正竝に法規の運用等に關し屢〻世上の論議を釀したり。而して斯かる問題の中最も主なるものは、卽ち金庫制度を廢して預金制度を採用するの可否に關する問題、竝に豫備金及豫備金外支出に關する問題にして、特に後者に關しては殆ど連年帝國議會に於ける問題となり、此の爲に會計法中改正法律案の衆議院に提出せらるゝこと亦數回に及びたり。然れども此等の改正法律案は、或は衆議院に於て可決せられしも貴族院に於て否決又は未決となり、或は衆議院に於て未決に終り、何れも成立することなかりき。此等會計制度に關する諸問題に就ては、本章中夫々關係の款項中に於て說述する所あるべし。

會計法は上述の如く明治二十二年二月制定せられ、二十三年度より施行せらるゝこととなりしが右は唯會計制度の大綱を規定せしに止まるを以て、之が實施に就ては更に施行上の細則を定め、以て之を補足するの必要あり、卽ち之が爲め同年五月勅令第六十號を以て會計規則を制定したり。會計規則は十章百二十三條より成り、會計法の規定に基きて其の詳細の施行手續を定めしものにして、今其の要領を述ぶれば左の如し。

(一)豫　算

豫算を調製するは大藏大臣の權限とす。故に各省大臣は前年度六月三十日迄に、其の所管經費に關して豫定經費要求書を大藏大臣に送付し、豫算決定の後仕拂豫算を調製して大藏大臣に送付すべく、大藏大臣は歳入の景況を調査し、各省の豫定經費要求書に基きて歳入歳出總豫算を調製し、且大藏省に備付の主計簿に據り歳入歳出現計書を調製すべきものとす。

豫備金は又大藏大臣の管理に屬するものにして、其の中第一豫備金を以て補充し得べき費途は毎年度豫め勅令を以て之を定め、各省大臣其の支出を要するときは、計算書を作りて大藏大臣の承認を經べく、第二豫備金の支出を要するときは、計算書を作りて之を大藏大臣に送付し、大藏大臣は勅裁を經て其の支出を決定す。豫備金を支出したる金額は各省大臣其の計算書を作りて大藏大臣に送付し、大藏大臣は之を第一豫備金支出と第二豫備金支出とに分ちて總計算書を調製し、各省大臣より送付したる計算書と共に之を帝國議會に提出すべきものとす。

(二)收　入

收入官吏とは現金を徴收又は收納する職務にある官吏を云ひ、收入官吏現金を領收したるときは領收證を納人に交付し、毎月一回若くは數回に領收現金を金庫に拂込むべし。但し金庫の設けなく且運輸不便なる地方に在りては、該官吏一時現金を保管し、大藏大臣の指定に從ひ金庫に拂込むべきものとす。金庫は收入官吏又は納人より現金を領收したるときは之に領收證を交付す。收入官吏は金庫より受領したる領收證に就て、歳入の徴收を監督する官吏の檢査を受け、且毎月收入報告書及參照書類を歳入事務管理廳に送付し、管理廳は之に基き毎月收入總報告書を作りて、參照書類と共に大藏大臣に送付すべきものとす。

(三)支　出

經費の支出は仕拂命令に據らざるべからず。仕拂命令を發する官吏を仕拂命令官と云ふ。仕拂命令官は仕拂命令を發する前に經費の當否、豫算の目的年度等を調査し、一定の式に從つて之を發す。仕拂命令官仕拂命令を發したるときは之を會計主務官に交付し、會計主務官は其の當否を審査し、正當と認めたるときは「調定濟」と記入して之を受取人に交付し(不當と認むるときは其の事由を本屬大臣に申立つべし)、同時に金庫に對して案内仕拂命令を送付す。仕拂命令の交付を受けたるものは金庫に就て仕拂命令と引替に現金を受取るものとす。若し案内仕拂命令の未到着なるとき、又は案内仕拂命令と符合せざるとき、若くは汚損の爲め案内仕拂命令と照合し難き場合には、金庫は仕拂命令の執行を拒むべきものとす。

會計主務官は毎月支出報告書を調製し、參照書類を添へて之を各省中央會計主務官に送付し、中央會計主務官は總報告を作り、參照書類を添へて之を大藏大臣に送付すべきものとす。

(四)決　算

歳入歳出總決算は各省大臣より提出せる各省決算報告書に依り大藏大臣之を調製し、又國債計算書は大藏大臣之を調製す。特別會計計算書は該特別會計所管の各省大臣之を調製し、年度後五箇月内に之を大藏大臣に送付するものとす。

(五)定額繰越・過年度支出・定額戻入

各省大臣會計法の規定に基き定額を翌年度に繰越さんとするときは、年度經過後一箇月以内に繰

越計算書を作り大藏大臣の承認を經べく、又過年度に屬する經費を支出せんとするときは、同じく大藏大臣の承認を經るを要し、更に又定額の戻入を爲さんとするときは定額戻入要求書を作り、翌年度六月三十日迄に大藏大臣の檢視を受くるを要するものとす。

(六)契　約

政府の工事及物件の賣買貸借を行ふ方法には、競爭契約及隨意契約の二種を存し、原則として前者に依るべきことは會計法の定むる所なり。競爭契約は總て入札の方法を以て之を行ふを要し、開札の上入札價格が政府の豫定價格に達せざるときは、直に入札人をして再入札を行はしむることを得。落札となるべき同價の入札を爲したるもの數名あるときは、同價の入札者をして直に再入札を爲さしめ、尙同價の入札あるときは直に抽籤を以て落札人を定むべきものとす。工事又は物品供給の競爭に加はらんとし若くは其の契約を結ばんとする者は、其の工事又は物品の供給に二年以來從事せることを證明し、且現金又は公債證書を以て一定の保證金を納むるを要す。但し隨意契約の場合に於ては請負人の保證金を免除することを得。競爭の落札者請負の契約を結ばざるときは其の保證金を沒收し、更に競爭を行はしむるものとす。

(七)出納官吏

出納官吏は各省大臣に隷屬し、大藏大臣の指揮監督を受くるものとし、特に會計主務官となるべき官吏の任免は陸海軍武官に係る場合を除く外、豫め大藏大臣の同意を要するものとす。出納官吏は特に任命せられたる代理官の行爲の外、自身執務せざるを理由として責任を免ることを得ず、其の取扱に際し生じたる損失は、會計檢査院の判決に依り辨償を命ぜらるるものとす。

現金を領收する官吏及現金前渡官吏の事務に就ては之が檢査を行ふ。卽ち定時檢査は毎年三月三十一日に之を行ひ、臨時檢査は該官吏の轉免・死亡・停職の場合、及大藏大臣又は各省大臣の必要と認めたるとき之を行ふものなり。檢査員右檢査を終りたるときは檢定書を製し、一通は大藏大臣に提出し、一通は該官吏に交付するものとす。

會計主務官は年度經過後五箇月以內、收入官吏は七箇月以內に會計事務計算書を製し、證憑書類を添へ之を所屬省又は事務管理廳へ送付し、所屬省又は管理廳は下檢査を爲し、其の檢査書を添へて會計檢査院へ送付すべし。現金を領收する官吏及現金前渡官吏も亦略之に準ずる手續を爲すべきものとす。

出納官吏の身元保證金額は各省大臣大藏大臣と協議して之を定む。右保證金は現金を以て納付せしめ、之を預金局に預けて通常預金の利子を附す。但し公債證書又は土地を以て代用することを許し、或は相當の資產ある者二人以上を保證人として、其の全額又は一部を免除することを得。出納官吏辨償義務を履行せざるときは保證金を以て辨償に充て、公債證書又は土地は競賣に付し保證人あるときは之をして辨償せしむ。而して保證金を以て損失を償ふに足らざるときは、其の不足額は出納官吏又は保證人より追徵し、競賣の結果剩餘あるときは之を返還す。出納官吏轉職其の他の事由に依り保證金の增納を要するとき、又は保證金を損失に充てたる爲め、若くは公債證書又は土地の價格低落の爲め追納を要するときは、指定期限內に之を納付するに非ざれば其の職を執るを得ず。又保證金は解職後と雖も、會計檢査院に於て責任解除を與へたる後に非ざれば、之を返還せざるものとす。

(八)金庫出納役

國庫金の取扱を日本銀行に命ずるは會計法の許す所にして、此の場合に於ては日本銀行總裁は金庫出納役として金庫の出納を掌るべし。金庫出納役も亦廣義の出納官吏の一種なるを以て、其の事務に就て會計檢査院の檢査判決を受けざるべからず。故に年度經過後四箇月以内に一年度内に執行したる出納計算書を調製し、證憑書類を添へ、大藏大臣を經由して之を會計檢査院に送付すべきものとす。

(九)帳　簿

其の他會計規則は各官廳及出納官吏に於て備付くべき帳簿の種類及其の記載事項に就て規定したり。

今右會計規則の全文を掲ぐれば左の如し。

會計規則(明治二十二年五月一日勅令第六十號)

第一章　會計年度所屬區分、歳入歳出金出納

第一條　歳入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ據ル

第一　納期ノ一定シタル收入ハ其納期末日ノ屬スル年度

第二　隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發スルモノハ納額告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度

第三　隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二條　歳出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ據ル

第一　公債ノ元利賞勳年金恩給諸祿ノ類ハ仕拂期日ノ屬スル年度

第二　諸拂戻缺損補塡ハ其拂戻又ハ補塡ノ決定ヲ達シタル日ノ屬スル年度

第三　俸給手數料旅費ノ類ハ其支給スヘキ事實ノ生シタル時ノ屬スル年度

第四　廳中雜費土木建築費其他物件ノ購入代價ノ類ハ契約ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但土木建築費ノ如キ契約ノ數年ニ渉ルコトヲ得ヘキモノハ契約ニ據リ定メタル仕拂期日ヲ以テ區分スヘシ

第五　前各項ニ掲クル類別ニ入ラサル費用ハ總テ仕拂命令ヲ發シタル日ヲ以テ年度ノ所屬ヲ定ムヘシ

第三條　毎年度所屬歳入歳出金ヲ金庫ニ於テ出納スルハ翌年度八月三十一日限リトス

第二章　豫　算

第一款　總豫算

第四條　大藏大臣ハ歳入ノ景況ヲ調査シ各省ノ豫定經費要求書ニ基キ歳入歳出總豫算ヲ調製スヘシ

總豫算ノ首ニハ歳計全體ニ關スル說明ヲ付スヘシ

第五條　歳入豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク歳入ノ性質ヲ明示スヘシ

第六條　歳出豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク經費ノ目的ヲ明ニスヘシ

第七條　歳入歳出總豫算款項ノ區分ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第二款　豫定經費要求書

第八條　各省大臣ハ毎年度其所管經費ノ需用高ヲ算定シ前年度ノ定額ト比較ヲ立テ豫定經費

要求書ヲ調製シ前年度六月三十日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條　各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ更ニ各項中所要ノ金額ヲ各目ニ區分シ尚ホ必要ノ場合ニ於テハ番號ヲ以テ之ヲ細分シ又經費所要ノ理由計算ノ基ク所ヲ示スヘシ

目ノ區分ハ各省大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第十條　各省ノ豫定經費要求書ニハ各省所管經費全體ニ關スル說明及各款各項ノ說明ヲ付スヘシ

## 第三款　仕拂豫算

第十一條　各省大臣ハ毎年度決定ノ豫算定額ニ基キ仕拂命令官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ仕拂豫算ヲ調製シ大藏大臣ノ檢視ヲ受クヘシ

仕拂豫算ハ各項ノ金額ヲ示スヘシ

第十二條　仕拂豫算ヲ更定セントスルトキハ其更定ヲ要スル金額理由ヲ詳具スル所ノ計算書ヲ作リ大藏大臣ノ檢視ヲ受クヘシ

第十三條　大藏大臣仕拂豫算若クハ其更定計算書ヲ檢視シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

## 第四款　歲入歲出現計書

第十四條　會計法第六條ニ揭クル歲入歲出現計書ハ大藏省ニ備ヘタル主計簿ニ據リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第十五條　歲入歲出現計書ニハ總豫算ニ定メタル區分ニ從ヒ其年三月三十一日ヲ以テ終リタル年度ニ屬スル歲入歲出ノ八月三十一日ニ於ケル左ノ事項ノ現計ヲ示スヘシ

歲入ノ部

歲入豫算額

調定濟歲入額

收入濟歲入額

收入未濟歲入額

歲出ノ部

歲出豫算額

豫算決定後增加歲出額

仕拂命令濟歲出額

翌年度繰越額

## 第五款　豫備金支出

第十六條　豫備金ハ大藏大臣之ヲ管理ス

第十七條　豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途及豫備金ヲ以テ支辨スル費途ノ金額ハ他ノ費途ニ流用スルコトヲ得ス

第十八條　第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ハ毎年度豫メ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條　各省大臣第一豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作リ大藏

大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十條　大藏大臣第一豫備金ノ支出ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第二十一條　各省大臣第二豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作リ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十二條　大藏大臣ハ前條ノ計算書ヲ調査シ其意見ヲ付シテ勅裁ヲ請フヘシ

第二十三條　第二豫備金支出ノ勅裁アリタルトキハ大藏大臣其事故金額ヲ會計檢査院ニ通知シ及官報ニ掲載スヘシ

第二十四條　豫備金ヲ以テ補充支辨シタル金額ハ各省大臣其計算書ヲ作リ各費途毎ニ説明ヲ付シ年度經過後五箇月以内ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ豫備金支出ヲ第一豫備金支出ト第二豫備金支出トニ大別シ其總計算書ヲ作リ之ニ説明ヲ付シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ計算書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ

## 第三章　收入

第二十五條　收入官吏現金ヲ以テ租税其他ノ收入ヲ領收スルトキハ其領收證ヲ納人ニ交付スヘシ

第二十六條　現金ヲ領收スル收入官吏ハ大藏大臣定ムル所ノ規則ニ從ヒ毎月一回若クハ數回其領收シタル金額ヲ金庫ニ拂込ムヘシ但外國及金庫ノ設ナキ運輸通信ノ不便ナル内國ノ地方ニ在ル收入官吏ノ領收シタル金額ハ該官吏之ヲ保管シ大藏大臣ノ指定ニ從ヒ金庫ニ拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十七條　金庫ハ收入官吏又ハ納人ヨリ租税其他ノ收入金ヲ領收スルトキハ收入ノ目的ヲ記入シタル別符付ノ領收證ヲ拂込人又ハ納人ニ交付スヘシ

第二十八條　第二十六條ノ拂込ニ對シ金庫ヨリ交付シタル領收證ハ收入官吏ヨリ歲入ノ徵收ヲ監督スル所ノ官吏ニ送付シ別符ヲ切離セシメ其檢印ヲ受クヘシ

第二十九條　納人ヨリ租税其他ノ收入金ヲ直接ニ金庫ニ納付シタルトキハ收入官吏ハ金庫ヨリ納人ニ交付シタル領收證ニ檢印シ別符ヲ切離シ領收證ヲ納人ニ返付スヘシ

第三十條　收入官吏ハ其收入ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ據リ毎月收入報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ各省大臣ノ定メタル期限ニ之ヲ其事務管理廳ニ送付スヘシ

第三十一條　歲入ノ事務管理廳ハ收入官吏ヨリ送付シタル收入報告書ニ據リ毎月收入總報告書ヲ作リ之ニ必要ナル參照書類ヲ添ヘ其翌月中ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

## 第四章　支出

### 第一款　仕拂命令

第三十二條　仕拂命令官ハ總テ仕拂命令ヲ發スル前其經費ハ正當ニシテ必要ナルヤヲ調査シ該經費ノ金額ヲ算定シ又該經費ハ仕拂豫算額ニ超過スルコトナキヤ支出科目及所屬年度ヲ誤ルコトナキヤ該經費ハ豫算ヲ以テ定メラレタル目的ニ違フコトナキヤヲ調査スヘシ

第三十三條　仕拂命令ニハ債主若クハ其代理人ノ氏名、仕拂フヘキ金額、支出科目、年度、番號、支出ノ目的ヲ記載スヘシ但俸給諸給恩給賞勳年金諸祿及定額拂切經費ノ仕拂ヲ爲ストキ支出科

目ノ同一ナルモノハ數人ノ債主ニ對シ集合仕拂命令ヲ發シ別ニ各債主ノ金額氏名表ヲ添ユルコトヲ得

現金前渡ノ仕拂命令ニハ前渡ヲ受クヘキ官吏ノ資格、氏名（銀行ナレハ其名稱）前渡ヲ爲スヘキ金額、支出科目、年度及番號ヲ記載スヘシ

第三十四條　仕拂命令ハ一項毎ニ之ヲ發スヘシ

第三十五條　仕拂命令ニハ支出ノ證據ニ必要ナル書類ヲ添ヘ仕拂命令官ヨリ之ヲ會計主務官ニ交付スヘシ

第三十六條　會計主務官其仕拂命令ヲ正當ト認ムルトキハ之ニ「調定濟」ト記入シ署名捺印シテ之ヲ受取人ニ交付スヘシ但數人ノ債主ニ對スル集合仕拂命令及仕拂命令ヲ當テタル金庫所在地ノ外ニ於テ仕拂ヲ要スルモノハ直ニ仕拂命令ヲ金庫ニ送付シ受取人ニ仕拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十七條　會計主務官前條ニ據リ仕佛命令ヲ不當ト認ムルトキハ其事由ヲ本屬大臣ニ申立ヘシ

本屬大臣會計主務官ノ申立ニ拘ハラス仕拂命令ヲ發スヘキコトヲ命スルトキハ會計主務官ハ仕拂命令ニ「特命調定」ト記入シ署名捺印シテ之ヲ受取人ニ交付スヘシ但仕拂命令ノ金額若シ仕拂豫算額ニ超過スルトキハ本屬大臣ノ特命ヲ受クト雖モ尙ホ大藏大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

第三十八條　會計主務官仕拂命令ヲ受取人ニ交付シタルトキハ同時ニ金庫ニ案內仕拂命令ヲ送付スヘシ但第三十六條但書ニ據リ仕拂命令ヲ金庫ニ送付シタル場合ニ於テモ亦同シ

第三十九條　現金前渡ノ仕拂命令ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ發スヘシ

第一　常時ノ費用ニ係ルモノハ每一箇月分ノ費額ヲ豫定シテ仕拂命令ヲ發スヘシ但在外各廳ノ經費外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費運輸通信ノ不便ナル內國ノ地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費其他仕拂場所ノ一定セサル經費ハ事務ノ必要ニ由リ二箇月以上六箇月分マテ合セテ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

第二　隨時ノ費用ニ係ルモノハ所要ノ費額ヲ豫定シテ事務上差支ナキ限リハ成ルヘク分割シテ仕拂命令ヲ發スヘシ

第三　各廳ニ於テ直接ニ從事スル工事ノ經費ハ工事ノ大小ニ由リ其所要ヲ量リ三千圓以內ニ於テ仕拂命令ヲ發スヘシ

第四十條　會計法第十五條第八ニ據リ現金前渡ヲ爲シタルトキハ左ノ場合ヲ除クノ外更ニ同一ノ主任官吏ニ現金前渡ヲ爲スタメ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

第一　前ニ發シタル仕拂命令ノ金額三分ノ二以上ノ仕拂濟證明アリタルトキ但此場合ニ於テハ更ニ發スル仕拂命令ノ金額ト前ニ發シタル仕拂命令ノ仕拂濟證明未濟ノ金額ト合シテ三千圓ヲ超ルコトヲ得ス

第二　前ニ發シタル仕拂命令ノ金額三千圓未滿ニシテ更ニ發スル仕拂命令ノ金額ト合シテ三千圓ヲ超サルトキ

第四十一條　現金前渡ヲ受ケタル官吏監督ノ規則ハ大藏大臣各省大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘ

シ

第四十二條　會計法第十五條ニ據リ政府ノ命シタル銀行ニ委任シテ現金仕拂ヲ爲サシムル爲メニ發スル現金前渡ノ仕拂命令ハ國債元利金仕拂ノ場合ニ限ル

第四十三條　仕拂命令ハ所屬年度經過後滿五箇年內ハ仕拂ノ請求アル毎ニ金庫ニ於テ仕拂フモノトス

第四十四條　各年度ニ屬スル經費ヲ精算シテ仕拂命令ヲ發スルハ翌年度六月三十日限リトス

第二款　仕拂命令ノ執行

第四十五條　金庫ニ於テハ休日ヲ除クノ外毎日其開庫時間內ハ何時ニテモ仕拂命令持參人ニ仕拂命令ト引替ニテ現金ヲ交付スヘシ

第四十六條　左ノ場合ニ於テハ事由ヲ仕拂命令持參人ニ告ケ金庫ニ於テ仕拂命令ノ執行ヲ拒ムヘシ

第一　案內仕拂命令ノ到著セサルトキ

第二　仕拂命令ト案內仕拂命令ト符合セサルトキ

第三　仕拂命令汚損シ案內仕拂命令ト照合シ難キトキ

第四十七條　各年度ノ仕拂命令ニシテ翌年度八月三十一日マテニ仕拂ノ請求ナキ仕拂命令濟金額ニ相當スル資金ハ會計法第二十條ノ歲計剩餘ニ組入レス國庫ニ於テ繰越整理スヘシ

第四十八條　前條ノ資金中年度經過後滿五箇年內ニ仕拂ノ請求ナクシテ會計法第十八條ノ期滿免除ニ據リ政府カ負債ノ義務ヲ免レタルモノアルカ爲メ不用トナリタルモノハ其負債ノ期滿免除トナリタル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

第三款　計算報告

第四十九條　會計主務官ハ其支出ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ據リ毎月支出報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ各省大臣ノ定メタル期限ニ之ヲ各省中央會計主務官ニ送付スヘシ

第五十條　各省中央會計主務官ハ各會計主務官ヨリ送付シタル支出報告書ニ據リ毎月支出總報告書ヲ作リ之ニ必要ナル參照書類ヲ添ヘ其翌月中ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

## 第五章　決　算

### 第一款　總決算

第五十一條　歲入歲出總決算ハ總豫算ト同一ノ區分ニ據リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

### 第二款　各省決算報告書

第五十二條　各省大臣ハ翌年度十二月三十一日マテニ各省豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ據リ其省所管ニ屬スル經費ノ決算報告書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

### 第三款　國債計算書

第五十三條　國債計算書ハ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

第五十四條　國債計算書ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一　當該年度末日ニ於ケル國債ノ種類及現高ヲ示ス所ノ計算

第二　當該年度ニ於テ償還シ及仕拂ヒタル各種國債ノ元高及利子ノ計算

第三　最近五箇年度間ニ於ケル各種國債增減ノ形況ヲ示ス所ノ計算

### 第四款　特別會計計算書

第五十五條　特別會計計算書ハ會計法第三十條ニ據リ特別會計ヲ立ツルコトヲ許サレタル事務ヲ管理スル所ノ各省大臣之ヲ調製シ毎年度經過後五箇月以內ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第五十六條　特別會計計算書ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一　收入計算

第二　支出計算

第三　最近五箇年度間資金ノ增減

第四　最近五箇年度間損益ノ比較

## 第六章　定額繰越、過年度支出、定額戻入

### 第一款　定額繰越

第五十七條　各省大臣會計法第二十一條及第二十二條ニ據リ定額ヲ翌年度ニ繰越サントスルトキハ年度經過後一箇月以內ニ繰越計算書ヲ作リ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

本條繰越計算書ハ歲出豫算ノ區分ニ從ヒ調製シ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一　繰越ヲ要スル項ノ定額

第二　右定額ニ對シ年度內ニ仕拂命令濟トナリタル額

第三　右定額ニ對シ仕拂命令ヲ發スヘキ額卽チ翌年度ニ繰越ヲ要スル額

第四　右定額中全ク不用ニ歸シ決算ニ於テ取消スヘキ額

第五十八條　會計法第二十一條ニ據リ年度內ニ其經費ノ支出ヲ終ラサリシ金額ヲ翌年度ニ繰越サントスルトキハ其繰越サントスル金額ノ計算書ニ各事件每ニ竣功遲延ノ事由ヲ示シ又請負ニテ爲サシムル工事若クハ製造ナレハ竣功遲延ノ事由ノ外ニ請負人職業住所氏名ヲ示シ契約書ノ寫ヲ添ユヘシ

第五十九條　大藏大臣各省定額ノ繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

### 第二款　過年度支出

第六十條　各省大臣過年度ニ屬スル經費ヲ支出セントスルトキハ其金額及其所屬年度ノ豫算ニ定メタル區分、年度、支出ノ事由ヲ示シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

大藏大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ翌月十日以內ニ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

第六十一條　前條ニ據リ大藏大臣ノ承認ヲ經タル經費ヲ仕拂フ爲メ各省大臣ハ其承認ヲ經タル年度ノ各省定額ニ對シ仕拂命令ヲ發スヘシ

第六十二條　第六十條ニ據リ支出セントスル經費ノ金額ハ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヽ外其經費所屬年度ノ豫算ニ於テ該經費ノ屬スル每項定額中不用トナリタル金額ヲ超過スヘカラス

### 第三款　定額戻入

第六十三條　各省大臣會計法第二十三條但書ニ據リ定額ノ戻入ヲ爲サントスルトキハ定額戻入要求書ヲ作リ大藏大臣ノ檢視ヲ受クヘシ

第六十四條　定額戻入要求書ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一　戻入ルヘキ金額

第二　金庫ニ於テ返納金ヲ領收シタル日付

第三　前金渡概算渡繰替拂ヲ爲シタル仕拂命令ノ金額、年度、科目、番號、日付

第四　戻入ノ事由

第六十五條　各年度ニ屬スル定額戻入ノ要求ヲ爲スハ翌年度六月三十日ヲ過クルコトヲ得ス

第六十六條　大藏大臣各省大臣ノ要求ニヨリ定額ノ戻入ヲ檢視シタルトキハ之ヲ會計檢査院ニ通知スヘシ

## 第七章　政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

### 第一款　總則

第六十七條　契約ニ據リ工事ノ既濟部分又ハ物品ノ既納部分ニ對シ完濟前ニ代價ノ一部分ヲ仕拂ハントスルトキハ各省大臣ハ特ニ檢査ノ官吏ヲ命シテ事實ヲ調定シ其調書ヲ作ラシムヘシ

仕拂命令官ハ前項ノ調書ニ據ルニアラサレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

第六十八條　前條ノ仕拂ヲ爲サントスルトキハ工事ノ既濟又ハ物品ノ既納トナリタル部分ニ對スル代價ノ五分ノ四ヲ超ユヘカラス

第六十九條　工事又ハ物品供給ノ競爭ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ其工事又ハ物品ノ供給ニ二年以來從事スルコトヲ證明スヘシ

工事又ハ物品供給ノ競爭ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ現金又ハ公債證書ヲ以テ保證金ヲ納ムヘシ

第七十條　前條ノ保證金ハ左ノ制限ニ據リ各省大臣之ヲ定ムヘシ

第一　競爭ニ加ハラントスル者ハ其事項ノ見積代金ノ百分ノ五以上

第二　契約ヲ結ハントスル者ハ其事項ノ代金ノ百分ノ十以上

第七十一條　競爭ノ落札者請負ノ契約ヲ結ハサルトキハ其保證金ハ政府ノ所得トス

### 第二款　競爭契約

第七十二條　競爭ハ總テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第七十三條　入札ノ方法ヲ以テ工事又ハ物件ノ賣買貸借ヲ契約セントスルトキハ其入札期日ヨリ少ナクモ十五日以前ヨリ掲示又ハ官報新聞紙其他ノ方法ヲ以テ成ルヘク廣ク公告スヘシ

第七十四條　前條ノ公告ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

第一　競爭入札ニ付スル事項

第二　契約書案ヲ示ス場所及其契約ノ取結ヲ擔任スル官吏ノ官氏名

第三　競爭執行ノ場所日限及時刻

第四　入札ノ保證金額

第七十五條　各省大臣若クハ其委任ヲ受ケタル官吏ハ其競爭入札ニ付シタル工事又ハ物件ノ價格ヲ豫定シ其豫定價格ヲ封書トシ開札ノトキ之ヲ開札場所ニ置クヘシ

第七十六條　開札ハ公告ニ示シタル場所日限時刻ニ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ

入札人又ハ其代理人若シ開札ノ場所ニ出席セサルトキハ其入札ハ無效トス

第七十七條　開札ノ上ニテ各人ノ入札中一モ第七十五條ニ據リ豫定シタル價格ノ制限ニ達セサルトキハ直ニ入札人ヲシテ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第七十八條　落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者數名アルトキハ同價ノ入札者ヲシテ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムヘシ

再度ノ入札ヲ爲スモ尙ホ同價ノ入札アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ムヘシ

第七十九條　競爭ノ落札者請負ノ契約ヲ結ハサルトキハ更ニ競爭ヲ行フヘシ

第八十條　工事及物件ノ賣買貸借契約書ニハ其契約セントスル事項ノ細密ナル設計、仕譯、落成期限、受渡期限、保證金額、契約違背ノトキ保證金ニ對スル處分、其他一切必要ナル條件ヲ揭クヘシ

第八十一條　契約ハ各省大臣若クハ特ニ其委任ヲ受ケタル官吏其契約書ニ署名捺印スルニアラサレハ確定セサルモノトス

### 第三款　隨意契約

第八十二條　隨意契約書ハ第八十條及第八十一條ニ準據シ之ヲ作ルヘシ但一口五百圓未滿ノ隨意契約ノ場合ニ於テハ左ノ書類ノ一ヲ以テ契約書ニ代用スルコトヲ得

第一　設計仕譯書ノ末ニ請負人ノ署名捺印シタルモノ

第二　請負人ノ署名捺印セル承諾書

第三　商業上ノ習慣ニ從ヘル往復書

第八十三條　隨意契約ノ場合ニ於テハ各省大臣ノ見込ニヨリ請負人ノ保證金ヲ免除スルコトヲ得

## 第八章　出納官吏

### 第一款　會計主務官、收入官吏、現金前渡ヲ受ケタル官吏

第八十四條　出納官吏ハ其責任ニ屬スル會計ニ付自身ニ事務ヲ執ラサルヲ理由トシテ其責任ヲ免ルコトヲ得ス但各省大臣ノ命令ヲ以テ特ニ其代理官ヲ定メタルトキ其代理官ノ所爲ニ付テハ本條ノ限ニアラス

第八十五條　各省大臣ノ命シタル出納官吏代理官ハ其代理シタル所爲ニ付會計法第二十六條ノ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第八十六條　出納官吏ハ各省大臣ニ隷屬シ大藏大臣ノ指揮監督ヲ受クヘシ

第八十七條　會計主務官トナルヘキ官吏ノ任命罷免ハ豫メ大藏大臣ノ同意ヲ要ス但陸海軍武官ニ係ル場合ハ本條ノ限ニアラス

第八十八條　各省大臣ハ所屬出納官吏ノ所爲ニ由リ政府ノ損失ヲ生シタリト認ムル場合ニ於テハ會計檢査院ノ判決以前ト雖モ其出納官吏ニ向テ辨償ヲ命スルコトヲ得

第八十九條　前條ノ場合ニ於テ其辨償ヲ命セラレタル出納官吏負擔ノ責ヲ免ルヘキ理由アリト信スルトキハ計算書ヲ作リ證憑書類ヲ添ヘ本屬大臣ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ送付シ其判決ヲ求ムルコトヲ得

各省大臣ハ前項ノ場合ト雖モ其命シタル損失金ノ辨償ヲ猶豫セス

會計檢査院ニ於テ其出納官吏ニ向テ辨償ノ責ナシト判決シタルトキハ其既納ニ係ル辨償金ハ直ニ之ヲ還付ス

第九十條　現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏交替ノトキハ本屬大臣ヨリ特ニ命シタル檢査員ノ立會ヲ以テ會計事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

第九十一條　現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ハ毎年三月三十一日若クハ該官吏轉免死亡停職ノトキ本屬大臣檢査員ヲ命シテ之ヲ檢査セシムヘシ但臨時ニ現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ハ定時ノ檢査ヲ要セス

大藏大臣又ハ各省大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時ニ檢査員ヲ命シテ現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ヲ檢査セシムルコトアルヘシ

第九十二條　前條ノ檢査ヲ執行スルニ當リ主務ノ出納官吏事故ニ由リ自身檢査ヲ受クル能ハサルトキハ其代理者若クハ特ニ本屬大臣ノ命シタル官吏ニ於テ立會ヲ爲スヘシ

第九十三條　現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ヲ檢査シタルトキハ其檢定書二通ヲ製シ檢査員及主務ノ出納官吏若クハ立會人之ニ署名シ一通ハ該官吏若クハ立會人ニ交付シ一通ハ本屬大臣ニ提出スヘシ

第九十四條　現金ヲ領收スル收入官吏及現金前渡ヲ受ケタル官吏他ノ公金ノ出納ヲ兼掌スルトキハ別ニ檢査ノ方法アルニ拘ハラス金櫃ノ檢査ヲ執行スル場合ニ於テハ他ノ公金ヲ併セテ檢査ヲ行フヘシ

第九十五條　會計主務官ハ毎年度經過後五箇月以内又收入官吏ハ毎年度經過後七箇月以内ニ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲メ毎年度會計事務ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ其所屬省又ハ歳入ノ事務管理廳ニ送付スヘシ

第九十六條　各省又ハ歳入ノ事務管理廳ノ部局長若クハ特ニ監督ノ任アル官吏ハ前條計算書ノ下檢査ヲ執行シ其下檢査書ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第九十七條　現金ヲ領收スル收入官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲メ一年度内ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ毎年度經過後二箇月以内ニ歳入ノ事務管理廳ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

在外各廳ニ勤務スル現金ヲ領收スル收入官吏ノ前條計算書及證憑書類ハ毎年度經過後一箇月以内ニ其廳ヲ發シ之ヲ歳入ノ事務管理廳ニ送付シ其管理廳ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第九十八條　現金前渡ヲ受ケタル官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲メ各省大臣ノ定ムル所ニ據リ毎月一回若クハ數回經費仕拂ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ仕拂命令官ニ送付シ仕拂命令官ハ其下檢査ヲ執行シ下檢査書ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ但行軍費航海費ノ如キハ行軍若クハ航海ノ終リタルトキ本條ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第九十九條　出納官吏交替ヲ爲シタルトキハ其在職期限經過後六十日以内ニ其在職期限間ニ執行シタル會計ノ計算書ヲ調製シ第九十五條第九十七條第九十八條ノ手續ヲ爲スヘシ

第百條　出納官吏死亡其他ノ事故ニ由リ自身ニ計算書ヲ調製スル能ハサルトキハ各省大臣特ニ命シタル官吏ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

出納官吏定期内ニ計算書ヲ送付セサルトキハ各省大臣ハ他ノ官吏ニ命シテ之ヲ調製セシムヘシ

本條ニ據リ調製シタル計算書ハ出納官吏ノ自身ニ調製シタルモノト見做シ會計檢査院ニ於テ檢査判決ヲ爲スヘシ

第百一條　出納官吏ノ計算書ハ提出ノ後修正變更スルコトヲ得ス

第百二條　會計法第二十八條ニ據リ出納官吏ノ納ムヘキ身元保證金額ハ各省大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定メ會計檢査院ニ通知スヘシ

出納官吏相當ノ資產アル者二人以上ヲ以テ保證人ト爲ストキハ各省大臣前項ノ身元保證金ノ全部若クハ一部ヲ免除スルコトヲ得此場合ニ於テハ各省大臣ヨリ其保證人ノ住所氏名職業ヲ大藏大臣及會計檢査院ニ通知スヘシ

第百三條　身元保證金ハ現金ヲ以テ納ムヘシ但公債證書若クハ土地ヲ以テ現金ニ代用スルコトヲ得

第百四條　身元保證ノ現金ハ大藏省預金局通常預金ノ利子ヲ付スヘシ

身元保證ニ供スル公債證書若クハ土地ハ出納官吏ヨリ大藏大臣ニ書入トシ其土地ハ出納官吏ノ私費ヲ以テ登記ヲ受クヘシ

第百五條　會計檢査院ノ判決ニ依リ各省大臣出納官吏ノ損失金辨償ヲ命シタル場合ニ於テ其指定シタル期限内ニ出納官吏ヨリ損失金ノ辨償ヲ爲サヽルトキハ其身元保證金ヲ以テ辨償ニ充ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ身元保證金ニ代用シタル公債證書若クハ土地ハ各省大臣ノ通知ニ依リ大藏大臣之ヲ公賣ニ付シ其代價ヨリ損失金額ヲ差引シ剩餘アルトキハ出納官吏ニ返付スヘシ

保證人ヲ以テ身元保證金ノ免除ヲ得タル官吏損失金ノ辨償ヲ命セラレタル場合ニ於テ辨償スルコト能ハサルトキハ其保證人ヲシテ損失金ヲ辨償セシムヘシ

第百六條　前條ノ場合ニ於テ出納官吏ノ身元保證金ヲ以テ損失金ノ辨償ニ充ルニ足ラサルトキハ其不足ハ出納官吏及其保證人ヨリ徵收スヘシ

第百七條　出納官吏數職ヲ兼務シタルカ爲メ各職毎ニ身元保證ヲ爲シタルトキト雖モ身元保證金ハ出納官吏ノ責任其何職ヲ行ヒタルヨリ生シタルヲ問ハス流用シテ辨償ニ充ツヘシ

第百八條　出納官吏其身元保證金ヲ以テ損失金ノ辨償ニ充テラレタルカ爲メ其身元保證金額定規ノ高ヨリ減シタルトキハ各省大臣ノ指定シタル期限内ニ其減少高ヲ追納スヘシ期限ヲ過キ追納ヲ爲サヽルトキハ其職務ヲ執ルコトヲ得ス

第百九條　出納官吏轉職其他ノ事故ニ由リ身元保證金ノ增納ヲ要スルトキハ其轉職若クハ事故ノ生シタル日ヨリ起算シ六箇月以内ニ增納スヘシ期限ヲ過キ增納ヲ爲サヽルトキハ其職務ヲ執ルコトヲ得ス

身元保證金トシテ納メタル公債證書若クハ土地ノ價格改定ノ爲メ身元保證金額定規ノ高ヨリ減少シ之カ補塡ヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ例ニ據ル

第百十條　出納官吏ノ身元保證金ハ其解職後會計檢査院ニ於テ其官吏ノ執行シタル會計事務ニ付責任解除ヲ與ヘタル後ニ非サレハ之ヲ還付セス

### 第二款　金庫出納役

第百十一條　會計法第三十一條ニ據リ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命シタル場合ニ於テハ日本銀行總裁ハ金庫出納役トシテ金庫ノ出納ヲ掌ルヘシ

金庫出納役ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲メ毎年度經過後四箇月以内ニ一年度内ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ大藏大臣ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

## 第九章　帳簿

第百十二條　大藏省ハ日記簿原簿補助簿ヲ備ヘ國庫ノ計算ニ入ルヘキ一切現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第百十三條　大藏省ハ歳入歳出ノ主計簿ヲ備ヘ總テ歳入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、收入未濟額、歳出ノ豫算額、仕拂命令濟額ヲ登記スヘシ

第百十四條　收入官吏ハ收入簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ調定濟額、收入濟額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第百十五條　歳入ノ事務管理廳ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ歳入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第百十六條　會計主務官ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ科目ヲ區分シ仕拂豫算額、仕拂命令調定濟額ヲ登記スヘシ

第百十七條　各省中央會計主務官ハ歳出簿ヲ備ヘ歳出ノ科目ヲ區分シ歳出豫算額、仕拂命令調定濟額ヲ登記スヘシ

第百十八條　現金ヲ領收スル收入官吏、現金前渡ヲ受ケタル官吏及金庫出納役ハ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第百十九條　各年度經過後八箇月ノ末日ニ於テ大藏大臣ハ會計檢査官立會ノ上ニテ大藏省ニ備ヘタル主計簿ヲ締切ルヘシ

## 第十章　雜則

第百二十條　本規則ニ據リ會計主務官、收入官吏、現金前渡ヲ受ケタル官吏及金庫出納役ヨリ會計檢査院ニ提出スル所ノ證明書ニ關スル規程樣式ハ會計檢査院ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第百二十一條　前條ノ外本規則ニ揭クル諸計算書仕拂命令領收證ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第百二十二條　帳簿ノ樣式及記入ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第百二十三條　本規則ハ明治二十三年四月一日ヨリ執行ス

本規則ト抵觸スル命令ハ本規則施行ノ日ヨリ總テ廢止ス

斯くの如くにして會計規則の制定に依り、會計法の規定を補足して其の適用を完からしめ、茲に會計事務は一大革新を施されしが、爾來本規則の實施せらるること三年、此の間各廳及金庫とも幾多の經驗を重ぬるに從つて出納の事務大に進歩し、最早本規則に規定せる如き嚴密なる監督と繁雜なる手續とは、之を必要とせざるに至れり。茲に於て明治二十六年十月大に會計規則に改正を加へ、以て頗る會計事務を簡潔にしたり。今其の改正の主なる點を擧ぐれば、先づ金庫出納締切期限の短縮を

圖ると共に、豫定經費要求書及定額繰越計算書の提出期限を延長し、仕拂豫算の提出及其の更訂・收入金額領收證の發行・仕拂命令書の調定・支出計算の報告・過年度支出・定額戻入等に關する諸手續を簡略にし、又毎年度歳入調定額計算書及毎月支出計算書の提出に關する規定を新設し、更に又會計主務官の制度を廢し、分任出納官吏の規定を設け、其の他出納官吏及其の身元保證金に關する規定に多くの改正を加へし等卽ち之なり。其の改正條文は左の如し。

勅令第百十二號（明治二十六年十月七日）

明治二十二年勅令第六十號會計規則中左ノ通改正ス

第三條中「八月三十一日」ヲ「七月三十一日」ト改ム

第八條中「六月三十日」ヲ「八月三十一日」ト改ム

第十一條中「大藏大臣ノ檢視ヲ受クヘシ」ヲ「大藏大臣及會計檢査院ニ送付スヘシ」ト改ム

第十二條　仕拂豫算ヲ更定シタルトキハ其計算書ヲ大藏大臣及會計檢査院ニ送付スヘシ

第十三條　大藏大臣仕拂豫算若クハ其更定計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ金庫ニ令達スヘシ

第十五條中「八月三十一日」ヲ「七月三十一日」ト改ム

第二十六條但書中「外國及」ノ三字竝「內國ノ」ノ三字ヲ削ル

第二十七條　金庫ハ收入官吏又ハ納人ヨリ租稅其他ノ收入金ヲ領收スルトキハ其領收證ヲ拂込人又ハ納人ニ交付シ領收濟ノ旨ヲ收入官吏ノ拂込ニ係ル分ニ付テハ歳入ノ徵收ヲ監督スル所ノ官吏ニ又納人ニ係ル分ニ付テハ收入官吏ニ通知スヘシ

第二十八條削除

第二十九條削除

第三十三條中「支出ノ目的」ノ五字竝「俸給諸給恩給賞勳年金諸祿及定額拂切經費ノ仕拂ヲ爲ストキ」ノ二十七字ヲ削ル

第三十五條　仕拂命令官第三十二條ノ調査ヲ了シタルトキハ其仕拂命令ヲ受取人ニ交付スヘシ但數人ノ債主ニ對スル集合仕拂命令及仕拂命令ヲ當テタル金庫所在地ノ外ニ於テ仕拂ヲ要スルモノハ直ニ仕拂命令ヲ金庫ニ送付シ受取人ニ仕拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十六條　仕拂命令官前條ニ據リ仕拂命令ヲ受取人ニ交付セントスルトキハ前以テ案內仕拂命令ヲ金庫ニ送付スヘシ

第三十七條削除

第三十八條削除

第四十五條　金庫ハ案內仕拂命令集合仕拂命令若クハ金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スル仕拂命令ヲ受ケタルトキ其命令合式ニシテ且仕拂豫算各項ノ金額ニ超過セサルトキハ仕拂ヲ爲スヘシ

金庫ニ於テハ休日ヲ除クノ外毎日其開庫時間內ハ何時ニテモ仕拂命令持參人ニ仕拂命令ト引替ニテ現金ヲ交付スヘシ

第四十七條中「八月三十一日」ヲ「七月三十一日」ト改ム

第四十九條　金庫出納役ハ毎月仕拂命令受領濟額報告書ヲ調製シ其翌月中ニ大藏省ニ送付ス

ヘシ

但運輸不便ノ土地若クハ遠隔ノ地方ニシテ本文期限ニ據リ難キモノハ豫メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條削除

第五章第二款題號中「報告書」ノ下ニ「及收入支出計算書」ノ八字ヲ加フ

第五十二條ニ左ノ三項ヲ加フ

歳入ヲ調定スル官吏ハ會計檢査院ニ證明ノ爲メ毎年度歳入調定額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ年度經過後五箇月以内ニ其歳入事務管理廳ニ送付シ歳入事務管理廳ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

仕拂命令官ハ會計檢査院ニ證明ノ爲メ毎月支出ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月十五日マテニ其主管大臣ニ送付シ主管大臣ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

本條第二項第三項ノ場合ニ於テ歳入歳出ニ關スル計算書ハ特ニ監督ノ任アル官吏若クハ特ニ主管大臣ヨリ委任ヲ受ケタル官吏ヨリ直ニ會計檢査院ニ送付セシムルコトヲ得

第五十七條中「年度經過後一箇月」ヲ「年度經過後二箇月」ト改メ第二ノ末尾ニ「及第四十四條ニ據リ翌年度六月三十日マテニ仕拂命令ヲ發スヘキ額」ノ三十字ヲ加フ

第六十條　過年度ニ屬スル經費ノ支出ヲ爲ストキハ現年度各省定額ニ對シ仕拂命令ヲ發スヘシ

第六十一條削除

第六十三條　仕拂命令官會計法第二十三條但書ニ據リ定額ノ戻入ヲ爲サントスルトキハ其旨ヲ金庫ニ通知スヘシ

第六十四條　金庫ハ定額ニ戻入ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ仕拂命令官ニ通知スヘシ

第六十五條中「ノ要求」ノ三字ヲ削ル

第六十六條削除

第六十七條ニ左ノ一項ヲ加ヘ從前ノ第一項第二項ヲ第二項第三項トシ第三項中「前項」ヲ「前各項」ト改ム

各省大臣五百圓以上ノ工事ニ付テハ竣功ノ後其工事ヲ監督シタル官吏又ハ技術者ヲシテ之カ調書ヲ作ラシムヘシ

第六十八條中「前條」ノ下ニ「第二項」ノ三字ヲ加フ

第六十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ從前ノ第二項ヲ第三項トシ第三項中「物品供給」ヲ「物品賣買」ト改ム

各省大臣ハ工事又ハ物品ノ性質ニ依リ必要アルトキハ前項ノ外特ニ省令ヲ以テ其競爭者ノ資格ヲ定ムルコトヲ得

第七十一條中「請負」ノ下ニ「又ハ賣買」ノ四字ヲ加フ

第七十九條中「請負」ノ下ニ「又ハ賣買貸借」ノ六字ヲ加ヘ左ノ但書ヲ加フ

但本條ノ場合ニ於テハ第七十三條ノ期限ヲ七日マテニ短縮スルコトヲ得

第八十二條但書ヲ左ノ通改メ第一第二第三ヲ削ル

但一口五百圓未滿ノ隨意契約ノ場合ニ於テハ本文ノ契約書ヲ省略スルコトヲ得

第八章第一款題號中「會計主務官」ノ五字ヲ削ル

第八十四條但書ヲ左ノ通改メ左ノ一項ヲ加フ

但各省大臣ノ命令ヲ以テ特ニ其代理官若クハ分任官ヲ定メタルトキ其代理官若クハ分任官ノ所爲ニ付テハ本條ノ限ニアラス

前項代理官ハ出納官吏ノ事務ノ全部ヲ代理シ分任官ハ其一部ヲ分掌スルモノトス

第八十五條中「出納官吏代理官ハ其代理シタル」ヲ「出納官吏代理官若クハ分任官ハ其」ト改ム

第八十六條　出納官吏ハ現金前渡及現金收入ニ關シ大藏大臣ノ指揮監督ヲ受ク

第八十七條削除

第九十條削除

第九十五條　收入官吏ハ毎年度經過後五箇月以内ニ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲メ毎年度會計事務ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ歳入ノ事務管理廳若クハ特ニ監督ノ任アル官吏ニ送付スヘシ

第九十六條中「各省又ハ」ノ四字ヲ削ル

第九十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第九十八條ノ二　分任出納官吏ノ出納ハ總テ主任出納官吏ノ計算トシテ取扱ヒ其報告書及計算書ハ各別ニ提出ヲ要セス但各省大臣若クハ會計檢査院ニ於テ必要ト認ムルトキハ特ニ分任出納官吏ヲシテ報告書又ハ計算書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第百二條第二項中「大藏大臣及」ノ五字ヲ削ル

第百四條第二項中「大藏大臣」ヲ「各省大臣」ト改ム

第百五條第二項中「ノ通知ニ依リ大藏大臣」ノ十字ヲ削ル

第百十一條第二項中「大藏大臣ヲ經由シテ之ヲ會計檢査院」ヲ「之ヲ大藏大臣」ト改メ同條第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

金庫出納役ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル爲メ毎月各金庫出納内譯書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其翌月中ニ大藏大臣ニ送付スヘシ但運輸不便ノ土地若クハ遠隔ノ地方ニシテ本文期限ニ據リ難キモノハ豫メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大藏大臣ハ前各項ノ出納計算書及内譯書ヲ調査シ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第百十六條中「會計主務官」ヲ「金庫出納役」ト改メ「調定」ヲ「受領」ト改ム

第百十七條削除

第百二十條中「會計主務官、收入官吏、現金前渡ヲ受ケタル官吏」ヲ「當該官吏」ト改ム

附　則

本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

會計規則は後明治三十三年三月に至り、更に其の一部を改正せられたり。卽ち從來の『現金ヲ領收スル收入官吏』を改めて『收入官吏』と爲し、新に歳入徵收官に關する規定を設けて、之と收入官吏との事務に區別を設け、以て會計上の不正の發生を防止し、又收入官吏の會計事務計算書の提出、及之に對する所屬省又は歳入事務管理廳の下檢査の制度を廢止し、以て會計事務の簡捷を圖りし等は、改正の

主要なる條項とす。改正法令の全文は左の如し。

勅令第百二十七號（明治三十三年三月三十日）

會計規則中左ノ通改正ス

第二十五條　收入官吏租稅其他ノ收入金ヲ領收スルトキハ其領收證ヲ納人ニ交付シ領收濟ノ旨ヲ歲入ヲ徵收スル官吏ニ報告スヘシ

第二十六條第九十一條第九十三條第九十四條及第百十八條中「現金ヲ領收スル收入官吏」ヲ「收入官吏」ニ改ム

第二十七條中「收入官吏ノ拂込ニ係ル分ニ付テハ歲入ノ徵收ヲ監督スル所ノ官吏ニ又納人ニ係ル分ニ付テハ收入官吏ニ通知スヘシ」ヲ「歲入ヲ徵收スル官吏ニ通知スヘシ」ニ改ム

第三十條　歲入ヲ徵收スル官吏ハ其徵收簿ノ結果ニ據リ毎月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ各省大臣ノ定メタル期限ニ之ヲ其事務管理廳ニ送付スヘシ

第三十一條　歲入ノ事務管理廳ハ前條ノ徵收報告書ニ據リ毎月徵收總報告書ヲ作リ之ニ必要ナル參照書類ヲ添ヘ其翌月中ニ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三十一條ノ二　納期ノ一定シタル收入ニシテ納期所屬ノ年度ニ於テ納額告知書ヲ發セサルモノハ總テ納額告知書ヲ發シタル年度ノ歲入ニ編入スヘシ

第三十五條中「金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スルモノハ」ヲ「金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スルモノハ」ニ改ム

第四十五條第一項中「金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スル」ヲ「金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スル」ニ改メ第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但集合仕拂命令、金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スル仕拂命令ニ對シテハ領收證書ト引換ニ現金ヲ交付スヘシ

第五十二條第二項中「調定」ヲ總テ「徵收」ニ改ム

第五十七條第一項及第二項第二號ヲ左ノ如ク改ム

各省大臣會計法第二十一條及第二十二條ニ據リ定額ノ繰越ヲ要スルトキハ翌年度五月三十一日迄ニ繰越計算書ヲ作リ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

第二　右定額ニ對シ既ニ仕拂命令濟トナリタル額及當該年度所屬トシテ仕拂命令ヲ發スヘキ額

第九十五條及第九十六條ヲ削ル

第九十七條　收入官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クル爲メ一年度內ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ每年度經過後二箇月以內ニ歲入ヲ徵收スル官吏ニ送付シ歲入ヲ徵收スル官吏ハ其下檢査ヲ執行シ下檢査書ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第百二條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但保證人ノ責任ハ免除シタル保證金額ニ止ルモノトス

第百六條中「及其保證人」ヲ削ル

第百十四條　歲入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備ヘ歲入ノ種類ヲ區分シ調定濟額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

## 附則

本令ハ明治三十三年度ヨリ之ヲ施行ス

翌明治三十四年八月八日勅令第百五十六號を以て更に會計規則第十五條中に改正を加へ、歳入歳出現計書に記載すべき事項は其の年七月三十一日の現計に依るべき規定を改めて、八月三十一日と爲せしが、翌三十五年八月に至り既述の如く會計法第十五條及第二十四條の改正あり、之に伴ひて會計規則中にも改正を要するものを生せしを以て、之を機會に其の他の點に就ても從來實際取扱上の不備又は不便を感せし規定を改むることと爲し、卽ち同年八月更に會計規則に改正を加へたり。今其の主要なる點を擧ぐれば、前記會計法改正に伴ふ改正の外、金庫出納締切期限・仕拂命令發布期限・定額戻入期限に短縮を加ふると共に、收入支出計算書の提出期限・收入官吏の提出する出納計算書の提出期限・出納官吏交替の際に提出する會計計算書の提出期限・金庫出納役の提出する出納計算書及毎月各金庫出納內譯書の提出期限を何れも撤廢し、歳入歳出現計書記載事項を增加し、又政府の工事又は物品賣買の契約に關し、不法不正の行爲ありし者を排除するの規定を設くると共に、入札の方法に關する規定に改正を加へ、其の他身元保證金の追納增納に關する規定を廢止せし等卽ち之なり。右改正勅令の全文を揭ぐれば左の如し。

勅令第二百號(明治三十五年八月二十日)

會計規則中左ノ通改正ス

第三條及第四十七條中「七月三十一日」ヲ「六月三十日」ニ改ム

第十五條中「歳入ノ部」及「歳出ノ部」ヲ左ノ如ク改ム



歳入ノ部

歳入豫算額

調定濟歳入額

收入濟歳入額

不納缺損額

收入未濟歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後增加歳出額

仕拂命令濟歳出額

翌年度繰越額

歳出殘額

第三十九條第三號第四十條第一號及第二號中「三千圓」ヲ「六千圓」ニ改ム

第四十四條及第六十五條中「六月三十日」ヲ「五月三十一日」ニ改ム

第五十二條第一項中「十二月三十一日」ヲ「十一月三十日」ニ改ム

第五十二條第二項中「年度經過後五箇月以內ニ」及第三項中「翌月十五日マテニ」第九十七條中「毎年度經過後二箇月以內ニ」第九十九條中「其在職期限經過後六十日以內ニ」及「第九十五條」第百十一條第二項中「毎年度經過後四箇月以內ニ」第三項中「其翌月中ニ」及同項但書ヲ削ル

第六十七條第一項及第八十二條但書中「五百圓」ヲ「千圓」ニ改ム

第六十八條　前條第二項ノ仕拂ヲ爲サントスルトキハ工事ニ付テハ其既濟部分ニ對スル代價ノ十分ノ九物品ニ付テハ其既納部分ニ對スル代價ヲ超ユヘカラス但箇々ニ分立シ得ヘキ性質ノ工事ニ於ケル各箇ノ完濟部分ニ對シテハ其代價ノ全額マテヲ仕拂フコトヲ得

第六十九條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第六十九條ノ二　各省大臣ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ハ爾後二箇年間工事又ハ物品賣買ノ競爭ニ加ハルコトヲ得ス其之ヲ代理人支配人番頭又ハ手代トシテ使用シタル者亦同シ

一、工事又ハ物品供給ノ契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ工事又ハ物品ヲ粗雜ニシタル者

一、競爭ニ際シ漫ニ價格ヲ競上ケ若クハ競下クルノ目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者

一、競爭ノ加入ヲ妨害シ若クハ競落者ノ契約履行ヲ妨害シタル者

一、工事又ハ物品ノ檢査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨ケタル者

一、前各號ニ該當スト認メラレタル後二箇年ヲ經過セサル者ヲ工事請負又ハ物品賣買ニ際シ代理人支配人番頭又ハ手代トシテ使用スル者

第六十九條ノ三　前條ニ該當シタル者ヲ入札代理人トシテ使用スル者ハ競爭ニ加ハルコトヲ得ス

第七十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ要急ノ場合ニ於テハ公告期間ヲ七日迄ニ短縮スルコトヲ得

第七十六條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但入札人出席セサルカ又ハ出席セサル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ開札ニ立會ハシムヘシ

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

入札人ハ一旦提出シタル入札書ノ引換變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

競爭加入ノ資格ナクシテ爲シタル者ノ入札ハ無效トス

第七十七條中「直ニ入札人ヲシテ」ヲ「直ニ出席入札人ヲシテ」ニ改ム

第七十八條　落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者數名アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ムヘシ

第八十三條中「請負人ノ保證金ヲ免除スルコトヲ得」ヲ「第六十九條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得」ニ改ム

第九十八條中「各省大臣ノ定ムル所ニ據リ毎月一回若クハ數回經費仕拂ノ計算書ヲ調製シ」ヲ「毎月仕拂計算書ヲ調製シ」ニ改ム

第百二條第一項中「大藏大臣ト協議シテ」ヲ削ル

第百四條第二項中「各省大臣」ノ次ニ「若クハ各省大臣ノ指定シタル官吏」ヲ加フ

第百五條第二項中「損失金額」ノ上ニ「公賣ニ關スル費用及」ヲ加フ

第百八條　削除

第百九條　削除

第百十三條　大藏省ハ歳入歳出ノ主計簿ヲ備ヘ總テ歳入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額、歳出ノ豫算額、豫算決定後增加額、仕拂命令濟額、翌年度繰越額、殘額ヲ登記スヘシ

第百十五條中「收入濟額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ加フ

第百十九條中「八箇月」ヲ「七箇月」ニ改ム

附　則

本令中第三條第四十四條第四十七條第五十二條第一項第六十五條第百十九條ニ關スル改正ハ明治三十五年度會計ヨリ適用ス

會計規則は爾後何等の改正もなくして長く行はれしが、大正九年十二月に至りて左の如く其の一部に改正を加へられたり。

勅令第五百八十號(大正九年十二月二十八日)

會計規則中左ノ通改正ス

第六十九條、第百三條乃至第百五條中「公債證書」ヲ「國債」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十六年勅令第二百八十三號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前納付シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

蓋し會計規則第六十九條に依れば、工事又は物品賣買の競爭に加はらんとし若くは其の契約を結ばんとする者は、現金又は公債證書を以て保證金を納むべきものとし、又同第百三條に於ては、出納官吏の納むべき身元保證金は現金を以てするを本則とするも、公債證書若くは土地を以て之に代用するを得ることを規定せるものにして、後明治三十六年十二月勅令第二百八十三號を以て、勸業債券及貯蓄債券を、更に大正四年三月勅令第二十八號を以て北海道拓殖債券を追加、大正九年十一月に至り、政府は國債市價の維持騰貴を圖る目的を以て、各種の法令に據り政府に提供せしむべき保證金擔保物等を、現金の外は國債證券に限定するの政策を採用せしを以て、此の方針に從ひ右の如く會計規則中にも改正を加へ、以て前記の保證金に代用するを得べき物品を國債に限定すると共に、前記明治三十六年勅令第二百八十三號の規定を廢止せしなり。　爾後本會計規則は大正十一年四月改正會計規則の實施に至る迄引續き施行せられしものとす。

尙前揭會計規則は內國の狀態を標準として制定せられしものにして、諸般の事情を異にせる外國所在の我公館に對し、之を其の儘適用せんとするときは種々の支障を生ずべきを以て、明治三十年三月左の如き規定を設け、在外公館に於ては會計規則に定めたる手續の一部を省略するを得ることとなしたり。

勅令第五十八號(明治三十年三月三十一日)

第一條　公使館領事館及貿易事務館收入官吏ノ領收シタル現金ヲ金庫ニ拂込ムヘキ期限及收入報告調製ノ期限ハ每三箇月一回若ハ數回ト爲スコトヲ得

第二條　公使館領事館及貿易事務館出納官吏ノ仕拂ヒタル現金ノ計算書調製及其ノ證憑書類送付ノ期限ハ外務大臣ニ於テ毎三箇月一回若ハ數回ト爲スコトヲ得

第三條　公使館領事館及貿易事務館ニ於テ工事又ハ物件ノ賣買貸借ヲ爲スニ當リ隨意契約ニ依ルトキハ一口二千圓未滿ニ限リ會計規則第八十二條ノ契約書ヲ省略スルコトヲ得

右勅令は後明治三十九年一月勅令第七號を以て、同年二月一日より統監府及理事廳にも之を準用すべきものと定められたり。

以上述べたる所は我國會計制度の全體に通ずる一般的規定にして、卽ち會計制度の根幹を成すものなるが、之が施行に當りては、此等の法規に基き必要に應じて部分的に尙種々の詳細なる手續規定を設け、以て制度の完備を期すると共に、實際運用上の利便を圖れり。以下款を分ちて會計制度の各部門に就きて之を概說すべし。

## 第二款　會計年度

會計年度は歲入歲出の計算を終始する一定の期間にして、會計法は其の第一條に於て之を定めて毎年四月一日より翌年三月三十一日迄の一箇年間を一會計年度としたり。此の會計年度區分の時期に關しては明治初年以來屢〻變更ありしものにして、卽ち明治二年九月始めて會計年度に關する規定を設くるや、十月より翌年九月迄を以て一會計年度と定めしが、明治五年十一月之を改めて一月より十二月迄を一會計年度となし、同七年十月更に七月より翌年六月迄と改め、同十七年十月に至り更に之を改めて、四月一日より翌年三月三十一日迄を一會計年度と定めしものにして、明治二十二年の會計法は卽ち此の最後の制度を踏襲せるものなり。然れども會計年度區分を如何に定むべきやは財政制度上重要なる問題にして、之が決定に當りては能ふ限り毎月の歲入歲出の均衡を得しむる樣注意するを要し、歲入歲出の時期が相照合せざるが爲に、或は空しく巨額の資金を國庫に堆積し、或は多額の大藏省證券を發行するが如きことなからしめんことを必要とするものなりと雖も、而も收支の時期が絶對に相適合するが如き區分方法を定むることは不可能なるのみならず、年月の經過に伴ひ租稅納期の變更又は經費支出の偏倚其他の諸事情の爲に、從前の會計年度を不適當となすに至ることあり。之れ世上會計年度改正論の生ずる所以にして、明治二十二年會計法制定の後に於ても此の種の論議は屢〻行はれ、明治三十年第十回帝國議會に於ても會計年度改正に關する建議案衆議院より提出せられたり。右は衆議院本會議に於て未決に終りしが、政府に於ても亦之に關しては時々其の調査を行ひしことあり。然れども會計年度の改正は財政制度上の重要問題にして、其の影響する所廣く、之に伴ふ困難も亦尠少ならざるものあるを以て、年度改正の事は遂に行はるることなくして終り、大正十年の改正會計法に於ても依然として舊會計法の制度を踏襲して、以て現在に至れり。今參考の爲め明治三十八年及大正元年に於て行ひし政府の調査の大要を左に揭載すべし。

明治三十八年三月大藏省主計局は會計年度改正に關する調査を遂げ、左の如き理由に基き毎年七月一日より翌年六月三十日迄を一會計年度と定めんとする意見を立てたり。

『我邦會計法規は大體に於て頗る正鵠を得たるものなりと雖も、明治二十三年實施以來十數年の星霜を經過し、其間多少の修正を要すべきものありと認む。會計年度の改正は卽ち其一なり。今改正の要旨を陳ぶれば

(一)毎年の現計に據るに歳入歳出均衡を失すること甚しく、三十五年十月現計の如き歳入不足六千三百萬圓以上に及び、大藏省證券發行限額を超過すること殆ど三千萬圓に垂んとす。是れ歳入歳出時期の相照合せざるに職由するものにして、是が救濟の策は大藏省證券發行額を增大するか、租稅納期を改正するか、若くは會計年度を變更するか、孰れか其一に出でざる可らざるなり。而も多額の證券を發行して其利子を支拂ふが如きは、財政上策の得たるものに非ず。然らば歳入納期を改正せんか、是れ亦容易の業に非ざると同時に、漫に變更を加ふべきものに非ず。是に於てか救濟の途は會計年度を改正して、各月の歳入歳出差額をして可成的僅少ならしむるの外、他に途なしと信ず。

今此考案に基き明治三十五年度主計簿の現計に基き、會計年度を一は現制に依り、一は曆年に依り、一は七月より六月に至る年度に依り、現計表を假製したるに、別紙甲號の如き結果を得たり。右は現計表上の各月の數額を以て、前月の收支に屬するものと假定したるものにして、或は正鵠を失するなきやを慮り、更に理財局調査に係る三十六年度歳入歳出豫算月割額表に依り其累計を算出し、假に會計年度を前述の三種に區別し、其歳入歳出差額を對照したるに、別紙乙號の如く前者と大體に於て吻合するの事實を發見したり。

以上の結果に由りて之を觀るに、現制年度に依るときは歳入歳出均衡を失すること最も甚しく、曆年制度若くは七月乃至六月間の會計年度に依るときは、比較的結果の良好なるものあり。即ち前者の場合に於ては四千萬圓乃至六千萬圓以上の歳入不足を見るに拘らず、後者の場合に於ては二千萬圓乃至三千萬圓臺以上に昇らざるの事實を發見せり。是れ、以上統計の示す所にして、一面租稅其他の收納の時期より推算するも、以上の現象あるべきを想像するに難からず。是れ會計年度改正理由の一なり。

(二)三月末日を以て會計年度の終期と爲すこと、或は實際の事情に適合せざるの跡あるを覺ゆ。會計檢査院歳入歳出決算檢査報告を閲するに、三月末日に於て工事の竣功したるものとし工費全額を支拂ひ、其後檢査官の實地檢査に依り、未竣功工事に對し支拂を爲したるの事實發覺し、之が答辯に窮するもの二三にして足らざるなり。特に北海道・北陸道及東北地方に於て此事例多しとす。是れ毎年十二月より翌年三月に至るの交は、寒氣凛烈にして積雪地面を掩ひ、到底營繕工事に適せざるものあればなり。されば檢査院檢査報告事項の如き、當局者の施設其の宜しきを得ざるに座するもの多きは勿論なるも、而も會計年度の時宜に適せざるものあるに緣由せずんばあらざるなり。其他會計法第二十一條後段に據る繰越事項の如き、天候の不良に原因するもの其半に居るを見るも、此時期の營繕其他の工事に適せざる所以を說明するに難からず。是れ會計年度改正理由の二なり。

(三)我邦會計法規は整理期限を定め、金庫に於ける歳入歳出金の出納は翌年度六月三十日を限とするに拘らず、煙草賣拂代に限り七月迄出納を許すの特例あり。是れ思ふに經濟事情の許さざるものありて然らん。果して然らば會計年度の改正に依りて、或は此變例を除去するを得べきか。次に帝國議會開會の期は、恰も農家の收穫期、商家の決算期に際するを以て、地方代議士の如き家政上不便を感するもの尠からざるが如し。若し會計年度の改正に伴ひ、議會の會期を三四月の交に起り五六月の交に終るものと爲さば、官民の利便蓋し尠少ならざるべし。是れ會計年度改

正の附隨の理由なり。』

（別紙）甲號（一）明治三十五年度現計表（累計）（會計年度四月より三月に至る）

| 月次 | 歳入 | 歳出 | 過不足（△） |
|---|---|---|---|
| 四月 | 四、二五〇、三九二円 | 一、一一九、六〇三円 | △一四、八六九、二一一円 |
| 五月 | 一〇、七三二、八一四 | 四六、五〇二、三四七 | △三五、七六九、五三三 |
| 六月 | 二五、七九九、二〇八 | 六四、九〇六、五五七 | △三九、一〇七、三四九 |
| 七月 | 四六、九五五、二五三 | 八一、四八四、四九四 | △三四、五二九、二四一 |
| 八月 | 六〇、〇四〇、七七八 | 九六、二七八、一三〇 | △三六、二三七、三五二 |
| 九月 | 六九、三三六、五二三 | 一一七、八四四、八三五 | △四八、五〇八、三一二 |
| 十月 | 九六、七四四、六九七 | 一五九、八二四、三六二 | △六三、〇七九、六六五 |
| 十一月 | 一二九、九六一、四七三 | 一八四、五二三、八三六 | △五四、五六二、三六三 |
| 十二月 | 一五三、九七〇、四六一 | 二〇六、三四三、五八六 | △五二、三七三、一二五 |
| 一月 | 一七六、一八七、〇四四 | 二二一、七七一、〇七七 | △四五、五八四、〇三三 |
| 二月 | 二一〇、六一三、八七〇 | 二四二、〇九五、三四二 | △三一、四八一、四七二 |
| 三月 | 二五九、九八四、二七三 | 二七九、二七八、一八四 | △一九、二九三、九一一 |
| 年度後收支 | 三四、九六五、〇九〇 | 九、九四八、五四六 | 二五、〇一六、五四四 |
| 總計 | 二九四、九四九、三六三 | 二八九、二二六、七三〇 | 五、七二二、六三三 |

甲號（二）明治三十五年度現計假表（累計）（會計年度一月より十二月に至る）

| 月次 | 歳入 | 歳出 | 過不足（△） |
|---|---|---|---|
| 一月 | 二二、二一六、五八三円 | 一五、四二七、四九一円 | 六、七八九、〇九二円 |
| 二月 | 五六、六四三、四〇九 | 三五、七五一、七五五 | 二〇、八九一、六五四 |
| 三月 | 一〇六、〇一三、八一三 | 七二、九三四、五九七 | 三三、〇七九、二一六 |
| 四月 | 一一〇、二六四、二〇五 | 九二、〇五四、二〇〇 | 一八、二一〇、〇〇五 |
| 五月 | 一一六、七四六、六二七 | 一一九、四三六、九四五 | △二、六九〇、三一八 |
| 六月 | 一三一、八一三、〇二一 | 一三七、八四一、一五五 | △六、〇二八、一三四 |
| 七月 | 一五二、九六九、〇六六 | 一五四、四一九、〇九二 | △一、四五〇、〇二六 |
| 八月 | 一六六、〇五四、五九〇 | 一六九、二一二、七二八 | △三、一五八、一三八 |
| 九月 | 一七五、三五〇、三三五 | 一九〇、七七九、四三四 | △一五、四二九、〇九九 |
| 十月 | 二〇二、七五八、五〇九 | 二三二、七五八、九六〇 | △三〇、〇〇〇、四五一 |
| 十一月 | 二三五、九七五、二八五 | 二五七、四五八、四三四 | △二一、四八三、一四九 |
| 十二月 | 二五九、九八四、二七三 | 二七九、二七八、一八四 | △一九、二九三、九一一 |
| 年度後收支 | 三四、九六五、〇九〇 | 九、九四八、五四六 | 二五、〇一六、五四四 |
| 總計 | 二九四、九四九、三六三 | 二八九、二二六、七三〇 | 五、七二二、六三三 |





甲號（三）明治三十五年度現計假表（累計）（會計年度七月より六月に至る）

| 月次 | 歳入 | 歳出 | 過不足（△） |
|---|---|---|---|
| 七月 | 二一、一五六、〇四五円 | 一六、五七七、九三七円 | 四、五七八、一〇八円 |
| 八月 | 三四、二四一、五六九 | 三一、三七一、五七三 | 二、八六九、九九六 |
| 九月 | 四三、五三七、三一四 | 五二、九三八、二七九 | △九、四〇〇、九六五 |
| 十月 | 七〇、九四五、四八八 | 九四、九一七、八〇五 | △二三、九七二、三一七 |
| 十一月 | 一〇四、一六二、二六四 | 一一九、六一七、二七九 | △一五、四五五、〇一五 |
| 十二月 | 一二八、一七一、二五二 | 一四一、四三七、〇二九 | △一三、二六五、七七七 |
| 二月 | 五六、六四三、四〇九 | 三五、七五一、七五五 | 二〇、八九一、六五四 |
| 三月 | 一〇六、〇一三、八一三 | 七二、九三四、五九七 | 三三、〇七九、二一六 |
| 四月 | 一一〇、二六四、二〇五 | 九二、〇五四、二〇〇 | 一八、二一〇、〇〇五 |
| 五月 | 一一六、七四六、六二七 | 一一九、四三六、九四五 | △二、六九〇、三一八 |
| 六月 | 一三一、八一三、〇二一 | 一三七、八四一、一五五 | △六、〇二八、一三四 |
| 七月 | 一五二、九六九、〇六六 | 一五四、四一九、〇九二 | △一、四五〇、〇二六 |
| 八月 | 一六六、〇五四、五九〇 | 一六九、二一二、七二八 | △三、一五八、一三八 |
| 九月 | 一七五、三五〇、三三五 | 一九〇、七七九、四三四 | △一五、四二九、〇九九 |
| 十月 | 二〇二、七五八、五〇九 | 二三二、七五八、九六〇 | △三〇、〇〇〇、四五一 |
| 十一月 | 二三五、九七五、二八五 | 二五七、四五八、四三四 | △二一、四八三、一四九 |
| 十二月 | 二五九、九八四、二七三 | 二七九、二七八、一八四 | △一九、二九三、九一一 |
| 年度後收支 | 三四、九六五、〇九〇 | 九、九四八、五四六 | 二五、〇一六、五四四 |
| 總計 | 二九四、九四九、三六三 | 二八九、二二六、七三〇 | 五、七二二、六三三 |

## 乙號（一）明治三十六年度歲入歲出豫算月割額表に基く各月歲入歲出額對照表（累計）

（會計年度四月より三月に至る）

| 月次 | 歲入 | 歲出 | 過不足（△） |
|---|---|---|---|
| 一月 | 一五〇、三八七、八三五円 | 一五六、八六四、五二〇円 | △ 六、四七六、六八五円 |
| 二月 | 一八四、八一四、六六一 | 一七七、一八八、七八四 | 七、六二五、八七七 |
| 三月 | 二三四、一八五、〇六五 | 二一四、三七一、六二六 | 一九、八一三、四三九 |
| 四月 | 二三八、四三五、四五七 | 二三三、四九一、二二九 | 四、九四四、二二八 |
| 五月 | 二四四、九一七、八七九 | 二六〇、八七三、九七四 | 一五、九五六、〇九五 |
| 六月 | 二五九、九八四、二七三 | 二七九、二七八、一八四 | △ 一九、二九三、九一一 |
| 年度後收支 | 三四、九六五、〇九〇 | 九、九四八、五四六 | 二五、〇一六、五四四 |
| 總計 | 二九四、九四九、三六三 | 二八九、二二六、七三〇 | 五、七二二、六三三 |

| 月次 | 歲入 | 歲出 | 過不足（△） |
|---|---|---|---|
| 四月 | 七、三〇四、七一九円 | 一九、六七九、〇三〇円 | △ 一二、三七四、三一一円 |
| 五月 | 一五、〇五六、九六一 | 四二、四六四、八六八 | △ 二七、四〇七、九〇七 |
| 六月 | 三六、四七八、七七七 | 六一、二六七、二五一 | △ 二四、七八八、四七四 |
| 七月 | 四七、五九七、六四四 | 八二、二四八、四四二 | △ 三四、六五〇、七九八 |
| 八月 | 七〇、六七七、九七六 | 九九、三八三、七三二 | △ 二八、七〇五、七五六 |
| 九月 | 八〇、一一六、四九〇 | 一一五、六六五、六九九 | △ 三五、五四九、二〇九 |
| 十月 | 九六、〇七〇、九三四 | 一三六、二〇九、六六〇 | △ 四〇、一三八、七二六 |
| 十一月 | 一一六、九〇五、〇〇三 | 一五六、一四〇、七五四 | △ 三九、二三五、七五一 |
| 十二月 | 一三六、二四五、一三八 | 一七八、三九六、八九二 | △ 四二、一五一、七五四 |
| 一月 | 一五三、六一六、八一五 | 一九五、七七三、六三七 | △ 四二、一五六、八二二 |
| 二月 | 一六二、三九五、四八四 | 二一〇、八八五、六八二 | △ 四八、四九〇、一九八 |



| 三月 | 一九九、七三一、九九一 | 二三〇、一一七、二九六 | △ 三〇、三八五、三〇五 |
|---|---|---|---|
| 年度後收支 | 三九、五六九、六一六 | 一四、八五七、八五七 | 二四、七一一、七五九 |
| 總計 | 二三九、三〇一、六〇七 | 二四四、九七五、一五三 | △ 五、六七三、五四六 |

## 乙號（二）明治三十六年度歲入歲出豫算月割額表に基く各月歲入歲出額對照表（累計）

（會計年度一月より十二月に至る）

| 月次 | 歲入 | 歲出 | 過不足（△） |
|---|---|---|---|
| 一月 | 一七、三七一、六七七円 | 一七、三七六、七四五円 | △ 五、〇六八円 |
| 二月 | 二六、一五〇、三四六 | 三二、四八八、七九〇 | △ 六、三三八、四四四 |
| 三月 | 六三、四八六、八五三 | 五一、七二〇、四〇四 | △ 一一、七六六、四四九 |
| 四月 | 七、〇七九一、五七二 | 七一、三九九、四三四 | △ 六〇七、八六二 |
| 五月 | 七八、五四三、八一四 | 九四、一八五、二七二 | △ 一五、六四一、四五八 |
| 六月 | 九九、九六五、六三〇 | 一一二、九八七、六五五 | △ 一三、〇二二、〇二五 |
| 七月 | 一一一、〇八四、四九七 | 一三三、九六八、八四六 | △ 二二、八八四、三四九 |
| 八月 | 一三四、一六四、八二九 | 一五一、一〇四、一三六 | △ 一六、九三九、三〇七 |
| 九月 | 一四三、六〇三、三四三 | 一六七、三八六、一〇三 | △ 二三、七八二、七六〇 |
| 十月 | 一五九、五五七、七八七 | 一八七、九三〇、〇六四 | △ 二八、三七二、二七七 |
| 十一月 | 一八〇、三九一、八五六 | 二〇七、八六一、一五八 | △ 二七、四六九、三〇二 |
| 十二月 | 一九九、七三一、九九一 | 二三〇、一一七、二九六 | △ 三〇、三八五、三〇五 |
| 年度後收支 | 三九、五六九、六一六 | 一四、八五七、八五七 | 二四、七一一、七五九 |
| 總計 | 二三九、三〇一、六〇七 | 二四四、九七五、一五三 | △ 五、六七三、五四六 |

乙號（三）明治三十六年度歳入歳出豫算月割額表に基く各月歳入歳出額對照表（會計年度七月より六月に至る）

| 月次 | 歳入 | 歳出 | 過不足（△） |
|---|---|---|---|
| 七月 | 一一、一一八、八六七円 | 二〇、九八一、一九一円 | △九、八六二、三二四円 |
| 八月 | 三四、一九九、一九九 | 三八、一一六、四八一 | △三、九一七、二八二 |
| 九月 | 四三、六三七、七一三 | 五四、三九八、四四八 | △一〇、七六〇、七三五 |
| 十月 | 五九、五九二、一五七 | 七四、九四二、四〇九 | △一五、三五〇、二五二 |
| 十一月 | 八〇、四二六、二二六 | 九四、八七三、五〇三 | △一四、四四七、二七七 |
| 十二月 | 九九、七六六、三六一 | 一一七、一二九、六四一 | △一七、三六三、二八〇 |
| 一月 | 一一七、一三八、〇三八 | 一三四、五〇六、三八六 | △一七、三六八、三四八 |
| 二月 | 一二五、九一六、七〇七 | 一四九、六一八、四三一 | △二三、七〇一、七二四 |
| 三月 | 一六三、二五三、二一四 | 一六八、八五〇、〇四五 | △五、五九六、八三一 |
| 四月 | 一七〇、五五七、九三三 | 一八八、五二九、〇七五 | △一七、九七一、一四二 |
| 五月 | 一七八、三一〇、一七五 | 二一一、三一四、九一三 | △三三、〇〇四、七三八 |
| 六月 | 一九九、七三一、九九一 | 二三〇、一一七、二九六 | △三〇、三八五、三〇五 |
| 年度後收支 | 三九、五六九、六一六 | 一四、八五七、八五七 | 二四、七一一、七五九 |
| 總計 | 二三九、三〇一、六〇七 | 二四四、九七五、一五三 | △五、六七三、五四六 |

大正元年大藏省理財局國庫課に於て會計年度改正に關する調査を行ひしが、其の結果は何れの方法に依るも年度の改正は得策ならずとするの結論に達したり。即ち左の如し。

『年度改正の效果竝に故障如何を調査するに、現行會計制度の下にありては一般會計歳入出月別金額は別紙甲號の通（假に四十四年度の數字を用ふ）にして、年度末に於ては千九十四萬餘圓の純剩餘金を生ずる場合なるに拘らず、四月以降年度末迄連月數千萬圓の不足を生じ、殊に二月は一億七百八十萬圓の巨額に達す。之れ大藏省證券發行額の巨額に上る所以にして、亦同時に世上年度改正論の生ずる所以なり。

（イ）改正案竝に其效果

依て年度改正の方法を講ずるに、左の二案を案出することを得べし。

第一案　自七月至翌年六月年度

第二案　自一月至十二月年度

第一案改正年度一般會計歳入出月別金額を見るに、別紙乙號（一）の通りにして、之に依れば現行年度と同樣、年度末に於て千九十四萬餘圓の純剩餘金を生ずる場合なるに拘らず、月別に於て年度開始後年度末に至るまで連月尚數千萬圓の不足を示し、殊に十二月末は七千三百十一萬餘圓の不足を示し、現行會計年度の最高不足二月に比し三千四百六十八萬餘圓を減ずるに止まるべし。

第二案改正年度一般會計歳入出月別金額を見るに、別紙丙號（一）の通りにして、之に依れば三・四・七・八の四箇月は相當の剩餘金を生じ、最高不足も十二月に於て四千六百八十九萬圓となるに止まり、現行會計年度の最高不足二月に比し六千九十萬餘圓を減ずべし。

故に第一案を採用するときは大藏省證券發行限度を七千五百萬圓に減ずるを得るに止まるも、反之第二案を採用するときは該限度は之を五千萬圓に減少することを得べし。

（ロ）改正の故障

年度改正を行ふには、右二案の何れを採用するに拘らず、容易ならざる故障あり。即ち過渡年度

の收支を如何に調和せしむべきやの點之なり。先づ第一案に就て見るに、本案に依るときは過渡年度は四・五・六の三箇月となる。然るに此の三箇月は收入極めて少きに拘らず、國債利子の仕拂多ければ、此の年度は收支調和を缺くを免れず。今其不足額を推算すれば別紙乙號(二)の通りにして、其額四千百二十九萬餘圓に達す。

次に第二案に就て見るに、本案に依るときは過渡年度は四月乃至十二月の九箇月となる。然るに一・二・三の三箇月は收入極めて多きに拘らず、此の過渡年度より除外せらるるが爲め、此の年度亦收支調和を缺くを免れず。今其不足額を推算すれば別紙丙號(二)の通りにして、其の額八千二百五十七萬餘圓に達す。

故に二案何れを採用するに拘らず、四千萬圓乃至八千萬圓の過渡年度の不足金を調達せざるべからざる難關あり。之を調達せんには眞の剩餘金又は公債に依賴するの外なかるべし。

(八)結　論

以上二案の效果と故障とを比較すれば、第一案は大藏省證券二千五百萬圓を減せんが爲め四千萬圓の公債募集を要し、第二案は大藏省證券五千萬圓を減せんが爲め八千萬圓の公債募集を要し、而も二案何れに依るも年度改正の爲事務上多大の勞力を要し、其他の方面に於ても改正の爲不利なる影響(例へば第二案に依れば年度末金庫檢査は年末大晦日と衝突し、事務上不便なるのみならず、金融上大害あり)ありとせば、實行の價値なきものと云はざるべからず。

若し國庫に多額の剩餘金存するならば、年度改正の徒勞を試みんよりは、專賣局益金の全部少くも年度後收入の部分を次年度の歳入に繰下げ、又は年度末期限の租稅納期を翌年度初頭に繰下ぐるの明快有效なるに如かず。

(別紙)　甲號　明治四十四年度常用部(現行自四月至三月年度)

| 月次 | 歳入 | 歳出 | 差引過不足(△) 本月分 | 差引過不足(△) 累計 |
|---|---|---|---|---|
| 明治四十四年四月 | | | | |
| 五月 | 一二、五六一、〇一二円 | 二八、九〇八、九六九円 | △一六、三四七、九五七円 | △一六、三四七、九五七円 |
| 六月 | 一八、二七三、六二九 | 四〇、二一〇、〇九七 | △二一、九三六、四六八 | △三八、二八四、四二五 |
| 七月 | 四一、三九五、六二二 | 四九、八八一、六五一 | △八、四八六、〇二九 | △四六、七七〇、四五四 |
| 八月 | 二二、七八九、二一八 | 四二、〇八二、二六二 | △一九、二九三、〇四四 | △六六、〇六三、四九八 |
| 九月 | 四四、一一九、五四三 | 三五、一九〇、〇〇五 | △八、九二九、五三八 | △五七、一三三、九六〇 |
| 十月 | 二一、一五五、四六四 | 六三、六三六、三二六 | △四二、四八〇、八六二 | △九九、六一四、八二二 |
| 十一月 | 七三、二一四、四一四 | 三五、六六五、二八〇 | 三七、五四九、一三四 | △六二、〇六五、六八八 |
| 十二月 | 三九、〇四九、五九五 | 三五、一二一、二八九 | 三、九二八、三〇六 | △五八、一三七、三八二 |
| 明治四十五年一月 | 四一、五〇三、一五九 | 六一、四一七、五七三 | △一九、九一四、四一四 | △七八、〇五一、七九六 |
| 二月 | 三六、四〇六、三六八 | 三五、四三一、九三七 | 九七四、四三一 | △七七、〇七七、三六五 |
| 三月 | 三五、七七一、〇三二 | 六六、四九五、三一三 | △三〇、七二四、二八一 | △一〇七、八〇一、六四六 |
| | 一一六、〇九一、一五一 | 五五、一八三、五一三 | △六〇、九〇七、六三八 | △四六、八九四、〇〇八 |
| 年度後收支 | 九三、九九七、三九三 | 三六、一五五、五四〇 | 五七、八四一、八五三 | 一〇、九四七、八四五 |
| 計 | 五九六、三二七、六〇〇 | 五八五、三七九、七五五 | 一〇、九四七、八四五 | |

(備　考)　一、本表は國庫原簿の現計に依る。

二、十月中歳入額の內に算入しある歳計剩餘繰入額左の如し。

金二四、六九三、〇六〇圓　豫算に掲上せる歳計剩餘額

金一六、〇四三、三六一圓　豫算前年度より越高と豫算翌年度へ越高との差

計　金四〇、七三六、四二一圓

三、國債整理基金繰入額は左の金額を算入せり。

（イ）元金償還額は約五千萬圓と見積り、其半額づゝ九月及二月に編入せり。

（ロ）利子其他の仕拂額は國債整理基金會計に於て實際支出濟の月に編入せり。

四、年度後收入額の內本表年度末月に繰上げ編入したる額左の如し。

金四三、五四六、三三九圓　三月納期の租稅にして大部分四月に至り納入せられたりと認むる分

## 乙號（一）明治四十四年度常用部（自七月至六月年度）

| 月次 | 歲入 | 歲出 | 差引過不足（△） 本月分 | 差引過不足（△） 累計 |
|---|---|---|---|---|
| 明治四十四年七月 | 二二、七八九、二一八円 | 四三、一七八、七九一円 | △二〇、三八九、五七三円 | △二〇、三八九、五七三円 |
| 八月 | 四四、一一九、五四三 | 三五、一九〇、〇〇五 | △八、九二九、五三八 | △一一、四六〇、〇三五 |
| 九月 | 二一、一五五、四六四 | 六三、六三六、三二六 | △四二、四八〇、八六二 | △五三、九四〇、八九七 |
| 十月 | 三二、四七七、九九三 | 三五、六六五、二八〇 | △三、一八七、二八七 | △五七、一二八、一八四 |
| 十一月 | 三九、〇四九、五九五 | 三五、一二一、二八九 | 三、九二八、三〇六 | △五三、一九九、八七八 |
| 十二月 | 四一、五〇三、一五九 | 六一、一一七、五七三 | △一九、九一四、四一四 | △七三、一一四、二九二 |
| 明治四十五年一月 | 七七、一四二、七八九 | 三五、四三一、九三七 | 四一、七一〇、八五二 | △三一、四〇三、四四〇 |
| 二月 | 三五、七七一、〇三二 | 六六、四九五、三一三 | △三〇、七二四、二八一 | △六二、一二七、七二一 |
| 三月 | 一一六、〇九一、一五一 | 五五、一八三、五一三 | 六〇、九〇七、六三八 | △一、二二〇、〇八三 |
| 四月 | 一二、五六一、〇一二 | 二七、八一二、四四〇 | △一五、二五一、四二八 | △一六、四七一、五一一 |
| 五月 | 一八、二七三、六二九 | 四〇、二一〇、〇九七 | △二一、九三六、四六八 | △三八、四〇七、九七九 |
| 六月 | 四一、三九五、六二二 | 四九、八八一、六五一 | △八、四八六、〇二九 | △四六、八九四、〇〇八 |
| 年度後收支 | 九三、九九七、三九三 | 三六、一五五、五四〇 | 五七、八四一、八五三 | 一〇、九四七、八四五 |



計　五九六、三二七、六〇〇　五八五、三七九、七五五　一〇、九四七、八四五

（備考）本表に於ては歲計剩餘繰入額を、一月（前年度經過後七箇月）中の歲入額中に算入あり。

## 乙號（二）（自四月至六月）年度歲入歲出過不足

| 月次 | 歲入 | 歲出 | 差引過不足（△） 本月分 | 差引過不足（△） 累計 |
|---|---|---|---|---|
| 四月 | 一二、五六一、〇一二円 | 二八、九〇八、九六九円 | △一六、三四七、九五七円 | △一六、三四七、九五七円 |
| 五月 | 一八、二七三、六二九 | 四〇、二一〇、〇九七 | △二一、九三六、四六八 | △三八、二八四、四二五 |
| 六月 | 四一、三九五、六二二 | 四九、八八一、六五一 | △八、四八六、〇二九 | △四六、七七〇、四五四 |
| 年度後收支 | 一八、五二七、一五〇 | 一三、〇五一、八四七 | 五、四七五、三〇三 | △四一、二九五、一五一 |
| 計 | 九〇、七五七、四一三 | 一三二、〇五二、五六四 | △四一、二九五、一五一 | |

（備考）一、本表年度後歲入額は左記の金額より成る。

豫算に揭上せる歲計剩餘繰入額二四、六九三、〇六〇圓の十二分の三箇に相當する金額　六、一七三、二六五圓

歲出豫算前年度より越高と豫算整年度越高との差額一六、〇四三、三六一圓の十二分の三箇に相當する金額　四、〇一〇、八四〇圓

預金利子繰入は預金利子六月迄の仕拂額　四、〇一六、〇九五圓

治水費資金繰入は治水事業費六月迄の仕拂額　九一九、〇六八圓

陸軍營繕費補充資金繰入は土地建造物利用費六月迄の仕拂額　六、六五五圓

森林資金繰入は國有林野經營費六月迄の仕拂額　四〇一、二二六圓

二、軍艦水雷艇補充基金繰入一二、〇〇〇、〇〇〇圓の十二分の三箇　三、〇〇〇、〇〇〇圓

三、專賣局益金・預金利益金繰入は、全部收入なきものと見込み歲入額に算入せず。

四、本表年度後歳出額は、現行年度の翌年度四月乃至六月迄の仕拂額三六、一五五、五四〇圓に、軍艦水雷艇補充基金一二、〇〇〇、〇〇〇圓の十二分の三箇三、〇〇〇、〇〇〇圓を加へたる、三九、一五五、五四〇圓の三分の一の金額を掲上あり。是れ僅々三箇月間の年度に係り、各種の事業等十二箇月の年度に比し進捗せざるものと認むるを以てなり。

五、臺灣總督府・朝鮮總督府・樺太廳經費補充金は一箇年度の繰入總額を十二分し、其の三箇月分を各月に平均配分あり。

六、國債整理基金繰入額は、利子其の他仕拂額の國債整理基金會計に於て實際支出濟の月に編入あり。

## 丙號（一）明治四十四年度常用部（曆年度）

| 月次 | 歳入 | 歳出 | 差引過不足（△） | 本月分 | 累計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一月 | 三六、四〇六、三六八円 | 三六、五二八、四六六円 | △一二二、〇九八円 | △一二二、〇九八円 | △一二二、〇九八円 |
| 二月 | 三五、七七一、〇三二 | 六六、四九五、三一三 | △三〇、七二四、二八一 | △三〇、八四六、三七九 | △三〇、八四六、三七九 |
| 三月 | 一一六、〇九一、一五一 | 五五、一八三、五一三 | 六〇、九〇七、六三八 | 三〇、〇六一、二五九 | 三〇、〇六一、二五九 |
| 四月 | 一二、五六一、〇一二 | 二七、八一二、四四〇 | △一五、二五一、四二八 | 一四、八〇九、八三一 | 一四、八〇九、八三一 |
| 五月 | 一八、二七三、六二九 | 四〇、二一〇、〇九七 | △二一、九三六、四六八 | △七、一二六、六三七 | △七、一二六、六三七 |
| 六月 | 四一、三九五、六二二 | 四九、八八一、六五一 | △八、四六八、〇二九 | △一五、六一二、六六六 | △一五、六一二、六六六 |
| 七月 | 六三、五二五、六三九 | 四二、〇八二、二六二 | 二一、四四三、三七七 | 五、八三〇、七一一 | 五、八三〇、七一一 |
| 八月 | 四四、一一九、五四三 | 三五、一九〇、〇〇五 | 八、九二九、五三八 | 一四、七六〇、二四九 | 一四、七六〇、二四九 |
| 九月 | 二一、一五五、四六四 | 六三、六三六、三二六 | △四二、四八〇、八六二 | △二七、七二〇、六一三 | △二七、七二〇、六一三 |
| 十月 | 三二、四七七、九九三 | 三五、六六五、二八〇 | △三、一八七、二八七 | △三〇、九〇七、九〇〇 | △三〇、九〇七、九〇〇 |
| 十一月 | 三九、〇四九、五九五 | 三五、一二一、二八九 | 三、九二八、三〇六 | △二六、九七九、五九四 | △二六、九七九、五九四 |
| 十二月 | 四一、五〇三、一五九 | 六一、四一七、五七三 | △一九、九一四、四一四 | △四六、八九四、〇〇八 | △四六、八九四、〇〇八 |
| 年度後收支計 | 九三、九九七、三九三 | 三六、一五五、五四〇 | 五七、八四一、八五三 | 一〇、九四七、八四五 | 一〇、九四七、八四五 |
| | 五九六、三二七、六〇〇 | 五八五、三七九、七五五 | 一〇、九四七、八四五 | | |

（備考）本表に於ては歳計剩餘繰入額を、七月（前年度經過後七箇月）中の歳入額中に算入あり。

## 丙號（二）（自四月至十二月）年度歳入歳出過不足

| 月次 | 歳入 | 歳出 | 差引過不足（△） | 本月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 四月 | 一二、五六一、〇一二円 | 二七、五二八、七〇四円 | △一四、九六七、六九二円 | △一四、九六七、六九二円 | △一四、九六七、六九二円 |
| 五月 | 一八、二七三、六二九 | 三九、五四〇、四八九 | △二一、二六六、八六〇 | △二一、二六六、八六〇 | △三六、二三四、五五二 |
| 六月 | 四一、三九五、六二二 | 四八、二六二、〇四三 | △六、八六六、四二一 | △六、八六六、四二一 | △四三、一〇〇、九七三 |
| 七月 | 二二、七八九、二一八 | 四一、四四一、六九七 | △一八、六五二、四七九 | △一八、六五二、四七九 | △六一、七五三、四五二 |
| 八月 | 四四、一一九、五四三 | 三三、五七〇、三九七 | 一〇、五四九、一四六 | 一〇、五四九、一四六 | △五一、二〇四、三〇六 |
| 九月 | 二一、一五五、四六四 | 七〇、〇一六、七一八 | △四八、八六一、二五四 | △四八、八六一、二五四 | △一〇〇、〇六五、五六〇 |
| 十月 | 六三、〇三〇、三〇八 | 三四、六六二、五八二 | 二八、三六七、七二六 | △二八、三六七、七二六 | △七一、六九七、八三四 |
| 十一月 | 三九、〇四九、五九五 | 三五、一五一、六八一 | 三、八九七、九一四 | △三、八九七、九一四 | △六七、七九九、九二〇 |
| 十二月 | 四一、五〇三、一五九 | 七〇、七九七、九六五 | △二九、二九四、八〇六 | △二九、二九四、八〇六 | △九七、〇九四、七二六 |
| 年度後收支計 | 五九、六七九、九六一 | 四五、一五五、五四〇 | 一四、五二四、四二一 | △一四、五二四、四二一 | △八二、五七〇、三〇五 |
| | 三六三、五五七、五一一 | 四四六、一二七、八一六 | 八二、五七〇、三〇五 | △八二、五七〇、三〇五 | |

（備考）一、本表十月分歳入中に、四十四年度歳計に於て前年度歳計剩餘繰入金を以て支辨したる左記の金額の十二分の九箇即ち三〇、五五二、三一五圓を算入あり。右金額の内豫算に掲上せる歳計剩餘繰入額は、若し歳計剩餘繰入額なきときは借入金又は公債募集金を以て支辨すべきものなり。

金四〇、七三六、四二一圓　歳計剩餘繰入額

豫算に揭上せる歳計剩餘繰入額　金二四、六九三、〇六〇圓
歳出豫算前年度より越高と豫算翌年度へ繰越高との差　内（金一六、〇四三、三六一圓）

二、本表年度後歳入は左記の金額より成る。

一、專賣局益金四十四年度六三、三三六、〇九九圓の十二分の九箇四七、五〇二、〇七四圓の内、十二月末迄の延納の分は約一二、〇〇〇、〇〇〇圓と豫想し、年度内に收入の見込なく、若し强て益金として納入せしめんとするときは融通證券等の發行を要するを以て、寧ろ後年度の收入となすを穩當と認め、尙ほ此の金額を除算し差引三五、五〇二、〇七四圓を算入あり。

一、預金利子繰入は四十四年度預金利子十二月迄の仕拂額七、五五八、五八四圓に相當する金額を算入あり。

一、治水費資金繰入は、四十四年度治水事業費十二月迄の仕拂額五、七〇〇、六一八圓に對し年度内繰入濟額一、一一三、五〇七圓を差引き、四、五八七、一一一圓を算入あり。

一、預金利益金繰入は一、〇〇〇、〇〇〇圓を算入あり。

一、陸軍營繕費補充資金繰入は、四十四年度土地建造物利用費十二月迄の仕拂額四八、一九〇圓に相當する金額を算入あり。

一、清國事件費資金受入は、四十四年度清國事件費十二月迄の仕拂額二六三、五三九圓に相當する金額を算入あり。

一、森林資金繰入は國有林野經營費十二月迄の仕拂額一、七二〇、四六三圓に相當する金額を算入あり。

一、軍艦水雷艇補充基金繰入一二、〇〇〇、〇〇〇圓の十二分の九箇九、〇〇〇、〇〇〇圓を算入あり。

一、朝鮮及臺灣に屬する公債借入金は歳入に收入する月に於て直に歳出として支出（國庫移替による）するものにして、過不足に影響なきにより加除をなさず。

三、本表年度後歳出額は、現行年度の翌年度四月乃至六月迄の仕拂額を揭上せり。但し軍艦水雷艇補充基金繰入一二、〇〇〇、〇〇〇圓の十二分の九箇九一、〇〇〇、〇〇〇圓を加算せり。

四、歳出額の内臺灣總督府・朝鮮總督府・樺太廳各補充金は、一箇年度の繰入濟總額を十二分し、其の九箇月分を各月に平均配分せり。

五、歳出額の内、國債整理基金繰入額は左の金額を算入あり

一、元金償還額は約三八、〇〇〇、〇〇〇圓と見積り、三〇、〇〇〇、〇〇〇圓を九月に、八、〇〇〇、〇〇〇圓を十二月に算入あり。

六、歳出額の内利子其他の仕拂額は國債整理基金會計に於て實際支出濟の月に算入あり。

最後に附言を要するは改元に因る會計年度の稱呼に就てなり。即ち明治四十五年七月改元のことあり、同年七月三十日を以て大正と改められしを以て、明治四十五年四月より大正二年三月に至る會計年度の稱呼を如何に爲すべきやの問題を生せしが、之に關し大藏省は省議決定の結果、大正元年八月三日往第八五七六號を以て各省に對し左の如き通牒を發したり。

『今般改元ノ儀被仰出候ニ就テハ、今後豫算決算其ノ他會計事務ノ處理ニ關シ、本會計年度卽明治四十五年四月一日ヨリ大正二年三月三十一日ニ至ル年度ヲ指ス場合ニハ、明治四十五年（大正元年）度ト稱スベキモノナルモ、便宜上單ニ之ヲ大正元年度ト稱シ得ルコトト省議決定致候條御承知相成度、尤モ今後ト雖、會計法規ニ依リテ定メラレタル仕拂命令其ノ他有式ノ書類計表報告等ニシテ、明治四十五年度ノ文字ヲ印刷シアルモノニ付テハ、一々之ヲ改訂修正スルガ如キハ徒ニ繁雜ヲ來スノ虞モ有之候ニ付、當分ノ内其ノ儘使用シ差支ナキコトニ此亦省議決定ノ上、會計檢査院竝金庫ヘモ夫々通牒致置候條、右ニ依リ可然御取扱相成度、依命此段及通牒候也。』

## 第三款　豫算及決算

### 第一項　豫　算

豫算の制度に關しては、憲法の外會計法第五條乃至第九條及會計規則第四條乃至第二十四條に於

て之を規定せしが、右の外尚ほ歳入歳出豫算概定順序及豫定經費算出概則の兩規則を制定し、豫算の調製に關する細目の手續方法を設けたり。即ち明治二十二年三月閣令第十二號を以て歳入歳出豫算概定順序を定めて之を各官廳に布達し、會計規則中に定めたる豫算編成手續を行ふ以前に各官廳に於て行ふべき手續を規定し、以て豫算審議の周到と之が編成手續の圓滑とを圖れり。即ち左の如し。

歳入歳出豫算概定順序（明治二十二年三月二十七日閣令第十二號）

第一條　歳入ノ事務管理廳ハ毎年度歳入概算書ヲ調製シ前々年度三月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二條　歳入概算書ハ經常ト臨時トニ大別シ更ニ之ヲ款項目ニ區分シ前年度ノ豫算ニ比シ增減ノ理由ヲ説明スヘシ

第三條　各省大臣ハ毎年度歳出概算書ヲ調製シ前々年度三月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四條　歳出概算書ハ各省ノ所管經費ヲ經常ト臨時トニ大別シ更ニ之ヲ款項ニ區分シ前年度ノ豫算ニ比シ增減ノ理由ヲ説明スヘシ

第五條　大藏大臣ハ各廳ノ歳入概算書及歳出概算書ヲ檢案シ歳入出ヲ對照調理シ歳入出總概算書ヲ調製シ前年度四月十五日マテニ之ヲ閣議ニ提出スヘシ

第六條　歳入出總概算書ハ歳入出共ニ經常ト臨時トニ大別シ更ニ之ヲ款項ニ區分シ前年度ニ比シ增減ノ理由ヲ説明スヘシ

第七條　内閣ニ於テハ前年度四月三十日マテニ歳入出總概算書ヲ決定スヘシ

第八條　各省大臣ハ内閣ニ於テ決定シタル各省所管經費毎項ノ概算額以内ニ於テ節約ヲ旨トシ毎年度ノ各省豫定經費要求書ヲ調製シ前年度六月三十日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第九條　歳入概算書及歳出概算書ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第十條　明治二十三年度豫算ニ限リ前各條ノ期限ヲ一箇月間延スコトヲ得

右概定順序は後明治二十六年十一月に至り、會計規則の改正に伴ひて左の如く其の一部を改正し各書類の提出期限を緩和したり。

閣令第二號（明治二十六年十一月十一日）

明治二十二年閣令第十二號歳入歳出豫算概定順序中左ノ通改正ス

第一條及第三條中「前々年度三月三十一日」ヲ「前年度五月三十一日」ニ改ム

第五條中「四月十五日」ヲ「六月三十日」ニ改ム

第七條中「四月三十日」ヲ「七月十五日」ニ改ム

第八條中「六月三十日」ヲ「八月三十一日」ニ改ム

右豫算概定順序は爾後何等の變化なくして現在に及べるものなるも、右規則の制定以來既に數十年を經過し、其の間政治上竝に行政上諸般の變化を生せしを以て、近來に及びては右閣令に於て規定せられたる概算書の提出は、實際に於ては指定の時期よりも更に遲延するを常例とするに至れり。蓋し歳入歳出の積算は、其の豫測の時期が其の豫算の係る年度と相距ること遠きに從ひ、其の豫測は

事實と相違ざかること大なるを免れざるが故に、豫算の編成は成るべく其の年度に接近したる時期に於て之を行ふを利とするを以てなり。然れども右概算書提出の時期以外の手續に就ては、右閣令中の規定は現在に於ても固より確實に實行せらるるものとす。

次に豫算金額の算出は最も愼重なるを要し、其の算出正鵠を得ざるときは收支の適合を失し、財政計畫の實行を不確實ならしめ、其の施行上弊害少からざるものあり。茲を以て歲出豫算の見積に關しては、明治二十二年六月閣令第十九號を以て、左の如く各省の豫定經費算出に關する原則を定めたり。

豫定經費算出概則（明治二十二年六月十日閣令第十九號）

第一條　經費ヲ算出スルニハ其必要ヲ生スル法律命令契約其他經費ヲ請求スル確實ノ理由ヲ示スヘシ

第二條　經費中其給與ニ屬スルモノハ一人當リノ給額ヨリ積算シ又其物件ニ屬スルモノハ一箇當リノ費用ヨリ積算スヘシ

第三條　一人當リノ給額ヲ算出スルニハ規定ノ給額アルモノハ其規定ノ額ヲ基トシ又規定ノ給額ナキモノハ各〻其據ル所ヲ示スヘシ

第四條　一箇當リノ費用ヲ算出スルニハ規定ノ價格アルモノハ其價額ヲ基トシ又規定ノ價格ナキモノハ時々ノ相場ニ據リ其據ル所ヲ示スヘシ

第五條　給與ニ屬スル經費ヲ積算スルニハ定員アルモノハ定員ヲ限度トシ定員ナキモノハ前年度四月一日ノ現員ヲ標準トスヘシ但事務ノ繁閑ニ隨ヒ臨時傭入及解傭ヲナス人員ハ前々年度以前三箇年度ノ人員ノ平均ヲ標準トスヘシ

第六條　物件ニ屬スル經費ヲ積算スルニハ規定ノ箇數アルモノハ規定ノ箇數ヲ限度トシ規定ノ箇數ナキモノハ前々年度以前三箇年度間ニ實際使用ニ供シタル箇數ノ平均ヲ標準トスヘシ

第七條　國債償還ノ金額（定期アルモノヲ除ク）ハ財政ノ都合ニ依リ其利子及手數料ハ定規ニ據リ之ヲ豫算スヘシ

第八條　常例ノ旅行ニ屬スル旅費ハ各用務毎ニ人員旅費等級、里程及滯在日數ヲ概定シテ豫算スヘシ

第九條　法律命令契約ニ據リ支出スヘキ總金額ノ定リタルモノハ其總金額ヲ以テ豫算額トスヘシ

第十條　前各條ニ據ルヘカラサル經費ハ最モ適實ノ方法ヲ以テ豫算シ其計算ノ基ク所ヲ示スヘシ

右閣令は爾後何等の變更なくして現在に於ても施行せらるるものとす。

歲入豫算に關しては、歲出豫算に於けるが如き嚴格なる見積の標準を必要とせざるが故に、法規として別段の規定を設くることなしと雖も、明治二十四年三月大藏大臣達乾第一一六〇號を以て、歲入豫算算出規定を設けたり。其の要綱左の如し。

一、法令又ハ契約ニ依リ收入總額ノ定マリタルモノハ其ノ額

二、法令又ハ契約ニ依リ收入總額ノ定マラザルモノハ

(甲)　現員又ハ現數ニ依ルベキモノハ其ノ數ヲ基トシ積算ス。

(乙)　據ルベキ標準ナク且年々收入額ニ大差ナキモノハ、前々年度以前三箇年實收平均額(三箇年度又ハ一箇年度以前ヨリ始メテ收入シタルモノ、例ヘバ增稅ノ如キハ其ノ平均額)ニ據ル。但年々收入ノ增加又ハ減少ノ傾向アルモノハ、既往年度ニ於ケル增減比率ヲ參酌シ、適度ノ斟酌ヲ爲スモノトス。

右の方針は年々多少の變更あるを免れずと雖も、大體に於て右の準則に準據して歳入豫算を算定するものとす。

豫算に於ける款項の區分は豫算の編成上甚だ重要なる關係を有するものなるが、就中歳出豫算は歳入豫算に比して憲法上の制限遙に大なるものあるのみならず、會計法上に於ても款項の流用は絶對に禁止せらるる所なるが故に、之が區分の方法及程度は特に歳出豫算に於て極めて重要なるものあり。是を以て歳出豫算編成の方針竝に樣式の改良に就ては古くより世上種々の論議あり、帝國議會に於ても其の財政監督の立場より屢之に關する建議案を提出したり。第十四・十五・二十五・二十六・三十回の諸議會に於て提出せられたる諸建議案は卽ち之にして、提出案の內容は夫々相異れりと雖も、其の趣旨は何れも同樣にして、豫算案及決算の審査に對する不便を除去し、且經費流用の度の過大に失するを防がんとするに在るものなり。今此等諸建議案に於ける改正要望の事項を綜合すれば左の如し。

(一)歳出豫算の款項別(特に陸海軍事費及裁判所費)を更に細分すること。

(二)歳出豫算の款項中同一性質を有する事項の分類方法を統一すること。

(三)歳出豫算に於て官廳別となれる款項を、原則として費途別に改むること。

(四)一般に豫算編成の樣式複雜なるを以て、一見して其の大體に通じ易からしむる樣、編成の樣式を改良すること。

政府も固より從來の編成方法を以て何等の缺陷なしと認むるものに非ざるを以て、編成の樣式に就き屢部分的に多少の改正を施す所あり、又一般的なる科目改正に關する調査を遂げ之を實施したることもありしと雖も、複雜厖大なる豫算の內容に對して、容易に根本的なる改正を斷行するを得ずして、以て現在に及べるものとす。

次に豫算の編成に際し其の數額に關しては、從來は圓位以下厘位に至るまで之を計上したりしが斯くの如きは徒らに豫算面を複雜ならしむるのみならず、編成上の手續にも煩累多きを以て、圓位の端數を切捨て豫算を編成すべしとは、早くより宿題と爲り居りしも、種々の支障の爲め其の運に至らざりしものなるが、大藏省は各省と協議を遂げたる上、遂に明治三十八年度豫算より之を實行することとしたり。今右圓位未滿の端數切捨に關して決定せられたる方針は左の如し。

一、豫算に揭上する金額は各目に於て圓位未滿の端數を切捨て、圓位に止むるものとす。

繼續費年割額は、圓位未滿の端數を切捨つるも、既定額の範圍內に於ける要求減額に外ならざるに依り、同樣之を切捨て圓位に止むること。

一、一定の換算率に依り算定を要するもの及契約其他の事由に依り定額の支出を要するもの等にして、圓位未滿の端數切捨の爲め實際不足を生ずるものは、之を切上げ圓位に止むるものとす。

## 第二項　決算

決算の制度に關しては、憲法の外會計法第十六條竝に第十七條及會計規則第五十一條乃至第五十六條等に於て之を規定するの外、其の他の法令に依りて何等詳細の規定を設くることなし。唯本項に於て特に記述を要するは決算書提出の時期に就てなり。抑、決算を帝國議會に提出するの時期に關しては、憲法竝に會計法等に於ても何等の規定なく、政府の任意の時期に於て之を提出するを得るものなるが、帝國議會は之を以て不確實なりと爲して提出時期の明定を希望し、明治三十九年二月第二十二回帝國議會に於て會計法中改正法案の提出せらるるに當りては、右改正法律案中に決算提出期を明定して、翌々年度の議會集會の始と爲すの條項を包含せしめたり。之に對して政府は、決算書は從來と雖も實際上翌々年の通常議會に提出するの慣例にして、將來と雖も右慣例を遵守すべきを言明せしを以て、右改正條項は法律案中より削除せられたり。然りと雖も右の如き慣例に準據するも、尙甲年度の決算は丙年の冬期の通常議會に於て、丁年度の豫算と共に審議せらるるものにして、卽ち同一會期に提出せらるる決算と豫算との間に於て、三箇年の間隔を生ずることとなるを以て、其の後に於ても世上往々にして政府決算事務の緩慢にして、其の豫算審議に對して參考となるべき效力の稀薄なるを批難し、且之が爲に政府の決算に對する責任觀念の薄弱なるを攻擊するものを存し、決算提出時期の繰上は朝野多年の問題となれり。然れども之が實行の爲には、政府全體に於ける出納の完結を迅速にすると共に、之と呼應すべき會計檢査院の事務の進捗を圖る必要を存し、之が實行上多大の經費と努力とを要するを以て、常に之が實行を見るに至らざりしが、大正十年の改正會計法に



於て始めて決算提出時期を明定せらるることとなり、玆に漸く此の問題は解決を見るに至れり。

## 第四款　收入

收入に關しては會計法第十條に於て、租稅其の他の歲入は法律命令の規程に從ひ徵收すべきことを定め、且會計規則第二十五條乃至第三十一條の二に於て、歲入徵收に關する一般的手續を規定したり。而して租稅の徵收に關しては國稅徵收法及關稅法竝に其の附屬法規あり、租稅外諸收入の徵收に關しては諸收入收納取扱規程其の他の諸法規ありて、詳細の手續を規定せるが、此等に就ては本書中內國稅、關稅等の諸編に讓り、本編に於ては之が記述を省略すべし。

歲入金收入の手續に關しては、上述の如く會計規則に於て其の詳細を規定せりと雖も、爾來會計制度の實施に伴ひて、漸次收入の方法及機關等に關して種々の改革を加へ、又は特殊の制度を設くる所ありたり。歲入歲出金計算方法の改正、郵便官署に於ける國庫金出納制度の採用、歲入金の證券代納制度の採用、歲入金延納に關する制度の採用等は其の主要なるものなり。以下項を分ちて此等の諸制度の沿革に就て概說すべし。但し此等の中前二者は收入支出共に關係する所なれども、便宜上本款に於て之が記述を爲すものとす。

### 第一項　歲入歲出金の計算方法

國庫の收入及支出の計算方法に關しては、當初は明治五年十一月太政官布告第三六三號貨幣計算出納例則第二則の規定を適用することに依り、歲入歲出の出納の現額は厘位に止め、厘位以下は之を

四捨五入の法に依ることとし、久しく此の方法に依り計算を行ひ來りしものなるが、明治三十一年地價修正事業行はれ、三十二年分より右修正地價に依り地租を徴收することとなるや、此の機會に於て地價及地租の計算は之を錢位に止め、以て官民の煩雜を省略せんことを圖り、明治三十二年三月法律第五十七號を以て、地價・地租に錢位未滿の端數を生ずるとき計算に關する件を制定し、『地價ヲ定メ又ハ之ヲ修正シ若ハ土地ヲ分合スルトキ地價及地租ノ算出上一錢未滿ノ端數ヲ生シタル場合ニ於テ五厘未滿ハ切捨テ五厘以上ハ切上ケ一錢トシテ計算スルモノトス但シ一筆ノ地租ニシテ一錢未滿ナルモノハ此ノ限ニ在ラス』と定めたり。斯くて地價及地租のみに就ては、明治三十二年度以後計算の單位を一錢に止むることとなりしが、尋いで明治三十五年三月に至り法律第二十二號を以て、右の計算方法の適用範圍を擴張し、地租・地價は勿論、其の他の國稅及其の課稅標準の端數に關しても右方法を適用することと爲し、且之を公共團體の租稅及公課にも準用せしめたり。即ち左の如し。

法律第二十二號（明治三十五年三月十二日）

第一條　國稅ノ課稅標準額及稅額ハ四捨五入ノ法ニ依リ錢位ニ止ム

第二條　法令ヲ以テ稅金ノ分納ヲ規定シタル場合ニ於テ稅金全額十錢以下ナルトキ又ハ各納期ニ於ケル稅額錢位未滿ノ端數アルトキハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徴收ス

一　稅金全額十錢以下ナルトキハ最初ノ納期ニ於テ全額ヲ一時ニ徴收ス

二　各納期ノ稅金額錢位未滿ノ端數アルトキハ錢位未滿ノ端數ニ限リ最初ノ納期ニ於テ合算シテ之ヲ徴收ス

第三條　前條ニ依リ一時ニ徴收シ又ハ合算シテ徴收シタル稅金ハ左ノ場合ニ於テモ之ヲ還付セス

一　土地所有權ノ移轉又ハ質權ノ設定、移轉若ハ消滅アリタルトキ

二　地租ヲ課スル土地ニシテ之ヲ課セサル土地ト爲リタルトキ

第四條　前三條ノ規定ハ府縣市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ租稅及公課ニ之ヲ準用ス

第五條　一筆ノ土地ノ地價、地租ニシテ錢位未滿ノモノ及關稅、賣藥印紙稅ニ付テハ第一條ヲ適用セス

附　則

第六條　明治三十二年法律第五十七號ハ之ヲ廢止ス

第七條　土地臺帳ニ登錄シタル地價、地租ハ漸次本法ニ依リ更正ス

而して右に伴ひ同年四月勅令第百三十九號を以て、右法律を適用せらるる公共團體の種類を定めて、水利組合・沖繩縣の區及間切島・北海道の區及土功組合と爲したり。

右の如く國稅の收入に關しては厘位廢止の計算法を採用せらるるに至りしと雖も、其の他の收入並に支出に關しては尙依然として計算上厘位を存せしが、他方民間に於ては當時經濟社會の發達に伴ひ金錢取引の頻繁となるに從ひ、計算の煩雜を避け勘定の簡便を圖るの必要を感じ、既に東京銀行集會所組合銀行は明治三十年十一月一日以降厘位廢止を實行し、其の後各地銀行間に於ても亦漸次之が實行を見るに至れり。然るに單り國庫出納上に於ては前述の如く原則として依然厘位計算法を採用せるを以て、官民雙方の計算方法一致せず、爲に一般諸取引上に於て計算の利便尙完全ならざ

るの憾を存したり。是を以て東京交換所組合銀行は、明治三十六年十一月政府に對して厘位廢止の建議を爲し、更に同年十二月關東銀行會も亦同一の建議を提出したり。政府も亦此點に就き鑑る所ありて之が調査に著手し、差當り大藏省に於ては物品の購入及工事の請負等に關し、支拂總額の厘位は成る可く之を切捨て契約を結ぶの方針を採用することと爲し、尋いで明治三十八年四月十一日に至り勅令第百三十號を以て『國庫ヨリ俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ仕拂フノ際其ノ仕拂額ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨ツ但シ法律ノ結果又ハ契約ニ因ルモノハ此ノ限ニ在ラス』と定めて即日之を施行し、玆に先づ俸給・旅費等の支拂に就きて厘位切捨の方法を採用したり。爾後政府は調査の結果、國庫の收入金及支拂金は原則として總て錢位に止め、且從來の厘位四捨五入法を廢して厘位切捨主義を採用することと爲し、明治四十年三月之に關する法律を左の如く制定公布したり。而して此の法律の實施に依りて國庫の收支に及ぼす影響は殆ど之なきものとす。

法律第三十一號（明治四十年三月三十日）

第一條　國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニ一錢未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ國稅ノ課稅標準額ニ付テモ亦同シ

第二條　法令ノ規定又ハ行政上ノ處分ニ依リ分納ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ分納額ニ一錢未滿ノ端數ヲ生スルトキハ其ノ端數ハ最初ノ納期ノ分納額ニ合算ス

第三條　地租ノ稅額ニ付テハ前二條ノ規定ヲ適用セス其ノ稅額及每納期ノ分納額ヲ厘位ニ止メ一厘未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第四條　國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ其ノ全額一錢未滿ノモノ及收入印紙又ハ郵便切手ヲ以テ納メシムルモノニ付テハ第一條ノ規定ヲ適用セス一筆ノ土地ノ地價ニシテ其ノ全額一錢未滿ノモノニ付テモ亦同シ

前項ノ外國庫ノ收入及仕拂上本法ノ規定ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第五條　本法ハ明治四十年度分ヨリ之ヲ適用ス

第六條　明治三十五年法律第二十二號ハ明治四十年度分ヨリ之ヲ適用セス但シ土地臺帳ニ登錄シタル地價ニシテ同法第七條ノ規定ニ依ル更正ヲ了セサルモノニ付テハ仍同法ノ規定ヲ適用ス

第七條　本法ノ規定ハ府縣市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ租稅及公課ニ之ヲ準用ス

右法律の制定に伴ひ同年三月勅令第九十八號を以て、同法第四條第二項に依り同法の規定を適用せざる種目を定めて、(一)沒收金(二)切手及印紙類賣下代金(三)缺損補塡金(四)切手貯金拂込金(五)貨幣交換差金(六)外國貨幣を基礎とする收入及仕拂金の六種目とし（四十年四月一日より施行）、又同年六月勅令第二百四十五號を以て、同法第七條に依り同法の規定を準用すべき公共團體を指定して、水利組合・沖繩縣の區及間切島・北海道の區及土功組合と爲したり（四十年六月二十五日より施行）。

斯くの如くにして國庫出納上端數計算に關する法律制定せられ、以て國庫出納上竝に納稅上の利便を圖る所ありしが、爾後右法律施行の結果を見るに、各方面に於て尙實際上の不便を感ずること少からず。蓋し右法律は國庫の出納上原則として錢を單位とすることを定めしものなりと雖も、地租

の税額、國庫の收入金及支拂金にして全額一錢未滿のもの、收入印紙又は郵便切手を以て納めしむるもの等に就ては、尙右の原則を適用せずして、厘を單位として計算せしむるの規定なるが、斯かる厘位の計算及取引は實際上甚だ煩雜なるのみならず、銅價の騰貴に伴ひて一厘錢の鑄潰多く行はれ、當時に於ては流通市場に殆ど其の姿を絶つに至り、厘位の取引に多大の不便を來せり。然れども貨幣法上に認められざる一厘錢の增鑄は之を行ふことを得ざるを以て、玆に右法律の實行上の缺點を補ふ爲に其の一部に改正を加へ、此等厘位計算の種目に就ては五厘を以て計算の單位と爲すことと爲し明治四十一年三月左の如く之を公布したり。

法律第三十八號（明治四十一年三月三十一日）

明治四十年法律第三十一號中左ノ通改正ス

第三條　地租ノ税額ニ付テハ前二條ノ規定ヲ適用セス其ノ税額及每納期ノ分納額ニ一錢未滿ノ端數アルトキハ之ヲ五厘トシテ計算ス

第四條　國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ其ノ全額一錢未滿ノモノハ之ヲ五厘トシテ計算ス

國庫ノ收入金ニシテ收入印紙又ハ郵便切手ヲ以テ納メシムルモノニ付テハ第一條及前項ノ規定ヲ適用セス

一筆ノ土地ノ地價ニシテ其ノ全額一錢未滿ノモノハ切上ケテ一錢トス

前三項ノ外國庫ノ收入及仕拂上本法ノ規定ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

端數計算に關する制度は右改正の後は何等の變更なくして數年間行はれしが、爾來經濟社會の進歩に伴ひ金錢計算上厘位を存するの必要益減少するに至りしを以て、政府は國庫出納金の計算は特殊の必要あるものを除き、總て之を錢位に止むることと爲し、以て出納事務の簡捷を圖るは官民相互の最も必要とする所なるを認め、之が改正を主たる目的とし、其の他現行制度に改正を要するものあるを以て、前掲明治四十年法律第三十一號に代へ、新に國庫出納金端數計算法を制定せんことを圖り右法案を大正二年十二月開會の第三十一回帝國議會に提出せしが、衆議院は之を可決せしも貴族院停會の爲め議了に至らず、更に翌三年十二月開會の第三十五回帝國議會に對して提案の手續中、同議會解散の爲め審議不能となり、漸く大正四年十二月開會の第三十七回帝國議會に之を提出したり。而して議會は異議なく之を可決せしを以て、右法案は大正五年一月左の如く公布せられたり。

國庫出納金端數計算法（大正五年一月二十九日法律第二號）

第一條　國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ全額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス

第二條　國税ノ課税標準額ノ算定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

命令ヲ以テ指定スル國税ノ課税標準額ニシテ一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三條　分割シテ收入シ又ハ仕拂フ金額ニ在リテハ其ノ總額ニ付第一條ノ規定ヲ準用ス

第四條　分割シテ收入又ハ仕拂ヲ爲ス場合ニ於テ分割金額一錢未滿ナルトキ又ハ之ニ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ分割金額又ハ端數ハ最初ノ收入金又ハ仕拂金ニ之ヲ合算ス

但シ地租ノ分納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條　賣藥印紙稅及郵便切手ヲ以テ納ムル郵便料金ニ付テハ本法ヲ適用セス

法律ニ別段ノ定アルモノノ外本法ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　本法ハ北海道府縣郡市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

附　則

第七條　本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八條　明治四十年法律第三十一號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前納入ノ告知ヲ爲シ又ハ仕拂ノ命令ヲ發シタルモノニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

今右法律を從前の制度と比較して、其の改正せられたる主なる點を擧ぐれば左の如し。

(一)地租の稅額及分納額に一錢未滿の端數あるときは、總て之を五厘として計算するの制度を改め、端數は之を切捨て、唯全額一錢未滿のもののみ切上げて之を一錢とせしこと。

(二)全額一錢未滿の收入金又は仕拂金は、五厘として計算するの制度を改め之を一錢とせしこと。

(三)課稅標準額の算定方を補足せしこと。

(四)本法律の適用及準用の範圍を改正せしこと。

而して國庫出納金の端數計算に關する右の制度は之を朝鮮・臺灣及樺太にも施行することと爲し同年三月三十一日勅令第五十七號を以て此の旨を公布したり。

國庫出納金端數計算法第五條第二項は、法律に別段の規定あるものの外、本法を適用せざるものは命令を以て之を定むべきことを規定せるが、右の中法律に別段の定あるものとは、例へば織物消費稅法第四條第二項・登錄稅法第十八條・印紙稅法第二條等を指すものにして、卽ち此等の條項中には既に課稅標準額の算定又は收入金の計算方に就きての規定を存するを以て、夫々該規定の適用を受くべきものとし、而して此の外にも本法の規定に據り難きものは、命令を以て之を指定するものと爲せしなり。依つて右規定に從ひ同年三月左の如く端數計算法を適用せざる種目を定めたり。

勅令第五十六號(大正五年三月三十一日)

國庫ノ收入及仕拂中左ニ揭クル種目ニハ國庫出納金端數計算法ヲ適用セス

一　切手及印紙類賣下代金

二　沒入金、沒收金及犯罪ニ基ク追徵金

三　法令ニ依リ當然國庫ニ歸屬スル收入金

四　貨幣交換差金

五　外國貨幣ヲ基礎トスル收入金及仕拂金

六　缺損補塡金

七　切手貯金拂込金

附　則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

更に又國庫出納金端數計算法第六條は、北海道府縣郡市町村以外に本法を準用すべき公共團體は勅令を以て之を定むべきことを規定せるを以て、之に從ひ同年八月左の如く之を指定したり。

勅令第二百九號（大正五年八月二十三日）

第一條　國庫出納金端數計算法第六條ノ規定ニ依リ公共團體ヲ指定スルコト左ノ如シ

郡組合
市制第六條ノ市ノ區
北海道及沖繩縣ノ區
水利組合
北海道土功組合
朝鮮ノ地方費
朝鮮ノ府
朝鮮ノ學校組合
朝鮮ノ水利組合
臺灣ノ地方費區

第二條　國庫出納金端數計算法第六條ノ公共團體ノ收入及仕拂中左ニ掲クル種目ニハ同法ヲ準用セス

一　法令ニ依リ當然公共團體ニ歸屬スル收入金
二　貨幣交換差金
三　外國貨幣ヲ基礎トスル收入金及仕拂金
四　缺損補塡金

附　則

本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令は爾後地方制度の改正其の他の理由に依り、左の如く其の一部に改正を加へられたり。

（一）勅令第四百三十六號（大正九年九月二十九日）

大正五年勅令第二百九號中左ノ通改正ス

第一條中「北海道土功組合」ノ次ニ「朝鮮ノ道地方費、府、府郡島學校費、學校組合、面及水利組合」及「臺灣ノ州、廳地方費、市及街庄」ヲ加ヘ「朝鮮ノ地方費」「朝鮮ノ府」「朝鮮ノ學校組合」「朝鮮ノ水利組合」及「臺灣ノ地方費區」ヲ削ル

附　則

本令ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）勅令第五十五號（大正十一年三月二十八日）

大正五年勅令第二百九號中左ノ通改正ス

第一條中「市及街庄」ヲ「市及街庄、樺太ノ町村」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（三）勅令第三百一號（大正十三年十二月二日）

大正五年勅令第二百九號中左ノ通改正ス

第一條中「臺灣ノ州、廳地方費、市及街庄、樺太ノ町村」ノ次ニ「樺太ノ町村」ヲ加ヘ「市及街庄、樺太ノ町村」

ヲ「市街庄及水利組合」ニ改メ「郡組合」及「北海道及沖繩縣ノ區」ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(四)勅令第三十四號(昭和二年三月二十三日)

大正五年勅令第二百九號中左ノ通改正ス

第一條中「北海道土功組合」ノ次ニ「健康保險組合」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次に國庫出納金端數計算法第二條第二項は、命令を以て指定する國稅の課稅標準額にして、一圓未滿の端數は之を切捨つべきことを規定したり。之れ所得稅・營業稅等の如く稅率の比較的細微なるものにして、而も取扱件數の極めて多き租稅に在りては、課稅標準額中圓位未滿の端數を切捨つるも格別稅額に影響せずして、而も事務の簡捷を得ること少からざるを以て、從來實際の取扱に於て之を實施し來りしも、同法制定に際して之を法文に明示することと爲せしものにして、此の規定に基き大正五年三月大藏省令第二號を以て、左の如く端數を切捨つべき國稅の種類を指定したり。

大藏省令第二號(大正五年三月三十一日)

國庫出納金端數計算法第二條ニ依リ課稅標準額計算上圓位未滿ノ端數ヲ切捨ツヘキ國稅ヲ指定スル左ノ如シ

一　第一種所得稅

二　第三種所得稅

三　營業稅

四　相續稅

五　取引稅

六　取引所營業稅

七　鑛產稅

附　則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年に至り戰時利得稅の創設せらるるに及びて、同年四月四日大藏省令第十一號を以て前掲國稅中に戰時利得稅を追加したり。

尙朝鮮・臺灣及樺太に於ても、大正五年八月朝鮮總督府令第六十六號・同年五月臺灣總督府令第三十號及大正八年七月樺太廳令第十八號を以て、夫々國庫出納金端數計算法第二條に依り、課稅標準額計算上一圓未滿の端數を切捨つべき國稅の種目を定むる所あり、右規定は各數次の改正を經て大正末年に至れり(朝鮮は大正九年十一月朝鮮總督府令第百三十二號、臺灣は大正七年七月臺灣總督府令第四十八號・同九年十一月同府令第五十四號及同十年六月同府令第七十三號、樺太は大正九年十二月樺太廳令第四十四號・同十年六月同廳令第十三號・同十一年七月同廳令第三十九號及同十二年六月同廳令第十二號を以て改正)。

國庫出納金端數計算の制度は以上の如き沿革を經て大正五年に至りて略〻完備の域に達し、爾後之に就ては何等の改正を行はるることなくして大正末年に及べるものとす。今左に端數計算制度の

沿革に就き、其の主なる點を表示して一覽に便すべし。

| 事項＼根據法 | 明治三十二年法律第五十七號 | 明治三十五年法律第二十二號 | 明治四十年法律第三十一號 | 明治四十一年法律第三十八號 | 大正五年法律第二號 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地租　一錢未滿の端數 | 四捨五入 | 四捨五入 | 厘位を存す | 厘位を存す | 厘位切捨 |
| 地租　全額一錢未滿のもの | 厘位を存す | 厘位を存す | 厘位を存す | 五厘とす | 一錢に切上 |
| 地價　一錢未滿の端數 | 四捨五入 | 四捨五入 | 厘位切捨 | 厘位切捨 | 厘位切捨 |
| 地價　全額一錢未滿のもの | 四捨五入 | 厘位を存す | 厘位を存す | 一錢に切上 | 一錢に切上 |
| 其の他の課稅標準　一錢未滿の端數 | — | 四捨五入 | 厘位、切捨 | 厘位切捨 | 厘位切捨（命令を以て指定するものは錢位切捨） |
| 其の他の課稅標準　全額一錢未滿のもの | — | 四捨五入 | 規定を缺く | 規定を缺く | 一錢に切上 |
| 其の他の國稅　一錢未滿の端數 | — | 四捨五入（關稅及賣藥印紙稅を除く） | 厘位切捨（收入印紙及郵便切手を除く） | 厘位切捨（收入印紙及郵便切手を除く） | 厘位切捨（賣藥印紙及郵便切手を除く） |
| 其の他の國稅　全額一錢未滿のもの | — | 四捨五入（關稅及賣藥印紙稅を除く） | 厘位を存す | 五厘とす（收入印紙及郵便切手を除く） | 一錢に切上（賣藥印紙及郵便切手を除く） |
| 國庫の收入金及仕拂金　一錢未滿の端數 | — | — | 厘位切捨 | 厘位切捨 | 厘位切捨 |
| 國庫の收入金及仕拂金　全額一錢未滿のもの | — | — | 厘位を存す | 五厘とす | 一錢に切上 |
| 分納の場合の一錢未滿の端數 | — | 最初の納期に合算 | 最初の納期に合算 | 最初の納期に合算 | 最初の納期に合算 |
| 地租の分納額 | — | 十錢未滿の地租は最初の納期に徵收 | 厘位を存す | 五厘とす | 端數は厘位切捨、全額一錢未滿は一錢に切上 |
| 本法を適用せざるもの | — | — | 命令を以て指定 | 命令を以て指定 | 命令を以て指定 |
| 本法を準用するもの | — | 公共團體の租稅及公課 | 公共團體の租稅及公課 | 公共團體の租稅及公課 | 公共團體の收入及仕拂 |

## 第二項　郵便官署に於ける國庫金出納制度

我會計制度に在りては國庫金の出納は、會計法第十五條の規定に依り、現金前渡の方法を以て、主任の官吏又は政府の命じたる銀行をして現金支拂を爲さしめ、又は金庫の設なき地に於て納入せしむるが爲め、若くは其の金額の輕微なるが爲め等の理由に依り、各廳收入官吏をして歳入金を受領せしめ、或は又法律の規定又は特別の委任に依り市町村其の他の公共團體をして、租稅其の他の歳入金の領收を行はしむる等、二三の例外の場合を除くの外は、原則として總べて金庫をして之が取扱に當らしむるの制度なり。然れども右金庫の數は全國を通じて僅に五六百箇所に過ぎざるが故に、租稅其の他の歳入金の納入義務者は、上述の如き例外の場合を除くの外は、其の義務履行の爲には多大の勞力と時間とを費して、現金を金庫に携行せざるべからざるの不便あり、又市區町村が其の徴收したる國稅金を金庫に送付するに當りても亦、收入役自ら多額の現金を携帶するを要し、多大の不便と危險との之に伴ふものあり、更に又國庫より支拂を受くる債權者に在りても亦同樣の不便を存したり。

然るに郵便官署は全國各地に普及して其の數明治三十九年度に於て六千四百餘あり、且つ此等の郵便官署は現金の取扱に熟練せるを以て、此等郵便官署に於て國庫金の受拂事務を取扱ふに於ては、國民に多大の便宜を與ふると同時に、爲替貯金等の受入金と共に此等國庫金の運轉敏活なることを得國家財政上の利便蓋し尠少ならざるものあるべし。是を以て國庫金の受拂を郵便官署に於て取扱ふの件は、既に明治三十九年郵便振替貯金制度開始の當時に於て豫想せられし所にして、之が爲に振替貯金規則中に於て、國庫金受拂の爲にするものは特に其の受拂料金を免除するの條項を設けたり。

茲に於て明治三十九年四月大藏省理財局長は遞信省通信局長に對し、金庫を振替貯金加入者とし、國庫金の收支に之を利用するの方法に關して照會する所あり。依て遞信省は本制度に關する具體的の調査を遂げ、同年六月案を具して大藏省に協議を遂げたり。然るに會同年六月地方長官會議の決議に基き、市町村が其の徴收したる國稅金を國庫に、又府縣稅金を府縣金庫に送納する場合に於ける

郵便振替貯金の利用方に關し、內務大臣より遞信大臣に對し照會あり。更に又其の後明治四十二年五月、中央金庫所屬松戸支金庫より振替貯金に加入方の希望あり。玆に於て遞信省は大藏省に對し曩の協議案の實施を促すと共に、松戸支金庫の希望に對する處置方をも協議する所ありしが、金庫の振替貯金加入に關しては(一)納稅義務又は收入官吏若くは市町村長の稅金拂込義務の消滅時期及國庫の其の債主に對する支拂義務の消滅時期不明なること(二)本制度は現行會計法上、國庫金の出納は金庫又は收入官吏をして取扱はしむるの原則に牴觸するの嫌あること(三)金庫の振替貯金に加入することは歲入事務の混亂を來すの虞あること(四)國庫金を各郵便局所に固定せしめ、運轉上支障を生ずるの虞あること(五)金庫に對して振替貯金を利用する目的を以て、振替貯金加入者又は郵便貯金者の著しく增加するときは、一般銀行業者は之が爲め影響を蒙るに至るべきこと(六)郵便局所員の不正を行ふ機會を多からしめ、國庫の損害を大ならしむる虞あること等の非難ありて、議容易に決せず。斯くて遞信省は松戸支金庫に對しては、金庫事務の不統一と監督上の支障とを理由として、其の振替貯金の加入を拒絕したり。

斯くの如くにして國庫金の受拂に關する振替貯金の利用に就ては、容易に議の纏まる所なかりしを以て、遞信省は此の振替貯金利用を先づ市公金の受拂のみに關して實施することと爲し、明治四十二年四月遞信省令第十五號を以て「市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則」を制定し、市が郵便振替貯金に加入することに依り、其の取扱に係る各種國稅・府縣稅及市稅竝に其の他の公金の受拂事務を、市の行政區域內に在る郵便局所をして取扱はしむることを得ることとしたり。此の制度は明治四十二年度より大阪市に於て先づ之を採用せしが、其の成績良好なりしを以て、爾後京都・橫濱・神戶・東京等多くの都市は漸次之を採用し、郵便局に於ける取扱高は漸次市役所直接の取扱高を凌駕するの勢を示すに至れり。尋いで明治四十四年十二月に至り遞信省令第四十九號を以て府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則を制定し、府縣金庫が郵便振替貯金に加入することに依り、市町村の收納に係る府縣稅を府縣金庫に納入する場合に、振替貯金の方法を利用することを得ることとし、翌四十五年一月一日より之を實施したり。卽ち此の制度の實施に依り、市町村の納入する府縣稅を收入役自ら府縣金庫に携帶拂込むの不便は除去せらるるに至りしものなるが、其の未だ國稅に及ばざりし爲め當初は之を利用する府縣尠なかりしも、後述の如く大正四年三月郵便局の國庫金受拂制度の開始に伴ひ、國稅收納金も亦郵便局に拂込を爲し得ることとなり、本制度と利便相俟つに至りしを以て、俄に實施府縣の增加を見、最初加入せる熊本・愛媛・新潟等の諸縣を始めとして、府縣の大部分は漸次此の制度を利用するに至れり。

以上の如くにして市公金の受拂竝に市町村の納入する府縣稅の拂込に關しては、郵便振替貯金利用の方法を設けらるるに至りしと雖も、國庫金の受拂に關しては未だ何等の便法をも設けらるるに至らざりしを以て、一般國民の受くる利便は極めて狹小の範圍に止まりしなり。是を以て遞信省は前述の案に引續き明治四十三年初頭に於て、先づ歲入徵收官をして郵便振替貯金の加入者たらしめ之に依り郵便官署に於て國庫金の取扱を爲さしめんとするの案を立て、關係所管省に交涉する所ありしも、尙ほ議熟するに至らずして其の同意を得ざりき。仍て更に振替貯金の制度に依らざる特殊の方法を施設せんことを圖り、大正元年に至り二種の考案を提議したり。其の第一案は國稅徵收事務のみを取扱ひて歲出金の取扱に及ばず、其の方法としては窓口收納・居宅集金及其の折衷の三方法

の中何れかに依らんとするものにして、其の第二案は金庫事務取扱に就ては地方所在の本支金庫の大多數を一時に廢止し、郵便官署をして國稅の徵收は勿論、歲出金の支拂竝に保管及供託の事務をも取扱はしめんとするものにして、金庫制度に大斧鉞を加へんとするものなりき。此等の兩案も亦大藏省との間に協議熟し難く、遂に再考の已むなきに終れり。

茲に於てか遞信省は大正元年末に至り、更に郵便振替貯金の特別取扱に依らんとするの第三案を立て、關係所管省との間に交涉を開始したり。本案は其の所要經費も從來の提案中比較的小額なるのみならず、金庫系統に何等の變動をも及ぼさざるものなるを以て、各關係主務省との審議稍進捗したるも、大藏省は郵便官署の取扱範圍を縮小し、差向き租稅其の他の大藏省所管の歲入金の受入、及金庫所在地以外に在る債主に支拂ふべき歲出金の拂渡のみに止めんことを希望せしを以て、遞信省に於ては更に方法を改めて、小額の經費を以て實施し得べき單行制度を設けんとし、大正二年十一月更に第四回の調査を始め、翌大正三年一月に至り案成り、直に關係主務省に交涉協議する所ありしが、議漸く熟するの機運に達し、同年三月之が所要經費を第三十一回帝國議會に要求し、其の協贊を經て茲に本制度の確立を見るに至れり。斯くて諸般の準備の整ふを待ちて翌大正四年一月左の如く郵便官署をして歲入金の受入及歲出金の繰替拂渡に關する事務を取扱はしむる件を公布したり。之れ實に通信官署官制上の一大改革にして、特に金庫事務取扱上に一新時期を劃せるものと云ふべし。

勅令第六號（大正四年一月二十八日）

郵便官署ハ各官廳ノ徵收スル歲入金ノ受入及金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スル歲出金ノ繰替拂渡ニ關スル事務ヲ取扱フコトヲ得其ノ範圍及取扱ニ關スル規程ハ遞信大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて大藏・遞信兩省は右勅令の實施に關して協定を遂げたる結果、夫々省令を以て右勅令の實施に關する取扱規定を設けたり。即ち左の如し。

大藏省令第一號（大正四年一月二十八日）

第一條　大正四年勅令第六號ニ依リ郵便官署ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得ル歲入金ノ受入及歲出金ノ繰替拂ハ左ニ掲クルモノニ限ル

一　稅務署ノ直接徵收スル國稅金

二　北海道廳、府縣、稅務署、稅務監督局ノ收納スル國庫ノ諸收入金

三　收入官吏カ金庫ニ拂込ムヘキ前二號ノ收入金

四　市（區）町村カ金庫ニ送付スヘキ國稅金

五　金庫所在地外ニ於テ債主ニ仕拂ヲ要スル歲出金

第二條　歲入徵收官（分掌官ヲ含ム以下同シ）ハ其ノ在勤廳所在地ノ道廳府縣管內ニ在ル納人ニ對シ前條第一號及第二號ノ國稅金又ハ諸收入金ヲ徵收セムトスルトキハ納人ニ對シ第一號書式ノ納稅告知書又ハ第二號書式ノ納入告知書ヲ發スルコトヲ得但シ歲入徵收官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ郵便局ヲ特ニ指定スルコトヲ得

納人カ前項ノ道廳府縣管外ニ在ルトキハ其ノ所在地又ハ最寄ノ郵便局ヲ指定スヘシ但シ歲

入徴收官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ郵便局ヲ指定スルコトヲ得

歳入徴收官在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル納人ニシテ當該道廳府縣管外ノ郵便局ニ歳入金ヲ納付セムトスルトキハ前項ヲ準用ス

第三條　國税滯納者ニ對シテ督促狀ヲ發スル場合ニ於テハ第三號及第四號書式ノ納付書ヲ督促狀ニ添附スヘシ但シ收税官吏ノ納税告知書ヲ發シタル税金ニ付テハ第三號書式ノ納付書ヲ添附スルコトヲ要セス

第四條　納人前二條ノ納税告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ受ケタルトキハ現金ニ納税告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第五條　收入官吏カ領收シタル收入金ハ第五號書式ノ現金拂込書ニ依リ所屬歳入徴收官在勤廳所在地ノ道廳府縣管内ニ在ル便宜ノ郵便局ニ拂込ムコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ出納官吏現金取扱規則第十五條及第十六條ノ規定ニ拘ハラス其ノ領收シタル金額ハ毎日之ヲ取纒メ翌日限拂込ムヘシ

第六條　市(區)町村ニ對シ税務署ノ發付スル納額通知書ニ指定スヘキ國税金〻送付場所ニ付テハ第二條ノ規定ヲ準用ス

市(區)町村ハ其ノ徴收シタル國税金ニ第六號書式ノ送付書ヲ添ヘ前項指定ノ場所ニ送付スヘシ

第七條　郵便局ニ於テ納人又ハ市(區)町村ヨリ領收シタル國税金又ハ諸收入金ニ付テハ歳入徴收官ハ取纒郵便局ヨリ送付スル領收濟通知書ニ依リ徴收簿ニ收入濟額ヲ登記スヘシ

第八條　收入官吏ハ第五條ニ依リ郵便局ニ拂込タル金額ハ金庫ニ拂込タル金額ト區別シテ現金拂込仕譯書ヲ作成シ歳入徴收官ニ報告スヘシ

第九條　歳入徴收官ハ前條ノ報告ニ依リ徴收報告書現金拂込仕譯欄ニ登記シ又郵便局出納官吏ノ取扱ヒタル現金振替拂込仕譯ニ付テハ收入官吏ノ現金拂込仕譯ノ次ニ區別シテ登記スヘシ

第十條　中央金庫又ハ本金庫ハ取纒郵便局出納官吏ヨリ第七號書式ノ歳入金振替拂込書ニ歳入金振替證券ヲ添ヘ拂込ヲ受ケタルトキハ歳入ニ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

本金庫ハ前項ノ振替證券ニ依リ中央金庫ニ振替廻送ノ計算ヲ爲シ振替證券ハ之ヲ中央金庫ニ送付スヘシ

第十一條　中央金庫ハ前條歳入金振替證券ヲ爲替貯金局出納官吏ニ提出シ該證券金額ニ相當スル雜部金引出切符ノ交付ヲ受ケ本金庫ヨリ振替廻送受入ノ計算ヲ爲スヘシ

第十二條　仕拂命令官金庫所在地外ニ於テ債主ニ對シ其ノ所在地又ハ最寄ノ郵便局ヲシテ現金ノ仕拂ヲ爲サシメムトスルトキハ仕拂命令(仕拂請求書ヲ含ム以下同シ)ニ何地郵便局ニ於テ仕拂ヲ要スル旨ノ裏書ヲ爲シ金庫ニ送付シ其ノ翌日第八號書式ノ歳出金仕拂通知書ヲ債主ニ送付スヘシ

第十三條　金庫ハ前條ノ仕拂命令ヲ受ケタルトキハ仕拂ニ必要ナル手續ヲ爲シタル上第九號書式ノ歳出金繰替拂渡票ヲ作成シ之ヲ指定拂渡郵便局ニ送付スヘシ

第十四條　金庫ハ取纒郵便局ヨリ各郵便局ニ於ケル繰替拂渡濟ノ歳出金仕拂通知書竝日計表正本ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ歳出金ノ計算及中央金庫ヨリ振替廻送ノ計算ヲ爲

シ之ニ相當スル振替拂證書ヲ作成シ取纒郵便局ニ送付スヘシ

第十五條　中央金庫ハ爲替貯金局出納官吏ヨリ前條振替拂證書ニ雜部保管金拂込書ヲ添ヘ振替拂込ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ振替ノ計算ヲ爲シ歳出ヲ取扱ヒタル金庫ニ對シ振替廻送拂出ノ計算ヲ爲スヘシ

第十六條　債主カ歳出金仕拂通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テ拂渡郵便局ヨリ廻付シタルトキハ金庫ハ明治三十八年大藏省令第三十九號第二條以下ノ例ニ依リ取扱フヘシ

附　則

本令ハ大正四年一月勅令第六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

郵便官署ニ於ケル各廳歳入金及歳出金取扱規則（大正四年一月二十八日逓信省令第八號）

第一條　大正四年勅令第六號ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂渡ハ左ニ掲クルモノニ限ル

一　税務官署ノ直接徴收スル國税金

二　北海道、府縣及税務官署ノ收納スル國庫ノ諸收入金

三　收入官吏カ金庫ニ送付スヘキ前二號ノ收入金

四　市區町村カ金庫ニ送付スヘキ國税金

五　金庫所在地外ニ於テ債主ニ仕拂ヲ要スル歳出金

第二條　前條第一號及第二號ノ國税金及諸收入金ヲ國庫ニ納付セムトスル者ハ歳入ヲ徴收スル官吏ニ於テ其ノ納付場所ヲ特ニ限定シタル場合ヲ除クノ外其ノ歳入ヲ徴收スル官吏ノ在勤廳ト同一ノ道廳府縣内ニ在ル任意ノ郵便局ニ就キ之カ納付ヲ爲スコトヲ得

納人前項ノ納付ヲ爲サムトスルトキハ歳入ヲ徴收スル官吏ノ發シタル令書ニ現金ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ其ノ領收證書ヲ受取ルヘシ

第三條　市區町村又ハ收入官吏其ノ領收シタル歳入金ヲ金庫ニ送付セムトスルトキハ前條ノ例ニ依リ送付書又ハ拂込書ニ現金ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ其ノ領收證書ヲ受取ルヘシ

第四條　郵便局ニ於テ前二條ニ依リ現金ヲ受入レタルトキハ其ノ通知書ヲ取纒郵便局ニ送付スヘシ

取纒郵便局ニ於テハ受入郵便局ヨリ送付ニ係ル通知書ヲ取纒メ之ニ日計表ヲ附シ當該歳入ヲ徴收スル官吏ニ送付シ且別記書式ニ依リ受入金額ニ相當スル歳入金振替證券ヲ發行シ之ヲ所轄ノ中央金庫又ハ本金庫ニ送付シ受入金拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條　前條ノ振替證券ニ對シテハ中央金庫ノ請求ニ依リ爲替貯金局ニ於テ其ノ振替計理ヲ爲スヘシ

第六條　金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ受クヘキ債主ニ於テ仕拂命令官ヨリ歳出金仕拂通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ受領年月日ヲ記入シ記名調印ノ上之ヲ當該郵便局ニ差出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ

郵便局ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ仕拂通知書ヲ金庫ヨリ送付ニ係ル歳出金繰

替拂渡票ニ對照シタル上之カ拂渡ヲ爲スヘシ

第七條　前條ニ依リ郵便局ニ於テ歳出金ノ拂渡ヲ爲シタルトキハ其ノ仕拂通知書ヲ取纒郵便局ニ送付スヘシ

取纒郵便局ニ於テハ拂渡郵便局ヨリ送付ニ係ル仕拂通知書ヲ取纒メ之ニ日計表ヲ附シ當該金庫ニ送付シ之ニ對スル代リ金振替拂證書ヲ受取ルヘシ

爲替貯金局ニ於テハ前項ノ代リ金振替拂證書ニ依リ中央金庫ヨリ其ノ代リ金ノ振替受入ヲ爲スヘシ

第八條　歳出金仕拂通知書發行ノ日ヨリ六十日以内ニ債主ヨリ拂渡ノ請求ナキトキハ郵便局ハ繰替拂渡票ヲ所屬金庫ニ送付スヘシ

前項ノ期間經過後ニ於テ債主ヨリ拂渡ノ請求アルモ拂渡郵便局ハ當該金庫ヨリ繰替拂渡票ノ再送ヲ受クルニアラサレハ之カ拂渡ヲ爲サス

第九條　債主ニ於テ歳出金仕拂通知書ヲ亡失シタルトキハ金額、番號、所屬年度、仕拂命令ヲ當テラレタル金庫名、拂渡郵便局名、仕拂通知書ヲ發行シタル官廳名ヲ記載シタル屆書ヲ拂渡郵便局ニ差出スヘシ

拂渡郵便局ニ於テ前項ノ屆書ヲ受ケタルトキハ之ヲ當該金庫ニ廻付スヘシ

第十條　拂渡郵便局ニ於テ金庫ヨリ前條屆書ニ對シ相當證明ヲ付シ之カ返付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ債主ニ通知シ適宜ノ受領證ヲ徵シ第六條ノ例ニ依リ之カ拂渡ヲ爲スヘシ

附　則

本令ハ大正四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

即ち前掲の諸規則に依りて明かなるが如く、本制度實施の範圍は單に主として大藏省所管の歳入金の受入、及金庫所在地外に在る債主に支拂はるべき歳出金の拂渡のみに止まり、國庫の取扱に係る受拂金の全般に及ばざるものにして、此の點尙ほ制度として徹底を缺くの憾なき能はずと雖も、之れ財政上其の他の事情に依り先づ狹小なる範圍に於て之を試みたるものにして、將來其の成績を見て漸次金庫事務の全般に及ぼさんことを期したるものなり。而して大正十一年度改正會計法の實施に際しても本制度實施の範圍擴張の議ありしと雖も、實施上困難の點ありて其の實現を見るに至らずして已みたり。

前掲大藏省令第一號の制定に伴ひ、同年二月大藏大臣は右省令に依り郵便官署をして取扱はしむる歳入事務の取扱方に關し、北海道廳・府縣・稅務監督局・稅務署に對して、更に左の如く訓令したり。

大藏省訓令第五號（大正四年二月十三日）

本年一月大藏省令第一號ニ依リ郵便官署ヲシテ取扱ハシムル歳入事務取扱方左ノ通心得ヘシ

一　租稅外諸收入金ニ付金庫ヲ納付場所ニ指定セントスルトキハ歳入徵收官在勤廳所在地ヲ出納區域トスル金庫ニ限ルモノトス

二　收入官吏ノ領收シタル現金ノ拂込ヲ爲スヘキ金庫ニ付テモ亦前項ニ同シ但シ前項以外ノ金庫ニ拂込ヲ爲スヲ便宜トスルトキハ該金庫ニ對シ振替回送ノ請求ヲ爲スヘシ

三　大正四年一月遞信省令第八號第四條ニ依リ取纒郵便局ニ於テ金庫ニ對シ振替拂込ヲ爲シタ

ル後歳入金ノ所屬年度、所管廳又ハ歳入徴收官ノ誤謬ヲ發見シタルトキハ歳入徴收官又ハ收入官吏ハ明治二十四年五月當省令第十一號及明治三十一年七月當省訓令第四十八號ノ手續ニ準シ取纒郵便局ニ對シ誤謬訂正ノ請求ヲ爲スヘシ

右訓令と同時に往第一〇八〇號を以て、主税局長は更に左記の如く事務處理上の注意に關して通牒を發したり。

『本年當省令第一號ニ依リ郵便官署ヲシテ取扱ハシムル歳入事務取扱方ニ關シ、本日訓令第五號ヲ以テ訓示相成候處、尚左記ノ各項御注意ノ上、其ノ取扱手續又ハ整理ニ關シ遺憾ナキヲ期セラレ度依命及通牒候也。

一、納人ニ對シ納額告知書又ハ納付書ヲ發スル場合ニ於テハ、多クハ郵便局ヲ納付場所ニ指定スベシト雖、酒造税其ノ他ノ税金ノ繰上徴收ヲ爲シタルトキ、又ハ迅速ニ滯納處分ヲ爲スノ必要アルトキ、若ハ納人ノ爲便宜ト認ムルトキハ、從來ノ手續ニ依リ收入官吏又ハ金庫ヲ指定スルヲ妨ゲザルモノトス。尚郵便局ニ於ケル歳入事務ノ取扱ハ事草創ニ屬シ、且年度末ニ際會シ所屬年度又ハ所管廳等ノ誤謬ヲ生ズルノ虞アルヲ以テ、大正三年度歳入ニシテ大正四年度四月以後ニ納期ヲ定ムルモノハ、可成從來ノ手續ニ依リ取扱フベシ。

二、滯納税金ト共ニ延滯金ヲ徴收スルモノハ、郵便局ニ於テ收入セシムルコトヲ得ザルモ、既ニ金額ノ確定シタル延滯金ノミヲ徴收スル場合ニハ、郵便局ヲ指定シ納付セシムルコトヲ妨ゲズ。

三、收入官吏ヲシテ其ノ領收シタル收入金ヲ郵便局ニ拂込ムコトヲ得セシムルハ、主トシテ金庫所在地外ニ在ル場合ノ便宜ヲ圖リタルモノナルヲ以テ、金庫所在地ニ在ル場合ハ可成直接金庫ニ拂込ムヲ要ス。

四、市町村ニ對スル納額通知書（國税徴收法施行細則第二號書式ニ依ル）ニ指定スベキ納付場所ニ付テハ、豫メ市町村ト協定スベシ。

五、納額告知書又ハ納付書ニハ、欄外ニ納期日ヲ經過スルトキハ郵便局ニ納付スルコトヲ得ザル旨ノ注意事項ヲ記載シ、又納付場所ヲ一定ノ郵便局ニ指定シタルトキハ「特定局」ノ朱印ヲ押捺スベシ。

六、郵便局ニ於テ納期經過後領收シタルモノアルトキハ、歳入徴收官ハ該納人ニ對シ强徴處分ノ手續進行中ト雖、其ノ處分ノ取消ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ、納期内ニ納付アリタルモノト同一ニ取扱フモ妨ナキモノトス。

七、歳入徴收官ハ取纒郵便局ヨリ領收濟通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ、之ニ添附スル日計表ト領收濟通知書ノ金額・年度・主管廳又ハ歳入徴收官等ノ相違ナキヤヲ精査シタル上、徴收簿ニ登記スベシ。

八、取纒郵便局ニ於テハ、各郵便局ノ領收シタル領收濟通知書ニシテ其ノ月末日迄ニ未著ノモノハ、翌月三日迄ニ到著シタルモノニ限リ領收ノ當月分ノ計算ニ編入シ、歳入徴收官ニ報告スベキヲ以テ、歳入徴收官ニ於テモ亦同月分ニ編入計算ヲ爲スベシ。

九、收入官吏ノ郵便局ニ拂込ミタル金額ハ、金庫ニ拂込ミタル分ト同一現金拂込仕譯書ニ其ノ拂込高ヲ區分シテ掲記スルモノトス。

十、徵收報告書現金拂込仕譯ハ、經常部及臨時部ヲ併算シテ、收入官吏報告ノ分ト取纒郵便局報告ノ分トヲ、經常部ニ區別記載スルヲ要ス。

十一、諸收入收納取扱規程第三條ニ依ル徵收事務分掌官ニ於テ、郵便局ヲ納付場所ト指定シ納入告知書ヲ發シタルトキハ、其ノ金額・年度・科目・納入氏名等ヲ歳入徵收官ニ報告セシムルモノトス。』

尙ほ右大藏省令第一號第十四條に於ける取纒郵便局に關しては、同年二月大藏省告示第十二號を以て其の局名竝に金庫の配置表を定むる所あり、右配置表は爾後屢〻改訂を加へられたり（第二編第五章第四節參照）。

以上の如くにして國庫の歳入歳出金を郵便官署をして取扱はしむるの制度は、大正四年に於て始めて設けられ、同年三月一日より實施せられしが、爾來本制度の根本に就ては何等の變更もなくして引續き行はれ、漸次良好の成績を擧ぐるに至れり。唯本制度に關する前掲の諸法令は、爾後一二の點に於て多少の改訂を施されたり。卽ち大正四年七月大藏省令第十九號及同七年五月遞信省令第三十五號を以て、夫々前掲「郵便官署ノ取扱フ歳入歳出金ニ關スル取扱規程」（大正四年大藏省令第一號）及「郵便官署ニ於ケル各所歳入金及歳出金取扱規則」（大正四年遞信省令第八號）中の附屬書式に改正を加へ、更に同九年十月遞信省令第九十八號を以て右大正四年遞信省令第八號中の『爲替貯金局』なる字句を『貯金局』と改め、又翌十年六月大藏省令第二十三號を以て右大正四年大藏省令第一號第九條を『歳入徵收官ハ前條ノ報告ニ依リ徵收報告書現金拂込仕譯欄ニ登記シ郵便局出納官吏ノ取扱ヒタル現金振替拂込仕譯ニ付テハ前月迄拂込未濟及差引翌月ヘ越高ヲ收入官吏ノ現金拂込仕譯中各相當欄ノ次ニ外書登記スヘシ』と改め、大正十年七月分より之を施行したり。

大正十年會計制度の大改正行はれ、翌年四月一日より實施せらるるに及びて、之に伴ひ同年三月前掲大正四年勅令第六號・同大藏省令第一號及同遞信省令第八號に對して、夫々左の如く一部の改正を施したり。

勅令第六十六號（大正十一年三月二十九日）

大正四年勅令第六號中左ノ通改正ス

「金庫所在地外」ヲ「日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ノ所在地外」ニ「仕拂」ヲ「支拂」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第二十一號（大正十一年三月二十九日）

大正四年大藏省令第一號中左ノ通改正ス

第一條第三號中「金庫」ヲ「日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）」ニ第四號及第五號中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ第五號中「仕拂」ヲ「支拂」ニ改ム

第五條第二項ヲ左ノ通改ム

前項ノ場合ニ於テハ出納官吏事務規程第十八條乃至第二十條ノ規定ニ拘ハラス其ノ領收シタル金額ハ每日之ヲ取纒メ翌日限之ヲ拂込ムヘシ

第八條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第十條中「中央金庫又ハ本金庫」ヲ「日本銀行」ニ「歳入金振替拂込書」ヲ「各廳歳入金振替拂込書」ニ「本金庫」ヲ「日本銀行」ニ「中央金庫」ヲ「日本銀行本店」ニ改ム

第十一條中「中央金庫」ヲ「日本銀行本店」ニ「爲替貯金局」ヲ「貯金局」ニ「雜部金引出切符」ヲ「小切手」ニ「本金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第十一條ノ二　支出官ハ日本銀行所在地外ニ於テ債主ニ對シ其ノ所在地又ハ最寄ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル支出官(以下單ニ朝鮮等ノ支出官ト謂フ)內地ノ債主ニ支拂ヲ爲ス場合亦同シ

第十二條　支出官前條ノ規定ニ依リ支拂ヲ爲サシメムトスルトキハ其ノ振出ス小切手ノ裏面ニ受取人ノ住所、氏名及何地郵便局ニ於テ支拂ヲ要スル旨ヲ記載シ之ヲ其ノ小切手ノ支拂店ニ送付シ第八號書式ノ郵便局扱歳出金支拂通知書ヲ債主ニ送付スヘシ但シ朝鮮等ノ支出官ニ在リテハ該通知書中ノ取經郵便局ニハ遞信大臣ノ指定スル郵便局ヲ記載シ欄外餘白ニ「特扱」ノ印ヲ押捺スルモノトス

第十三條　日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ各廳歳出金繰替拂案內書ヲ作成シ之ヲ指定ノ拂渡郵便局ニ送付スヘシ但シ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲、青島及天津ニ在ル日本銀行(以下單ニ朝鮮等ニ在ル日本銀行ト謂フ)ハ該繰替拂案內書ノ送付ト同時ニ適宜ノ通知書ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ

第十四條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ「歳出金仕拂通知書」ヲ「郵便局扱歳出金支拂通知書」ニ「中央金庫」ヲ「日本銀行本店」ニ改メ左ノ一項ヲ追加ス

前項ノ郵便局扱歳出金支拂通知書ニシテ第十二條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ日本銀行本店ハ之ヲ朝鮮等ニ在ル日本銀行ニ送付スヘシ

第十四條ノ二　日本銀行國庫金取扱規程第三十三條及第四十條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條中「中央金庫」ヲ「日本銀行本店」ニ「爲替貯金局」ヲ「貯金局」ニ「前條」ヲ「第十四條」ニ「雜部保管金拂込書」ヲ「預託金拂込書」ニ「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第十六條　朝鮮等ニ在ル日本銀行第十四條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル郵便局扱歳出金支拂通知書ハ之ヲ調査シテ前條ノ手續ヲ爲シ日本銀行本店トノ間ニ於ケル振替受拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外支出官ノ郵便局ヲシテ現金ノ支拂ヲ爲サシムル場合ノ取扱手續ニ付テハ支出官事務規程第九條乃至第十二條、第十四條、第十五條、第十七條及第二十九條乃至第三十六條ノ規定ヲ準用ス

第一號書式、第三號書式及第四號書式中「何金庫」、「何稅務署」ヲ「日本銀行何店(日本銀行本店支店又ハ代理店)何稅務署」ニ改メ「何金庫」ヲ「日本銀行何店」ニ改ム

第二號書式中「何金庫、收入官吏官氏名」ヲ「日本銀行何氏名」ニ改メ「何金庫」ヲ「日本銀行何店」ニ改ム

第七號書式中「歳入金振替拂込書」ヲ「各廳歳入金振替拂込書」ニ「何本金庫」ヲ「日本銀行何店」ニ改ム

第八號書式及第九號書式ヲ左ノ通改ム

（書式省略）

遞信省令第十六號（大正十一年三月二十九日）

郵便官署ニ於ケル各廳歳入金及歳出金取扱規則中左ノ通改正ス

第一條第三號中「金庫」ヲ「日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）」ニ、第四號中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ、第五號中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ「仕拂」ヲ「支拂」ニ改ム

第三條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第四條中「所轄ノ中央金庫又ハ本金庫」ヲ「取扱店タル日本銀行」ニ改ム

第五條中「中央金庫」ヲ「日本銀行本店」ニ改ム

第六條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ「仕拂」ヲ「支拂」ニ「仕拂命令官」ヲ「支出官」ニ「歳出金仕拂通知書」ヲ「郵便局扱歳出金支拂通知書」ニ「仕拂通知書」ヲ「支拂通知書」ニ「歳出金繰替拂渡票」ヲ「各廳歳出金繰替拂案内書」ニ改ム

第七條中「仕拂通知書」ヲ「支拂通知書」ニ「金庫」ヲ「日本銀行」ニ「中央金庫」ヲ「日本銀行本店」ニ改ム

第八條中「歳出金仕拂通知書」ヲ「郵便局扱歳出金支拂通知書」ニ「繰替拂渡票」ヲ「繰替拂案内書」ニ「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第九條中「歳出金仕拂通知書」ヲ「郵便局扱歳出金支拂通知書」ニ「仕拂命令」ヲ「小切手」ニ「金庫」ヲ「日本銀行」ニ「仕拂通知書」ヲ「支拂通知書」ニ改ム

第十條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

別記歳入金振替證券様式中「振替拂込金庫名」ヲ「振替拂込銀行名」ニ「金庫」ヲ「日本銀行（何）店」ニ「中央金庫」ヲ「日本銀行本店」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前調製ニ係ル歳入金振替證券ノ用紙ハ當分ノ内之ヲ訂正使用スヘシ

## 第三項　歳入金の證券納付制度

明治初年に在りては租税の納付に米穀を以てせしむるの制度を存せしが、明治九年三月大藏省出納條例發布の結果米穀出納の制度は廢止せられ、以後各種歳入金の收納は總て現金のみに限らるることとなり、唯印紙税・登録税等の租税又は郵便電信料等特殊の性質を有する歳入のみは、必ず印紙若くは郵便切手を以て納付せしむることとせられたり。尚右の外歳入金中現金徴收の法に依るを甚しく不便とするものに就ては、特に法令を以て印紙納付の方法を許せるものあり。即ち明治二十四年十二月勅令第二百四十五號を以て、一定種目の手數料は其の額に相當する登記印紙を以て納付することを得るの規定を設け、明治三十八年十一月勅令第二百二十七號を以て更に右制度を擴張し、一定種目の手數料の外、罰金・科料・過料・刑事追徴金・訴訟費用・非訟事件費用は、總て收入印紙を以て納付するを得ることとしたり。

斯くの如くにして租税其の他の歳入金の收納に就ては、我會計制度は總て現金收納を主義と爲し上述印紙納付の場合を除くの外は、物納は固より證券の代用納付も之を許さざる所なりき。然るに

明治三十年三月改正國稅徵收法の制定に伴ひ、同年六月同法施行細則（大藏省令第十號）の定めらるるや國稅納入者の便宜を圖る爲め、稅金及滯納處分費は郵便爲替、日本銀行若くは其の代理店に宛てたる送金手形、又は日本銀行若くは其の代理店に於て證明したる小切手に限り、現金に代用納付することを得るの規定を設け（第七條）、茲に始めて歲入金の證券代納制度の端緒を開くに至れり。然れども此の規定に在りては、證券代納を許さるる歲入は國稅及其の滯納處分費に限られ、而も其の代納證券は極めて嚴重なる制限を附せらるるものなるが故に、此の制度は到底廣く一般に利用せらるることを得ざるものなりき。茲に於てか國稅の納付に一般小切手の使用を許すべしとの議は、當時主として銀行業者に依りて盛に唱道せられ、之に關する建議又は請願等も政府に提出せられたり。政府亦小切手納稅の便は固より之を認むる所なりしと雖も、小切手の不渡となりたる場合に於て累を國庫に及ぼすべきことを慮りて、遂に之を實行するに至らずして已みたり。斯くの如くにして代納を許さるべき證券の制限に就ては、容易に之が緩和を見るに至らざりしが、代納を許さるる歲入金の範圍は其の後多少の擴張を行はれたり。即ち明治三十七年六月に至り大藏省令第二十一號を以て、煙草專賣局作業歲入に就ても、國稅と同樣郵便爲替、日本銀行若くは其の代理店に宛てたる送金手形、又は日本銀行若くは其の代理店に於て證明したる小切手を以て納付するを得ることとし、更に同年十二月大藏省訓令第五十一號を以て、煙草賣拂代金は東京及大阪に於ける手形交換所組合銀行宛のものにして、仕拂銀行の仕拂保證ある小切手を以て納付せしむることを得るの規定を設けたり。

然るに明治三十七年日露戰役勃發し、之に要する經費の大部分は其の財源を公債に仰ぎし結果、時局の進展に伴ひて公債の發行は巨額に上るべきを以て、政府は務めて之が價格を維持すると共に、尙將來に於ける發行を圓滑ならしむるが爲に、種々の方策を講ずる所ありしが、右方策の一として國債證券利用範圍の擴張を圖り、明治三十八年二月勅令第三十四號を以て『租稅其ノ他ノ歲入金ノ代用トシテ證券ノ納付ヲ受ケタル場合ニ於テハ收入官吏及金庫ヲシテ現金ニ準シテ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得』と定め、之に基き同年二月左の如く大藏省令第七號を公布して無記名國債證券及其の利札を以て、國稅其の他特定の歲入金に代用納付するを許すことと爲すと共に之が取扱手續に關する規定を設けたり。而して此の規定は固より上述の如く一般國債證券殊に時局に關するものの爲に設けられしものなりと雖も、右の外他の特別規定に依り代用納付を許されたる一般證券に在りても亦之が適用を受くるものとせられたり。而して國債證券の外に證券の代用納付を許す特別の規定として當時存在せしものは、前記國稅徵收法施行細則・明治三十七年六月大藏省令第二十一號及同年十二月大藏省訓令第五十一號の三者なるが、更に翌三十八年三月に至り農商務省令第四號を以て、大林區署に於て徵收する拂下代金・貸下料其の他の收入金も、國稅又は專賣局作業歲入と同樣、郵便爲替、日本銀行若くは其の代理店に宛てたる送金手形、又は日本銀行若くは其の代理店に於て證明したる小切手を以て之を納付することを得るの規定を設け、更に又明治四十一年八月に至り大藏省訓令第四十二號を以て、帝國鐵道廳取扱に係る歲入金は、日本銀行本支店・出張所・代理店若くは東京市・大阪市・神戸市及名古屋市に於ける手形交換所組合銀行に宛て振出したる小切手にして、其の銀行の支拂保證あるものを以て納付せしむるを得ることとし、右規定に依り小切手を以て納付し得べき歲入金の種目を定めて（一）後納に係る貨物賃金（二）私設鐵道株式會社其の他と連帶計算に係る收入金とせり（同年八月遞信省告示第七百三十一號）。

大藏省令第七號（明治三十八年二月十八日）

第一條　元金仕拂期ノ開始セル無記名國債證券及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券利札ハ租稅其ノ他ノ歲入金ノ全部又ハ一部ニ代用納付スルコトヲ得

前項ノ租稅其ノ他ノ歲入金ハ其ノ種目ヲ定メ別ニ之ヲ告示ス

第二條　前條若ハ他ノ特別ノ規定ニ依リ代用納付ヲ許サレタル證券ヲ以テ租稅其ノ他ノ歲入金ヲ納付セントスル者ハ國債證券及利札ニ在リテハ其ノ代用價格ヲ定メ別記書式ノ納付書ヲ作リ其ノ他ノ證券ニ在リテハ證券ノ種類番號金額仕拂期日及仕拂場所ヲ記載シタル納付書（書式適宜）ヲ作リ其ノ證券ト共ニ之ヲ納稅告知書若ハ納入告知書ニ添ヘ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第三條　國債證券及利札ノ代用價格ハ左ニ揭クル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

一　元金償還當期分ノ利札ハ其ノ償還期マテノ月割利子金額

二　所得稅法ノ規定ニ依リ利子ノ所得稅ヲ徵收スヘキ利札ハ其ノ額面金額（前號ニ該當スルモノハ其ノ月割金額）中相當所得稅額ヲ控除シタル金額

三　前各號ノ外ハ其ノ額面金額

所得稅法施行規則第三十五條ノ規定ハ國債證券ノ利札ヲ租稅其ノ他ノ歲入金ニ代用納付スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條　金庫、收入官吏又ハ市町村（市町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ戶長以下同シ）ニ於テ國債證券及利札ノ代用納付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ證券及利札ニ代用納付ノ印ヲ押捺スヘシ

第五條　收入官吏又ハ市町村ニ於テ代用證券ノ納付ヲ受ケタルトキハ毎日之ヲ取纒メ納付仕譯書（記載事項及書式ハ納付書ニ準ス）ヲ作リ拂込書ヲ添ヘテ翌日マテニ金庫ニ拂込ムヘシ此場合ニ於テハ現金出納簿ニ其ノ受拂額ヲ登記スルモノトス

國債證券及利札ヲ除ク外代用證券ノ仕拂場所カ金庫所在地外ナルトキ若ハ仕拂期日ノ切迫シタルモノニ在リテハ收入官吏又ハ市町村ニ於テ之ヲ現金ト引換ヘタル上前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條　金庫ニ於テ收入官吏市町村又ハ納人ヨリ代用證券ヲ領收シタルトキハ現金ト同一ニ整理シ直ニ仕拂場所ニ就キ仕拂ヲ受クルノ手續ヲ爲スヘシ

第七條　代用納付ノ押印アル國債證券及利札ニ對スル元利金ハ日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ金庫ヨリ請求アリタル場合ニ限リ仕拂ヲ爲スモノトス但シ金庫、收入官吏又ハ市町村ニ於テ還付濟ノ證明ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條　代用證券ノ仕拂ヲ拒絕セラレタル場合ニ於テハ金庫ハ其ノ證券ヲ直ニ收入官吏市町村又ハ納人ニ還付スヘシ

收入官吏又ハ市町村ニ於テ前項ノ還付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ納人ニ通告スルト同時ニ更ニ相當ノ期日ヲ定メテ現金納付ヲ命シ之ト引換ニ該證券ヲ還付スヘシ第五條第二項ノ場合ニ於テ收入官吏又ハ市町村カ代用證券ノ仕拂ヲ拒絕セラレタル場合及金庫ヨリ直接ニ納人ニ還付スル場合ニ在リテモ亦同シ

第九條　前條ノ場合ニ於テ納人カ指定ノ期日內ニ現金ヲ納付セサルトキハ金庫又ハ收入官吏

ハ其ノ收入濟額ヲ取消シ直ニ之ヲ歳入徴收官ニ報告スヘシ

第十條　代用國債證券及利札ノ還付ヲ受ケタル納人ハ其ノ事由ヲ具シテ還付濟ノ證明ヲ請求スルコトヲ得但シ還付ヲ受ケタル日ヨリ一箇年ヲ經過シタル後ハ此ノ限ニ在ラス

金庫、收入官吏又ハ市町村ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケ正當ノ事由アルモノト認メタルトキハ其ノ證券及利札ノ名稱、額面種類、枚數、記號、番號及還付濟年月日ヲ記載シタル證明書ヲ作リ之ヲ交付スヘシ但シ納付書ニ記載シタル證券及利札ノ全部ヲ還付シタルトキハ該納付書ノ餘白ニ還付濟年月日ヲ證記シテ之ヲ證明書ニ代フルコトヲ得

第十一條　國債證券及利札ノ代用納付ニ付テハ其ノ納付ノ時ヲ以テ元利金仕拂ノ請求ヲ爲シタルモノト看做ス

（書式省略）

右省令第七號第一條に依り國債證券及利札を以て代用納付し得べき租稅其の他の歳入の種目に就ては、同年二月大藏省告示第四十四號を以て左の如く之を定め、更に同年五月內務・陸軍・司法・文部・農商務の各省も亦、夫々其の所管に屬する歳入金の中、證券代用納付を許す種目を定むる所ありたり（內務省告示第九十六號・陸軍省告示第九號・司法省告示第三十三號・文部省告示第九十四號・農商務省告示第百二十八號）。

大藏省告示第四十四號（明治三十八年二月二十三日）

明治三十八年二月大藏省令第七號第一條ニ依リ國債證券及利札ヲ以テ代用納付シ得ヘキ租稅其ノ他ノ歳入金ノ種目左ノ通之ヲ定ム

租稅

地租

所得稅

營業稅

酒稅　沖繩縣酒造免許稅ヲ除ク

醬油稅

賣藥營業稅

鑛業稅

取引所稅

相續稅

大藏省所管諸收入

森林收入ノ內　地所貸下料、辨償金、違約金

官有物貸下料　物品使用料ヲ除ク

辨償及違約金

返納金　歳入經常部及同臨時部ニ屬スル分トモ

右の如く證券代用納付の制度を設くると共に、之に依りて納入せられたる代用證券が、金庫に於て支拂を拒絶せられたる場合に於ける取扱方に關し、北海道廳・府縣・收入官吏・金庫出納役に對して、左の如き訓令を發したり。

大藏省訓令第二十三號（明治三十八年三月二十四日）

法令ノ規定ニ依リ國庫ニ於テ收入スヘキ代用證券取扱方左ノ通相定ム

一　金庫ニ於テ支拂ヲ拒絶セラレタル代用證券ヲ收入官吏又ハ市町村（市町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ戸長又ハ國稅徵收法ニ依リ市町村ト同一ノ事務ヲ取扱フ所ノ公共團體以下倣之）ヘ還付スルトキハ之ト引換ニ其證券ノ名稱、額面、種類、枚數、記號、番號等ヲ詳記シタル領收證書ヲ徵スヘシ

二　前項ノ場合ニ於テ收入官吏又ハ市町村カ隔地ナルトキハ金庫ハ適宜ノ送付書ヲ作リ之ニ代用證券ヲ添ヘ書留郵便又ハ其他ノ確實ノ方法ニ依リ送付シ送付書ノ原符及其送付ヲ證スヘキ書類ハ之ヲ金庫ニ保存スヘシ

三　前項ニ依リ收入官吏又ハ市町村ニ於テ代用證券ヲ受領シタルトキハ第二項ニ準シ領收證書ヲ金庫ニ送付スヘシ

四　收入官吏又ハ市町村ニ於テ金庫ヨリ仕拂ヲ拒絶セラレタル代用證券ノ還付ヲ受ケ納人カ指定ノ期日內ニ現金ヲ納付シタルトキハ適宜ノ拂込書（何年何月何日拂込書第何號分代用證券還付ニ付納人何某ヨリ現金納付ノ旨ヲ記入スルコト）ヲ作リ速ニ之ヲ金庫ヘ拂込ムヘシ

五　前項ノ期日內ニ納人カ現金ヲ納付セサルトキハ收入官吏又ハ市町村ハ直ニ其旨ヲ金庫ヘ通知スヘシ

六　金庫ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ曩ノ記帳ヲ取消シ其旨歲入徵收官ヘ報告スヘシ

前掲明治三十八年大藏省令第七號は後明治四十年六月其の一部を改正せられ、四十二年二月に至り更に又一部の改正を受け、以て大正五年三月の廢止の時に及べり。今右兩次の改正條文を擧ぐれば左の如し。

（一）大藏省令第二十四號（明治四十年六月六日）

明治三十八年二月大藏省令第七號中左ノ通改正ス

第一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

無記名國債證券ハ其ノ元金償還期ノ開始前日以後、無記名國債證券ノ利札ハ其ノ利子仕拂期ノ開始前日以後ニ於テ租稅其ノ他ノ歲入金ノ全部又ハ一部ニ代用納付スルコトヲ得

（二）大藏省令第一號（明治四十二年二月十九日）

明治三十八年二月大藏省令第七號中左ノ通改正ス

第二條中「代用價格ヲ定メ別記書式ノ納付書ヲ作リ」ヲ「證券又ハ利札ヲ」ニ改ム

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

國債證券及利札ノ代用價格ハ其ノ證券及利札ニ依リ仕拂ヲ受クルコトヲ得ヘキ金額ニ依ル

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

國債證券及利札ノ代用價格カ其ノ納付スヘキ租稅其ノ他ノ歲入ノ金額ヲ超過スルモノハ之ヲ代用ニ供スルコトヲ得ス

第五條第一項中（記載事項及書式ハ納付書ニ準ス）ヲ削ル

第七條但書削除

第八條第一項中「代用」ヲ「特別ノ規定ニ依リ代用納付シタル」ニ改ム

第十條　削除

書式　削除

歳入金の證券代用納付に關する制度は、以上の如くにして、明治三十八年に至りて、其の範圍を擴張せらるると共に稍、其の體を整へ、爾後引續き大正五年迄實施せられしが、上述の如く本制度に關する各種の法規は其の規定區々なるのみならず、代用納付の手續は極めて煩瑣に亙るものあり、且つ其の證券の種類は無記名國債證券及其の利札の外、郵便爲替・送金手形・小切手等を認められたりと雖も、實際に於て最も利用多かるべき小切手は、上述の如く纔かに國税の收納竝に專賣局・鐵道官廳・大林區署の取扱歳入に就き、日本銀行又は其の代理店の證明せるもの、若くは手形交換所加入銀行宛支拂保證付のものに局限せらるるを以て、殆ど實際に利用せらるることなく、又關税及噸税等に就ては全然證券代用納付の途を缺きたり。斯くして證券代用納付の制度は之を存するも、其の利用の範圍は極めて狹小にして、實際に於ては殆ど其の實效を見ざるが如き狀況に在りたり。茲に於てか政府は右の制度を改正して、國庫に損害を及ぼさざる程度に於て小切手の制限を緩和すると共に、證券を以て納付し得る歳入の範圍を擴張し、更に又納付手續を簡易ならしめ、以て一般納人の便宜を圖るの必要を認め、之に關する調査研究を重ねたる結果、法律を以て之が根本規定を設くることと爲し、大正五年三月左の如く證券を以てする歳入納付に關する法律を制定したり。

法律第十號（大正五年三月七日）

第一條　租税其ノ他ノ政府ノ歳入ハ命令ノ定ムル所ニ依リ證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

但シ印紙又ハ郵便切手ヲ以テ納付スヘキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條　前條ノ規定ニ依リ納付シタル證券ニ付支拂ナカリシトキハ命令ヲ以テ定メタル場合ニ限リ初ヨリ納付ナカリシモノト看做ス此ノ場合ニ於ケル證券ノ處分ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ關税又ハ噸税ヲ初ヨリ納付ナカリシモノト看做シテ徴收スル場合ニ於テ之ヲ納付セサルトキハ内國税徴收ニ關スル規定ヲ準用ス

第三條　本法ニ依リ證券ヲ受領シタル市町村ハ證券ニ屬スル權利ヲ行使シ現金ヲ國庫ニ送付スル責任アルモノトス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ證券ヲ國庫ニ送付スルコトヲ得

市町村其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ證券金額ノ支拂又ハ償還ヲ受クルコトヲ得サルトキハ其ノ事實ヲ具シ政府ニ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ政府ハ事實ヲ審査シ市町村ノ責任ヲ免除スルコトヲ得

第四條　本法中市町村ニ關スル規定ハ法令ニ依リ租税其ノ他ノ政府ノ歳入ヲ徴收シ其ノ徴收金ヲ國庫ニ送付スヘキ責任アル者ニ之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右法律の規定は從來の證券代用の制度と全く其の趣旨を異にし、一定の證券を以て租税其の他の歳入を納付するときは、原則として直に其の納付義務を消滅せしむるものにして、從前の制度の如く代用納付を許されたる證券が現金に引換へられたるときに於て、初めて納付濟となるものに非ず。故に本法は現金收納を以て主義とする會計法に對し例外的規定を爲すものにして、租税法規又は國税徴收法に對しても亦同樣なりとす。之れ右の如く證券納付に關する規定を特に法律を以て定めし所以なり。右法律は同年十二月勅令第二百五十四號に依り大正六年一月一日より施行せられ、又

同第二百五十五號に依り朝鮮・臺灣及樺太にも施行せられたり。

右法律の制定に伴ひ同年十二月左の如く歳入納付に使用する證券に關する規定を設くると共に證券代納に關する明治三十八年勅令第三十四號を廢止したり。

勅令第二百五十六號（大正五年十二月二十一日）

第一條　大正五年法律第十號に依り租稅其の他の歳入の納付に使用スルコトヲ得ル證券ハ左に掲クルモノニシテ其の金額の納付金額ヲ超過セサルモノニ限ル

一　小切手又ハ一覽拂の爲替手形ニシテ無記名式又ハ記名持參人拂ノモノ

二　無記名國債證券の利札ニシテ仕拂期の到達シタルモノ

三　政府又ハ宮内省の仕拂命令、仕拂請求書又ハ保管金引出切符ニシテ納人の爲發行シタルモノ

四　郵便通常爲替證書ニシテ歳入ヲ納付スヘキ官署、金庫、市町村ヲ受取人ト爲シタルモノ又ハ郵便小爲替證書ニシテ歳入ヲ納付スヘキ官署、金庫、市町村ヲ受取人ト指定シ若ハ受取人ヲ指定セサルモノ

前項の證券ニシテ呈示期間若ハ有効期間の滿了ニ近ツキタルモノ又ハ支拂不確實ナリト認ムルモノハ出納官吏、金庫又ハ市町村其の受領ヲ拒絶スルコトヲ得

證券の支拂場所カ受領者の所在地ニ在ラサルモノニ付亦前項ニ同シ但シ支拂場所カ受領者の拂込又ハ送付ヲ爲ス金庫の所在地ニ在ルモノハ此の限ニ在ラス

第二條　證券ヲ呈示期間内又ハ有効期間内ニ呈示シ支拂ヲ請求シタル場合ニ於テ支拂の拒絶アリタルトキハ歳入ハ初ヨリ納付ナカリシモノト看做ス

第三條　前條の場合ニ於テハ出納官吏、金庫又ハ市町村ハ納人ニ對シ遲滯ナク書面ヲ以テ證券の支拂ナカリシ旨及其の證券の還付ヲ請求スヘキ旨ヲ通知スヘシ

前項の通知書ヲ受クヘキ者其の受取ヲ拒ミタルトキ又ハ住所、居所不明ナルトキハ通知書記載の要旨ヲ公告スヘシ

第一項の通知書ヲ發シタル日又ハ第二項の公告ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ納人ハ證券の還付ヲ請求スルコトヲ得ス

第四條　出納官吏、金庫又ハ市町村の受領シタル證券の取扱ニ關シテハ大藏大臣の定ムル所ニ依ル

第五條　證券ヲ以テ納付シ得ル歳入の種目ハ主管大臣之ヲ定ム

第六條　大藏大臣ハ證券の金額、種類又ハ納付場所ニ依リ其の納付ニ關シ制限ヲ加フルコトヲ得

主管大臣ハ前項の規定ニ依リ大藏大臣の定メタルモノの外主管歳入の納付ニ付更ニ制限ヲ加フルの必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第七條　市町村ニ於テ大正五年法律第十號第三條第二項の規定ニ依リ責任の免除ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ主管大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

地方長官前項の申請書ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ具シテ主管大臣ニ送付スヘシ

第八條　本令中市町村ニ關スル規定ハ法令ニ依リ租稅其の他の歳入ヲ徵收シ其の徵收金ヲ國

庫ニ送付スヘキ責任アル者ニ之ヲ準用ス

第九條　本令中主管大臣ノ職務ハ朝鮮總督府ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣總督府ニ在リテハ臺灣總督、關東都督府ニ在リテハ關東都督之ヲ行フ但シ第六條第二項ノ場合ニ於テハ主管大臣ヲ經由スルコトヲ要ス

本令中地方長官ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ道長官、臺灣ニ在リテハ廳長之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第三十四號ハ之ヲ廢止ス

右勅令第六條第一項は、大藏大臣は證券の納付に關して制限を加ふるを得ることを規定せるを以て、之に基き大藏省令を以て左の如く制限規定を設けたり。

大藏省令第三十號（大正五年十二月二十一日）

大正五年勅令第二百五十六號第六條第一項ニ依リ證券ノ納付ニ關スル制限左ノ通相定ム

第一條　小切手ハ左ニ掲クル銀行ニ宛テタルモノニシテ振出人ニ於テ支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタルモノナルコトヲ要ス

一　特別ノ法律ニ依リ設立セラレタル銀行（本店及支店）

二　手形交換所加入銀行（當該本店若ハ支店ニ限ル第三號乃至第五號之ニ倣フ）

三　金庫事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行

四　道府縣本金庫ノ事務ヲ取扱フ銀行

五　朝鮮ノ道金庫、臺灣ノ地方稅取扱所又ハ關東州ノ地方費現金取扱所ノ事務ヲ取扱フ銀行

六　第二號乃至第五號ニ該當スル銀行ノ所在地ニ在ル同一銀行ノ支店

第二條　小切手ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外其ノ一通ノ金額又ハ一口ノ歲入納付ニ使用スル其ノ合計金額百圓以上ナルトキハ支拂銀行ノ支拂保證アルモノナルコトヲ要ス

一　日本銀行本支店又ハ金庫事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行ニ宛テタルモノニシテ之ヲ金庫ニ納付スルトキ

二　歲入納付ノ告知ヲ爲ス官署ニ於テ支拂保證アルコトヲ要セサル旨ノ承認ヲ與ヘタルトキ

歲入納付ノ告知ヲ爲ス官署ハ保證人又ハ擔保物アル歲入ニシテ其ノ告知額ヲ納付スルモ直ニ保證證書又ハ擔保物ノ返還ヲ要セサルモノニ限リ前項第二號ノ承認ヲ與フルコトヲ得

第三條　爲替手形ハ日本銀行本支店又ハ金庫事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行（當該本店若ハ支店ニ限ル）ニ宛テタルモノニシテ振出人ニ於テ支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタルモノナルコトヲ要ス

第四條　爲替手形ハ金庫ニ歲入ヲ納付スル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

附　則

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

更に前掲勅令第五條に於ては、證券を以て納付し得る歲入の種目は主管大臣之を定むべきことを

規定し、又同第六條第二項は、同條第一項に依り大藏大臣の定めたる一般的制限の外、主管大臣は其の主管歳入の納付に就き更に制限を加ふることを得べきものとせるを以て、此等の規定に基き各省大臣は夫々省令を以て、其の主管の歳入に就きて證券納付を許す種目及納付證券の制限を定めたり。今左に大藏省主管歳入に係るものの全文を掲げ、他は煩雜を避けて玆には之を省略す（大正五年十二月内務省令第十六號・同年同月大藏省令第三十四號・同年同月海軍省令第十四號・同年同月司法省令第三十五號・同年同月農商務省令第三十號・同年同月遞信省令第七十二號・同年同月臺灣總督府令第七十一號・大正六年一月外務省令第二號・同年同月陸軍省令第一號・同年三月文部省令第三號・同年同月朝鮮總督府令第二十二號・同年五月關東都督府令第七號參照）。

大藏省令第三十一號（大正五年十二月二十一日）

第一條　大藏省主管ノ歳入ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外總テ證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

第二條　小切手又ハ爲替手形ハ左ニ掲クル歳入ノ納付ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

一　科料及過料

二　間接國税犯則者納金及間接國税犯則者處分費辨納金

三　關税法第九十四條ノ規定ニ依ル納金

第三條　郵便局ニ於テ取扱フ歳入ハ左ニ掲クル證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得ス

一　小切手ニシテ納付スヘキ郵便局所在地ノ手形交換所ニ加入セサル銀行ニ宛テタルモノ

但シ其ノ手形交換所ニ加入セル銀行ノ所在地ニ在ル同一銀行ノ支店ニ宛テタルモノヲ除ク

二　郵便爲替證書ニシテ納付スヘキ郵便局以外ノ郵便局ヲ拂渡郵便局トシテ指定シタルモノ

三　小切手又ハ郵便爲替證書以外ノ證券ニシテ其ノ支拂場所カ納付スヘキ郵便局ノ所在地ニ在ラサルモノ

第四條　町村又ハ戸長ニ於テ徴收スル歳入ハ小切手ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル町村ノ徴收スル歳入ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　市又ハ區ニ接續スル町村

二　大正五年大藏省令第三十號第一條ニ掲ケタル銀行ノ所在地タル町村

附　則

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如く證券納付に關する法律に伴ふ諸規定を設くると同時に、更に左の如く右法律の施行に關する細則を定めたり。

大藏省令第三十二號（大正五年十二月二十一日）

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律施行細則左ノ通定メ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條　證券ヲ以テ租税其ノ他ノ歳入金ヲ納付セムトスル者ハ其ノ證券ノ裏面ニ記名捺印シ指定ノ場所ニ之ヲ納付スヘシ納税告知書、納入告知書、納付書又ハ拂込通知書ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ之ヲ添附スルコトヲ要ス

第二條　出納官吏（出納員ヲ含ム以下同シ）金庫又ハ市町村（北海道及沖繩縣ノ區、朝鮮ノ府面、臺灣ノ區長ヲ含ム以下同シ）ニ於テ證券ヲ受領シタ

ルトキハ歳入金ノ領收證書、歳入徵收官ニ對スル領收濟報告書又ハ領收濟通知書ニ「證券受領」ノ印章ヲ押捺スヘシ歳入金ノ一部分ヲ證券ヲ以テ受領シタル場合ニ於テハ其ノ證券金額ヲ附記スルコトヲ要ス

第三條　受領シタル證券ハ遲滯ナク其ノ支拂人ニ呈示シ支拂ノ請求ヲ爲スヘシ但シ出納官吏又ハ市町村ノ受領シタル證券ニシテ左記各號ノ要件ヲ具フルモノハ其ノ裏面ニ第一號樣式ノ朱印ヲ押捺シ第二號樣式ノ仕譯書ヲ添附シテ之ヲ金庫ニ拂込又ハ送付スルコトヲ得

一　持參人ニ支拂ハルヘキモノニシテ其ノ支拂場所カ金庫所在地ニ在ルモノ

二　金庫ニ到達後呈示期間又ハ有效期間ノ滿了迄ニ三日以上ノ餘裕アルモノ

出納官吏支拂保證ヲ要セサル旨ノ承認ヲ得タル納人ヨリ支拂保證ナキ小切手ヲ受領シタル場合ニ於テ之ヲ金庫ニ拂込マムトスルトキハ其ノ裏面ニ「無保證承認」ノ朱印ヲ押捺スヘシ

第四條　出納官吏ノ拂込又ハ市町村ノ送付ニ係ル證券中前條規定ノ印章ヲ押捺セサルモノアルトキハ金庫ハ之カ受領ヲ拒絶スヘシ

第五條　大正五年勅令第二百五十六號第二條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ出納官吏、金庫又ハ市町村ハ直ニ其ノ支拂ナカリシ金額ニ相當スル領收濟額ヲ取消スヘシ領收濟額ヲ取消シタル出納官吏又ハ金庫ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ歳入徵收官（分掌官經由）ニ報告スルコトヲ要ス

出納官吏ノ拂込又ハ市町村ノ送付ニ係ルモノニ付領收濟額ヲ取消シタルトキハ金庫ハ直ニ其ノ旨ヲ出納官吏又ハ市町村ニ通知シ該證券ヲ返付スヘシ

出納官吏又ハ市町村前項ニ依リ證券ノ返付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ受領證書ヲ金庫ニ送付スヘシ

第六條　歳入徵收官（分掌官ヲ含ム以下同シ）ニ於テ出納官吏又ハ金庫ヨリ領收濟額取消ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ收入濟額ヲ取消スヘシ

歳入徵收官收入濟額ヲ取消シタルトキハ納人ニ對シ前ニ發付又ハ交付シタルモノト同一納期日ノ納稅告知書、納入告知書、納付書又ハ拂込通知書ヲ送付スヘシ但シ領收濟額取消ノ報告ヲ受ケタル日カ歳入金ノ納期日又ハ督促狀若ハ督促書ノ指定期日後ニ屬スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ市町村ニ於テ領收濟額ヲ取消シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條　大正五年勅令第二百五十六號第三條ノ通知書ハ納人ヨリ證券ヲ受領シタル出納官吏、金庫又ハ市町村之ヲ發スヘシ

前項通知書ノ送達ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於ケル公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲スヘシ但シ出納官吏在勤官署、金庫又ハ市町村ノ提示場ニ七日間掲示シテ之ニ代フルコトヲ得

第八條　支拂ナカリシ證券ノ還付ヲ受ケムトスル納人ハ其ノ證券ヲ納付シタル官署、金庫又ハ市町村役場ニ就キ之カ請求ヲ爲スヘシ

出納官吏、金庫又ハ市町村ハ領收證書ヲ徵シ之ト引換ニ證券ヲ還付スヘシ

第九條　郵便ニ依リ納付シタル證券ニシテ受領スヘカラサルモノ又ハ受領シタル證券ニシテ僞造、變造若ハ違式ナルモノニ付テハ第五條乃至第八條ノ規定ヲ準用ス

第十條　證券ノ呈示期間若ハ有效期間ヲ經過シタルカ爲支拂ヲ受クルコトヲ得サルトキ又ハ

證券ヲ亡失シタルトキハ出納官吏在勤官署、金庫又ハ市町村ハ證券ノ種類ニ從ヒ直ニ當該法規ノ定ムル所ニ依リ必要ナル手續ヲ爲シ支拂又ハ償還ノ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ裁判上ノ行爲ヲ必要トスルトキハ出納官吏在勤署ニ在リテハ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル所屬官廳ニ、金庫ニ在リテハ大藏大臣ニ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シテ之カ處理ヲ申請スヘシ

市町村ハ第一項ニ依リ支拂又ハ償還ヲ受クルニ先タチ之ニ相當スル金額ヲ金庫ニ送付スルコトヲ得

第十一條　亡失シタル證券又ハ呈示期間若ハ有效期間ヲ經過シタル證券ニシテ支拂又ハ償還ヲ受クルコトヲ得サリシモノノ金額ニ付テハ出納官吏、金庫又ハ市町村ハ避クヘカラサル事由ヲ證明スルニアラサレハ其ノ責任ヲ免カルルコトヲ得ス

第十二條　歳入徴收官ニ於テ大正五年大藏省令第三十號第二條ニ依リ承認ヲ爲ストキハ納稅告知書、納入告知書、納付書、拂込通知書又ハ卽納通知書ヲ用ヰルモノニ在リテハ其ノ餘白ニ第三號樣式ノ印章ヲ押捺スヘシ

第十三條　出納官吏、金庫又ハ市町村ニ於テ證券ヲ受領シタルトキハ現金ニ準シテ之ヲ取扱フヘシ

市町村ハ受領證券仕譯簿ヲ備ヘ納人別ニ之カ整理ヲ爲スヘシ

第十四條　鐵道、郵便、電信、電話官署ノ出納官吏ニ於テ受領シタル證券ニシテ第三條第一項但書ニ該當スルモノハ之ヲ雜部保管金ノ拂込又ハ郵便爲替過超金ノ振換回納ニ充用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ拂込マレタル雜部保管金又ハ郵便爲替過超金ニ付テハ金庫ハ其ノ證券ヲ現金ニ引換ヘタル後ニアラサレハ雜部保管證書又ハ郵便爲替振換受入證書ヲ交付スルコトヲ得ス

（書式省略）

而して右細則の公布と同時に大藏大臣は出納官吏、金庫及市町村に對して左の如き訓令を發し、更に其の細目の取扱方を示したり。

大藏省訓令第十三號（大正五年十二月二十一日）

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律實施ニ付取扱方左ノ通心得ヘシ

第一條　北海道廳、府縣、稅務監督局及稅務署ノ出納官吏又ハ市町村ニ於テ受領シタル證券ハ大正五年大藏省令第三十一號第三條第一號乃至第三號ニ該當スルモノヲ除クノ外之ヲ郵便局ニ拂込又ハ送付スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ大正四年大藏省令第一號第一條、第五條、第六條、第八條及大正五年大藏省令第三十二號第三條ノ規定ニ準據スルモノトス

前項ニ依リ拂込又ハ送付ヲ爲シタル證券ニシテ支拂ナカリシカ爲郵便局ヨリ返付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ受領證書ヲ郵便局ニ送付スヘシ

第二條　證券ノ受拂ニ關スル現金出納簿ノ記帳方ハ左記各號ニ依ルヘシ

一　證券ヲ納人ヨリ受領シタルトキ又ハ其ノ證券ヲ金庫若ハ郵便局ニ拂込ミタルトキハ之カ受拂ヲ登記スルモノトス但シ摘要欄内ニ「證券ノ文字ヲ附記シテ現金ト區分スルコト

ヲ要ス

二　大正五年大藏省令第三十二號第五條ニ依リ領收濟額ヲ取消シタルトキハ其ノ日ニ於テ受ノ欄ニ當該金額ヲ朱書登記スルモノトス但シ金庫又ハ郵便局ヨリ頭收濟額取消ノ通知ヲ受ケタルモノナルトキハ受拂ノ各欄ニ登記スルコトヲ要ス

第三條　市町村ニ於テ大正五年大藏省令第三十二號第五條ニ依リ領收濟額ヲ取消シタルトキハ歳入金收納簿ノ當該納人ノ口座ニ其ノ金額事由及年月日ヲ朱書登記スルモノトス

第四條　歳入徴收官ニ對スル出納官吏又ハ金庫ノ領收濟額取消報告書ニハ年度、科目、金額、事由其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ出納官吏又ハ市町村ニ對スル金庫ノ領收濟額取消通知書ニ付亦同シ

第五條　出納官吏又ハ金庫ハ證券ニ關スル仕譯簿ヲ備ヘ納人別ニ證券ノ種類、記號、番號、金額、振出人及支拂人ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記載シ其ノ受入、支拂請求、拂込又ハ還付ノ年月日ヲ記入整理シ證券ニ關スル一切ノ受拂ノ顚末ヲ明瞭ナラシムヘシ

市町村ニ於ケル受領證券仕譯簿ノ記帳整理方ハ前項ノ規定ニ準據スルモノトス

出納官吏又ハ市町村ヨリ拂込又ハ送付ヲ受ケタルモノニ付テハ郵便局ノ出納官吏及金庫ハ第一項ノ記入整理ヲ省略スルコトヲ得

以上の如くにして大正六年一月一日より證券納付に關する新制度實施せられ、從前の證券代用納付制度に關する諸規定は其の必要なきに至りしを以て、大正五年十二月大藏省令第三十三號を以て明治三十七年大藏省令第二十一號及三十八年同第七號を廢止すると共に、國稅徴收法施行細則中第七條を削除し、又同年同月大藏省訓令第十四號を以て、明治三十七年大藏省訓令第五十一號・三十八年同第十五號及第二十三號・四十一年同第四十二號を廢止したり。

大正十年一月會計法の改正行はれ、翌十一年四月一日より實施せらるるに及び、茲に從來の金庫制度を廢して新に預金制度を採用することとなりしを以て、之に伴ひ證券納付の制度にも改正を加ふるの必要を生じ、同年三月前掲歳入納付に使用する證券に關する勅令の一部に左の如き改正を加へたり。

勅令第百六十五號（大正十一年三月三十一日）

大正五年勅令第二百五十六號中左ノ通改正ス

第一條　第一項中「仕拂期」ヲ「支拂期」ニ、同條第一項及第二項中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ、同條第三項中「金庫」ヲ「日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店」ニ改メ同條第一項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　宮內省ノ仕拂命令又ハ保管金引出切符ニシテ納人ノ爲發行シタルモノ

第三條及第四條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第九條　本令中主管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ但シ第六條第二項ノ場合ニ於テハ主管大臣ヲ經由スルコトヲ要ス

本令中地方長官ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前政府ノ發シタル仕拂命令、仕拂請求書又ハ保管金引出切符ハ本令施行後一年間仍從前ノ例ニ準シ租稅其ノ他ノ歳入ノ納付ニ之ヲ使用スルコトヲ得

尋いで大正五年大藏省令第三十號・同第三十一號及同第三十二號竝に同年大藏省訓令第十三號の一部に對しても、夫々左記の如き改正を行ひたり。

大藏省令第三十四號（大正十一年四月一日）

大正五年大藏省令第三十號中左ノ通改正ス

第一條　政府ノ振出シタル小切手ハ其ノ振出日付ヨリ一年ヲ經過セサルモノニシテ且裏書禁止ノ旨ノ記載ナキモノナルコトヲ要ス

前項以外ノ小切手ハ左ニ掲クル銀行ニ宛テタルモノニシテ且振出人ニ於テ支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタルモノナルコトヲ要ス

一　特別ノ法律ニ依リ設立セラレタル銀行（本店及支店）

二　手形交換所ニ加入シタル銀行（當該本店若ハ支店ニ限ル第三號乃至第五號之ニ倣フ）

三　國庫金出納事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行

四　道府縣本金庫ノ事務ヲ取扱フ銀行

五　朝鮮ノ道金庫、臺灣ノ州金庫、廳地方費金取扱所又ハ關東州ノ地方費現金取扱所ノ事務ヲ取扱フ銀行

六　第二號乃至第五號ニ該當スル銀行ノ所在地ニ在ル同一銀行ノ支店

第二條中「小切手」ノ上ニ「第一條第二項ノ規定ニ依ル」ヲ加ヘ、同條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一　日本銀行本店、支店又ハ國庫金出納事務ノ取扱ニ付日本銀行ノ代理店タル銀行ニ宛テタルモノニシテ之ヲ日本銀行ニ納付スルトキ

第三條中「日本銀行本支店又ハ金庫事務ノ取扱ニ付」ヲ「日本銀行本店、支店又ハ國庫金出納事務ノ取扱ニ付」ニ改ム

第四條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第三十五號（大正十一年四月一日）

大正五年大藏省令第三十一號中「小切手」ヲ「政府以外ノ者ノ振出シタル小切手」ニ改メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第三十六號（大正十一年四月一日）

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律施行細則中左ノ通改正ス

第二條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第三條中「金庫所在地」ヲ「日本銀行本店、支店又ハ代理店所在地」ニ、「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第十條、第十一條及第十三條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第十四條　鐵道、郵便電信電話官署ノ出納官吏ニ於テ受領シタル證券ニシテ第三條第一項但書ニ該當スルモノハ之ヲ日本銀行ニ預託シ又ハ郵便局過超金ノ振換拂込ニ充用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ拂込マレタル預託金又ハ郵便局過超金ニ付テハ日本銀行ハ其ノ證券ヲ現金ニ引換ヘタル後ニ非サレハ預託金領收證書又ハ郵便局過超金領收證書ヲ交付スルコトヲ得ス

第二號樣式ヲ別表ノ如ク改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（別表省略）

大藏省訓令第十六號（大正十一年四月一日）

大正五年大藏省訓令第十三號中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年三月資本利子稅法制定せられ、同年四月一日より施行せられしを以て、之に伴ひ同年八月に至り證券納付に關する各種法令は、夫々左記の如く其の一部を改正せられたり。

勅令第二百九十四號（大正十五年八月二十八日）

大正五年勅令第二百五十六號中左ノ通改正ス

第一條中「其ノ金額ノ納付金額ヲ超過セサルモノニ限ル」ヲ「其ノ金額ノ納付金額ヲ超過セサルモノニ限ル但シ第二號ノ場合ニ於テ資本利子稅ヲ課セラルル者ノ納付スヘキ資本利子稅ニ相當スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第三十一號（大正十五年八月二十八日）

大正五年大藏省令第三十號中左ノ通改正ス

第五條　無記名國債證券ノ利札ニシテ資本利子稅法第五條第一號ノ規定ニ依リ資本利子稅ヲ課セラレサルモノハ日本銀行其ノ他ノ利子支拂場所ニ歳入ヲ納付スル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第三十二號（大正十五年八月二十八日）

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律施行細則中左ノ通改正ス

第一條ノ二　無記名國債證券ノ利札ハ當該利札ニ對スル資本利子稅ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ納付金額ト爲スヘシ但シ資本利子稅法第五條第一號ノ規定ニ依リ資本利子稅ヲ課セラレサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ其ノ受領シタル證券中前條ノ規定ニ依リ資本利子稅ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ納付金額ト爲シタル無記名國債證券ノ利札アルトキハ「國債利札」ノ印章ヲ押捺シ其ノ納付金額ヲ附記スルコトヲ要ス

別表第二號書式中左ノ如ク改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

大藏省訓令第十七號（大正十五年八月二十八日）

大正五年大藏省訓令第十三號證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル法律實施ニ付取扱方中左ノ通改正シ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條第一號ニ左ノ一項ヲ加フ

受領證券中證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル法律施行細則第一條ノ二本文ニ該當スルモノニ付テハ摘要欄內ニ「國債利札」ノ文字ヲ附記シ受拂額ヲ區分記載スルコトヲ要ス

第五條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル法律施行細則別表第二號書式備考三ハ無記名國債證券ノ利札ヲ受領シタル場合ニ於ケル仕譯簿ノ記帳方ニ付之ヲ準用ス

## 第四項　政府賣拂物品の代金延納に關する制度

歲入は其の之を徵收すべき權利の生じたる時期に於て之を徵收するを要す。卽ち租稅及其の他の收入にして、法令又は契約に依りて納期の定まれるものは其の納期日に之を徵收し、隨時の收入に在りては、一定の事實の發生に伴ひ隨時歲入の權利の生じたる時に之を徵收すべきものとす。而して政府が契約を以て歲入の納期を定むるに當りては、之が延納を許さざるを原則とす。卽ち行政上の手數料又は政府の物件の賣拂代金若くは貸付料の如き、政府の提供する行爲給付又は利益に對する代償として支拂はしむべき歲入に就ては、同時履行の原則に從ひ、少くとも政府の提供する反對給付と同時に、相手方をして歲入を納付せしむるを本旨とす。右同時履行の原則に關しては、後章に於て述ぶるが如く官有財產管理規則中に此の原則を規定せるの外、一般の歲入に關しては會計法又は會計規則中に於て、何等明文を以て規定せらるることなしと雖も（天正十一年改正會計規則中には之が規定を設く）、會計制度制定の當初より不文の原則として實行せられし所なりとす。蓋し政府が國家の財務を執行するに當りては充分に國庫の利益を保護し、相手方の契約不履行に依りて國庫に損害を加ふるを豫防するは、當然の事理に屬するを以てなり。

歲入は其の徵收上同時履行の原則に依るべきことは以上述ぶるが如しと雖も、之が延納を許すも國庫に何等の損害を及ぼすの危險なく、又特殊の事情に依り之を許すに非ざれば、却て圓滿に財政の目的を達すること能はざるが如き場合に在りては、特に之が例外を設くるの必要あり。是を以て明治三十年十月葉煙草賣拂代金に對して始めて延納許可の制度を設けし以來、勅令又は省令を以て、諸

種の收入金に關して個別的に延納の規定を設けしもの甚だ多く、其の數は年と共に增加したり。而して斯かる歲入金の延納を許可する場合は、實際に於ては總て政府より賣拂ふ物件の代金に關するものゝみにして、何れも一定の條件の下に相當の擔保を徵して其の延納を許可するものとす。今此等延納許可に關する各種法令の沿革を列擧するは煩雜に過ぐるを以て、總て之を省略す。

右の如く政府より賣拂ふ各種物品の代金は、其の延納許可の必要を認むる都度、各別個の法令を以て之が規定を設けしが、斯くては徒に取扱の煩雜を來すのみなるを以て、大正十年八月に至り勅令第三百七十四號を公布し、政府より賣拂ふ物件の代金延納に關する一般的規定を設くると共に、從前より存在せる延納に關する各種個別的の勅令を廢止し、爾後延納を許すことを得る場合又は延納期間其の他の點に關しては、各所管大臣大藏大臣と協議の上之を定むることを得るものとしたり。今右勅令の全文を掲ぐれば左の如し。

勅令第三百七十四號（大正十年八月八日）

政府ニ於テ物件ヲ賣拂フトキハ擔保トシテ國債ヲ提供セシメ代金ノ延納ヲ許スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ擔保ノ必要ナシト認ムルトキハ特ニ擔保ノ提供ヲ免除スルコトヲ得

延納ヲ許スコトヲ得ル場合、延納期間及擔保ヲ免除スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官、樺太ニ在リテハ樺太廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治三十五年勅令第二百十一號

明治四十年勅令第百六十五號

明治四十一年勅令第二百六十九號

明治四十二年勅令第二百五號

明治四十二年勅令第二百十八號

明治四十二年勅令第三百十八號

明治四十三年勅令第十一號

明治四十三年勅令第二百四號

明治四十四年勅令第二百二十一號

大正二年勅令第二百八十二號

大正五年勅令第百九十四號

本令施行前提供シタル國債以外ノ擔保ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

（參照）明治三十五年九月十二日公布勅令第二百十一號ハ製鐵所製品賣拂代金延納ニ關スル件、同四十年四月三十日公布勅令第百六十五號ハ輪田製造煙草買受代金延納ニ關スル件、同四十一年十月二十六日公布勅令第二百六十九號ハ砲兵工廠製品代金延納ニ關スル件、同四十二年七月三十日公布勅令第二百五號ハ朝鮮總督府營林廠木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件、同年九月十六日公布勅令第二百十八號ハ北海道國有林野及未開地竝其ノ產物賣拂代金延納ノ件、同年十一月十日公布勅令第三百十八號ハ國有林野產物及製品賣拂代金延納ノ件、同四十三年三月五日公布勅令第十一號ハ樟腦、樟腦油ノ賣渡代金延納ニ

關スル件、同年四月十五日公布勅令第二百四號ハ樺太廳ニ於ケル生産物賣拂代金延納ノ件、同四十四年八月二日公布勅令第二百二十一號ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ニ於ケル度量衡器等賣拂代金延納ニ關スル件、大正二年九月二十五日公布勅令第二百八十二號ハ臺灣總督府營林局木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件、同五年八月四日公布勅令第百九十四號ハ帝國大學資金所屬森林ノ産物及製品賣拂代金延納ニ關スル件ナリ

右勅令は翌大正十一年三月南洋廳の設置に伴ひ左の如く其の一部を改正せられ、以て大正末年度に至れり。

勅令第百三十二號（大正十一年三月三十一日）

大正十年勅令第三百七十四號中左ノ通改正ス

「樺太廳長官」ヲ「樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官」ニ改ム

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

斯くの如くにして大正十年勅令第三百七十四號制定せられし結果、同年九月一日以後は、個々の代金延納に關する場合は之を省令・府令又は廳令を以て規定するを得ることとなりしを以て、爾後漸次各省令又は總督府令等を公布して、或は從來勅令を以て定められし所を更めて規定し、或は從前省令を以て規定せしものに改訂を加へ、或は又新に延納を許すべき場合を定めたり。今此等の規定の詳細を掲ぐるは煩雜に過ぐるを以て之を省略し、左に昭和元年度末に於ける各種代金延納に關する制度の要綱を表示するに止むべし。

| 物件 | 根據法令 | 金額 | 期間 | 擔保免除 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 森林收入金未納金 | 明治三八、二、三、農商務省令二六 | | | | |
| 製造煙草 | 明治四三、四、大藏省令二七 | 一回五百圓以上 | 二月以內 | | 年賦・月賦其の他の延納を許可することを得 |
| 鹽 | 明治四一、四、大藏省令二〇 | 一回三百圓以上 | 三月以內 | | |
| 輸出に供する煙草 | 明治三七、五、大藏省令一九 | 一回三千圓以上（製造煙草一回三千圓以上、葉煙草一回二千圓以上） | 六月以內 | | |
| 樟腦及樟腦油 | 明治三六、九、大藏省令二三 | 一回五百圓以上 | 六月以內 | | |
| 北海道國有林野及未開地並其の産物 | 大正一〇、九、內務省令二四 | 一回千圓以上 | 二年以內 | 公共團體 | |
| 國有林野及其の産物製品 | 大正一〇、九、農商務省令二六 | 一回五百圓以上 | 一年以內 | 同上 | |
| 帝國大學資金所屬森林の産物及製品 | 大正一〇、一〇、文部省令四三 | 一回五百圓以上 | 一年以內 | | 公共團體・社寺等に對しては延納條件の緩和あり |
| 臺灣に於ける樟腦・樟腦油・食鹽・煙草・阿片煙・膏・酒 | 大正一〇、一〇、臺灣府令一五五 | 一口五百圓以上 | 六月以內 | | |
| 同上度量衡器 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 同上國有林野産物及製品 | 同上 | 同上 | 同上 | 公共團體、其他一定の條件を具有する法人及個人 | 當分の中一年以內の延納を許可することを得 |
| 樺太に於ける鑛産物・水産物及林産物 | 大正一〇、二、樺太廳令四五 | 同上 | 一年以內 | 同上 | |
| 朝鮮に於ける度量衡器・教科書・鹽・試驗の爲醸造する酒類 | 大正二、一、朝鮮府令一 | 一口五百圓以上三百圓未滿 | 六月以內 | | |
| 同上無煙炭・煉炭・森林産物・木材及製品 | 同上 | 一口千圓以上一口五百圓以上千圓未滿 | 一年以內 | 木材及製品の賣拂を受くる公共團體 | |
| 同上輸出に供する煙草 | 同上 | 一口三千圓以上一口五百圓以上 | 六月以內 | | |
| 同上人參製品 | 同上 | 一口三百圓以上 | 四月以內 | | |
| 製鐵所製品 | 大正二、二、農商務省令二 | 主生産物一口五百圓以上、副産物一口百圓以上 | 三月以內 | | |
| | | | 六月以內 | | 公共團體及信用確實と認むる者 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 賠償金特別會計所屬物品 | 大正二、三、大藏省令一六 | 一口三千圓以上 | 一年以內 | |
| 傳染病研究所の痘苗及血精類 | 大正二、一〇、文部省令三一 | 一口三百圓以上 | 三月以內 | |
| 南洋に於ける林產物 | 大正三、四、南洋廳令一〇 | 一口千圓以上 | 一年以內 | |
| 同上燐鑛 | 同上 | 一口千圓以上 | 一年以內 | 同上（一定の條件を具有する法人及個人） |

## 第五款　支出

支出に關しては會計法中第十一條乃至第十五條等に於て基本的規定を設け、且會計規則中第三十二條乃至第五十條等に於て之に對する手續規定を設くる所ありしが、此等の一般的規定の外に尙特殊の問題に關し、必要に應じて特別の規定を設けられしもの甚だ多し。以下其の重要なるものに就き項を分ちて概說すべし。

### 第一項　仕拂

歲出の仕拂は仕拂命令に依るに非ざれば之を支出するを得ざるものにして、其の仕拂命令は國務大臣之を發すべきことは會計法の規定する所なり。然れども各部局の仕拂に就き一々大臣に於て命令するは事實上其の不便甚しきものあるを以て、會計法第十三條は之に關する規定を設け、別に定むる所の規程に從ひ各省大臣は他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得るものとしたり。卽ち此の規定に基き明治二十二年七月勅令第八十九號を以て左の如く仕拂命令委任規程を設けたり。本規程は其の後何等の改正なくして大正十一年四月の廢止の時に至れり。



仕拂命令委任規程（明治二十二年七月三日勅令第八十九號）

第一條　各省大臣ハ他ノ官吏ニ委任シテ其所管定額ノ仕拂命令ヲ發セシムルトキハ會計規則第十一條ニ依リ仕拂豫算額ヲ定メテ之ヲ委任スヘシ

第二條　委任ヲ受タル仕拂命令官ハ其發シタル仕拂命令ニ付責任ヲ有ス

次に明治二十二年會計法の改正以前に在りては、仕拂切符を喪失せし場合は仕拂切符再發行手續に依り再發行を爲し來りしも、會計法の改正と共に該規程も廢滅に歸したるを以て、明治二十三年七月大藏省令第十八號を以て、仕拂命令其の他の證書にして盜難に罹り又は亡失したる場合の取扱手續に關する規定を設けしが、本規定は明治二十六年會計規則の改正に伴ひ、同年十一月大藏省令第二十九號を以て其の一部に改正を加へられたり。今其の改正を經たる本規定の全文を揭ぐれば左の如し。

仕拂命令其ノ他ノ證書盜難若クハ亡失ニ關スル取扱手續（明治二十三年七月二十六日大藏省令第十八號）

仕拂命令仕拂請求書又ハ仕拂命令官ヨリ交付シタル通知書會計主務官ヨリ交付シタル領收證書出納官吏ヨリ交付シタル引出切符二十三年一月一日以後ニ發シタル仕拂切符ヲ盜取セラレ又ハ亡失シタル引出切符ヲ盜取セラレ又ハ亡失シタル時ノ取扱方左ノ通相定ム

第一條　仕拂命令、仕拂請求書又ハ通知書領收證書（會計主務官ノ捺印シタルモノ）仕拂切符、引出切符ヲ盜取セラレ又ハ亡失シタル時ハ記名者ヨリ其旨ヲ署名捺印シタル書面ヲ以テ仕拂命令、仕拂請求書、通知書、領收證書（會計主務官ノ捺印シタルモノ）仕拂切符、引出切符ニ指定シタル金庫ニ屆出可シ

屆書ニハ其種類ニ從ヒ左ノ事項ヲ記スヘシ

一　仕拂命令、仕拂請求書ナル時ハ金額、番號、年度、科目、振出日付、仕拂命令官會計主務官氏名、仕拂フヘキ金庫名、受取人氏名住所

二　通知書ナルトキハ金額、番號（仕拂命令又ハ仕拂請求書ノ番號共）年度、仕拂フヘキ金庫名、通知書ヲ交付シタル官廳竝ニ仕拂命令官官氏名、受取人氏名住所

三　領收證書（會計主務官ノ捺印シタルモノ）ナル時ハ金額、番號（仕拂命令又ハ仕拂請求書ノ番號共）年度、支拂フヘキ金庫名、用紙ヲ交付シタル官廳名、受取人氏名住所

四　仕拂切符ナルトキハ金額、番號、年度、科目、振出ノ日付、會計主務官出納官吏氏名、仕拂フヘキ金庫名、受取人氏名住所

五　引出切符ナル時ハ番號、金額、振出日付、出納官吏ノ氏名、仕拂フヘキ金庫名、受取人氏名

屆書ニ押捺スル印章ハ前ニ仕拂命令官又ハ會計主務官ニ差出シタル請求書又ハ受取證書ニ押捺シタル印章ト同一ナル印章ヲ用ユヘシ

第二條　金庫ニ於テ前條ノ屆書ヲ受ケタル時既ニ仕拂濟ナルトキハ其旨ヲ屆出人ニ告ケテ屆書ヲ返付スヘシ

仕拂以前ナル時ハ案内仕拂命令案内仕拂請求書仕拂命令、仕拂請求書又ハ氏名表若クハ案内書案内引出切符ニ仕拂故障アル旨ヲ附箋シ屆書ハ仕拂命令官又ハ出納官吏ニ送付スヘシ

但屆出人ニ對シテハ屆書ノ受取證書ヲ渡スヘシ

第三條　仕拂命令官又ハ出納官吏金庫ヨリ屆書ノ送付ヲ得タルトキハ之ヲ調査シ正當ナリト認ムルニ於テハ其旨ヲ屆書ニ記入シ署名捺印シテ金庫ニ還付スヘシ

第四條　金庫ニ於テ仕拂命令官又ハ出納官吏ヨリ屆書ノ返付ヲ受ルトキハ債主ニ通知シテ仕拂ヲナスヘシ

右規程は後明治三十八年七月に至り更に左の如く其の全文を改正せられ、以て大正十一年三月其の廢止の時に至る迄行はれたり。

仕拂命令等盗難又ハ亡失ノ場合ニ關スル取扱手續（明治三十八年七月二十七日大藏省令第三十九號）

第一條　仕拂命令、仕拂請求書、仕拂命令官ヨリ交付シタル通知書若クハ出納官吏ヨリ交付シタル引出切符ヲ盗取セラレ又ハ亡失シタル時ハ記名者ヨリ署名捺印シタル書面ヲ以テ其旨ヲ仕拂命令、仕拂請求書、通知書引出切符ニ指定シタル金庫ニ屆出ツヘシ

屆書ニハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　仕拂命令、仕拂請求書ナルトキハ金額、番號、年度、科目、振出日附、仕拂命令官ノ官氏名、仕拂フヘキ金庫名、受取人氏名住所

二　通知書ナルトキハ金額、番號（仕拂命令又ハ仕拂請求書ノ番號共）年度、仕拂フヘキ金庫名、通知書ヲ交付シタル官廳竝ニ仕拂命令官ノ官氏名、受取人氏名住所

三　引出切符ナルトキハ番號、金額、振出日附、出納官吏ノ官氏名、仕拂フヘキ金庫名、受取人氏名住所

屆書ニ押捺スル印章ハ前ニ仕拂命令官又ハ出納官吏ニ差出シタル請求書又ハ受取書ニ押捺シタル印章ト同一ナル印章ヲ用ユヘシ

第二條　金庫ニ於テ前條ノ屆書ヲ受ケタル時既ニ仕拂濟ナルトキハ案内仕拂命令、案内仕拂請求書、仕拂命令、仕拂請求書ヲ返付シ若シ仕拂以前ナルトキハ

又ハ金額氏名表、案内引出切符若クハ金庫事務規程ニ依リ振換拂ノ通知ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ通知書ニ仕拂故障アル旨ヲ附箋シ屆書ハ仕拂命令官又ハ出納官吏ニ送付スヘシ

但屆出人ニ對シテハ屆書ノ受取證書ヲ渡スヘシ

第三條　仕拂命令官又ハ出納官吏金庫ヨリ屆書ノ送付ヲ得タルトキハ之ヲ調査シ正當ナリト認ムルトキハ其ノ旨ヲ屆書ニ記入シ署名押印シテ金庫ニ還付スヘシ

第四條　金庫ニ於テ仕拂命令官又ハ出納官吏ヨリ屆書ノ返付ヲ受ケタルトキハ債主ニ通知シテ仕拂ヲ爲スヘシ

次に會計規則第三十五條但書の規定に依れば、數人の債主に對する集合仕拂命令及仕拂命令を當てたる金庫所在地外に在る債主に仕拂を要するものは、會計主務官は直に仕拂命令を金庫に送付し受取人に仕拂の手續を爲すべきものなるが、右規定に依り會計主務官より金庫に送付したる仕拂命令及仕拂請求書にして、受取人に現金交付前に於て誤拂過渡に出でたることを發見したる場合に於て、其の整理手續を定むる必要あるを以て、明治二十三年十月大藏省令第二十七號を以て之に關する規定を設けたり。本規定は爾後會計規則の改正等に伴ひて明治二十四年六月大藏省令第十二號、同二十六年十一月同第三十號、同三十三年四月同第十七號を以て、其の一部を改正せられしが、今此等の改正を經たる本規定の全文を掲ぐれば左の如し。

大藏省令第二十七號（明治二十三年十月八日）

會計規則第三十五條但書ニヨリ金庫ニ送付シタル仕拂命令及仕拂請求書ニシテ受取人ニ現金交付前ニ於テ誤拂過渡ニ出タルコトヲ發見シタルトキ整理手續左ノ通リ定ム（明治二十六年省令第三十號ヲ以テ文中改正）

第一條　仕拂命令官ヨリ仕拂命令及仕拂請求書ノ金額誤拂過渡ニ付歳入ニ編入ノ儀金庫ヘ請求スヘシ但仕拂命令及仕拂請求書ノ金額一部分誤拂過渡ナルトキハ其一部分ヲ受取人ニ交付シ殘額ハ歳入ニ編入ノ儀金庫ヘ請求スヘシ（明治二十四年省令第十二號ヲ以テ本條中改正）

第二條　前條請求書ニハ左ノ事項ヲ詳記スヘシ（明治二十四年省令第十二號、二十六年省令第三十號及三十三年省令第十七號ヲ以テ本條中改正）

一　仕拂命令及仕拂請求書ノ金額、番號、年度、科目、振出日付、仕拂命令官官氏名、受取人氏名

一　誤拂過渡ヲ歳入トスヘキ歳入ノ主管廳名取扱廳名、歳入徴收官官氏名及歳入ノ年度

第三條　仕拂命令官第一條ノ請求ヲナシタルトキハ同時ニ誤拂過渡ノ金額歳入ニ編入ノ儀ヲ歳入徴收官ニ通知スヘシ（明治二十四年省令第十二號、二十六年省令第三十號及三十三年省令第十七號ヲ以テ本條中改正）

第一條但書ノ場合ニ於テハ仕拂命令官ハ正當ニ交付スヘキ金額ニ對スル通知書ヲ作リ之ヲ債主ニ交付シ前ニ交付シタル通知書ハ取上ケ廢棄スヘシ

第四條　第一條ノ請求ヲ受ケタルトキハ金庫ハ誤拂過渡ノ金額ヲ歳出ノ手續ヲ以テ拂出シ直チニ之ヲ請求書ニ指定ノ歳入主管廳取扱廳及歳入徴收官ノ收入トシテ歳入ニ受入ルヘシ此場合ニ於テ金庫ハ直チニ其趣ヲ仕拂命令官及歳入徴收官ニ通知スヘシ（明治二十四年省令第十二號、二十六年省令第三十七號ヲ以テ本條中改正）

第五條　前條ニ依リ金庫ヨリ仕拂命令官ニ送付スル通知書ニハ第二條一項ノ事項ヲ記入スヘシ但仕拂命令及仕拂請求書ノ金額一部分誤拂過渡ノ場合ニハ其誤拂過渡ニ係ル金額ヲモ記入スヘシ（明治二十六年省令第三十號及三十三年省令第十七號ヲ以テ本條中改正）

前條ニ依リ金庫ヨリ歳入徴收官ニ送付スル通知書ニハ第二條一項及二項ノ事項ヲ記入スヘシ

第六條（明治三十三年省令第十七號ヲ以テ本條削除）

第七條　本年大藏省令第十七號ニ依リ定メタル書式ノ仕拂命令及仕拂請求書ニシテ本令ノ場合ニ係ルトキ其國庫納金引去高ハ總テ本年勅令第百二十五號官吏遺族扶助法納金收入規則ニ依リ當該主管廳取扱廳ノ歳入ニ立テ其他ハ本令ニ依リ收支ノ手續ヲナスヘシ

前掲の三規定は何れも其の制定後引續き大正十一年に至る迄施行せられしが、同年四月一日より改正會計制度の實施せらるるに及びて、此等の諸規定は之を存するの必要なきに至りしを以て、右の中仕拂命令委任規定は大正十一年勅令第一號を以て、又仕拂命令等盗難亡失のとき取扱手續及現金交付前誤拂過渡金の整理手續に關する大藏省令は、共に大正十一年大藏省令第一號を以て、夫々廢止せられたり。

## 第二項　前金渡及概算渡

### 第一目　緒言

歳出の支出は仕拂金額確定し且つ仕拂期限到來したる後に非ざれば之を許さざるは、政府財政上の原則なり。然れども經費の性質に依りては右の原則を確守すること能はざるのみならず、却つて所期の目的を達せざることあり。例へば特殊の物件の註文を爲すに當りては、豫め其の代金を前拂するに非ざれば之が註文に應ずる者なく、又は特殊の任務を官吏に命ずるに當りては、豫め其の所要の經費を交付するに非ざれば、之が遂行を圓滑ならしむること能はざる場合あるが如し。之れ會計制度上前金渡又は概算渡の制度を認むるの必要ある所以なり。是を以て會計法の制定以來、必要に應じて法律又は勅令を以て、前金渡又は概算渡を許すの規定を設けたるもの甚だ多し。今以下之を概說すべし。

### 第二目　前金渡

廣義の前金渡は之を前金拂・狹義の前金渡・現金前渡の三種に區別することを得べし。前金拂とは政府以外の者に對して仕拂を爲す場合に之を前金を以て交付するものにして、主として物件費に關し、狹義の前金渡とは政府部内に於て官吏以下傭人等に對して仕拂を爲す場合に、前金を以て支給するものにして、主として人件費に關するものなり。而して現金前渡とは前二者の如く直接政府の債權者に對する仕拂に非ずして、全然政府内部の關係に於て官吏に現金を前渡し、又は政府の委託を受けて現金仕拂の任務に當る銀行に對し現金を前渡するものにして、其の形式に於ては歳出の支出に屬すれども、其の内容に於ては毫も政府債權者と關渉する所なきものとす。

#### 第一　前金拂

會計法第二十五條は『軍艦兵器彈藥ヲ除ク外工事製造又ハ物件買入ノ爲ニ前金拂ヲ爲スコトヲ得ス』と規定し、軍艦・兵器等の特殊の物件以外は、一般の工事製造又は物件買入に就き一切前金拂を許さざるを原則としたり。然れども實際上の必要に應じ特に法律を以て之が例外規定を設けし場合頗る多し。而して斯かる例外規定の多くは各種特別會計法中に設けらるる所なりとす。今左に順次

之を列擧すべし。

(一)明治二十三年三月法律第十八號を以て陸軍作業會計法を制定し、東京砲兵工廠・大阪砲兵工廠・千住製絨所の三作業所の會計を夫々特別に經理せしむることと爲せしが、同法第八條に於て『各作業所ニ於テ機械器具材料素品及機械運轉用品ヲ外國ヨリ買入ルルトキハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』と定めたり。右東京及大阪兩砲兵工廠特別會計は大正十二年度以降合併して陸軍造兵廠特別會計とせられしが、前記前金拂に關する規定は何等の變更もなくして大正末年に至れり。

(二)明治二十六年一月法律第一號を以て鐵道公債會計法を制定し、右鐵道公債の收支は特別會計と爲すと共に、其の第二條に於て『鐵道公債募集金ヲ以テ支辨スル官設鐵道敷設ニ要スル用品ヲ官設鐵道用品資金會計ヨリ買入ルルトキハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』と規定したり。然るに明治三十二年二月法律第十三號を以て事業公債及鐵道公債特別會計法制定せられ、鐵道公債は事業公債及北海道鐵道公債と併せて、其の公債金の收支を同一特別會計の下に經理することとなるに及び、前記鐵道公債會計法は明治三十一年度限り廢止せられたり。而して次に述ぶるが如く之より先き明治二十九年二月に於て、官設鐵道用品を官設鐵道用品資金會計より買入るる場合に前金拂を許す特別法制定せられしを以て、前記事業公債及鐵道公債特別會計法中には特に前金拂に關する規定を設けらるることなかりき。

(三)明治二十六年一月法律第二號を以て官設鐵道用品資金特別會計を設置し、鐵道用品を購入・貯藏し、官設鐵道の運輸營業竝に建設事業の需要に應せしむることとせしが、爾來鐵道事業の發展に伴ひ需要物品著しく增加し、爲に資金に不足を告ぐるに至りしを以て、明治二十九年二月に至り法律第二號を以て『官設鐵道用品ヲ官設鐵道用品資金會計ヨリ買入ルルトキハ前金拂竝ニ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と定め、以て資金の增額に代ふることとしたり。明治三十九年鐵道國有に伴ひ同年四月法律第三十七號を以て官設鐵道會計法を廢して新に帝國鐵道會計法を制定し、之と同時に從前の官設鐵道用品資金會計も其の名稱を帝國鐵道用品資金會計と改められしが、右帝國鐵道會計法第十一條に於て更に前金拂の規定を設け、帝國鐵道特別會計の資本勘定及收益勘定は、帝國鐵道用品資金より物品を購入するときは前金拂を爲すことを得と定めたり。然るに明治四十二年三月に至り法律第六號を以て新に帝國鐵道會計法を制定し、從來の帝國鐵道及同用品資金の兩特別會計を廢止して之を同一特別會計に合併することとしたる結果、從來の如き鐵道會計及用品資金會計間に於ける鐵道用品の賣買なる事實は之を存することなきに至りしを以て、茲に鐵道用品購入代金前拂の制度は廢止せられたり。

(四)明治三十二年度より北海道官設鐵道用品資金特別會計を設置し、北海道官設鐵道の用品を購入・貯藏し、其の運輸・營業竝に建設事業の需要に應せしむることと爲せしが、之と共に明治三十二年十二月法律第百八號を以て『北海道官設鐵道用品ヲ北海道官設鐵道用品資金會計ヨリ買入ルルトキハ前金拂竝概算渡ヲ爲スコトヲ得』との規定を設け、以て其の資金運轉の圓滑を期したり。然るに右特別會計は三十七年度限り廢止せらるるに至りしを以て、之に伴ひ前掲前金拂に關する規定も自然消滅に歸したり。

(五)明治三十五年三月法律第十三號を以て內地の制度に倣ひて臺灣官設鐵道用品資金會計法を制定し、其の第三條に於て『臺灣官設鐵道用品資金會計ニ屬スル用品ヲ使用スルトキハ臺灣官設鐵

道所屬ノ經費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ此ノ場合ニ於テハ前金拂竝概算渡ヲ爲スコトヲ得』と定め以て其の資金運轉の圓滑を期したり。本會計に於ける前金拂に關する制度は爾後何等の變更なくして大正末年に至れるものとす。

(六)明治三十三年一月法律第九號を以て海軍造兵材料資金會計法を制定し、其の第三條に於て『海軍造兵材料資金會計ニ屬スル造兵材料ヲ使用スルトキハ海軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ此ノ場合ニ於テハ前金拂ト爲スコトヲ得』と規定したり。尋いで明治三十五年三月法律第三十四號を以て更に海軍造船材料資金會計法を制定し、其の第三條に於て前掲海軍造兵材料資金と同樣『海軍造船材料資金會計ニ屬スル造船材料ヲ使用スルトキハ海軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ此ノ場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』との規定を設けたり。然るに明治三十八年二月法律第十五號を以て海軍工廠資金會計法を制定し、前記兩資金を合併して海軍工廠資金特別會計を設くるに及び、其の第三條に於て『海軍工廠資金會計ニ屬スル材料物品ヲ使用スルトキハ海軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ此ノ場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』と規定したり。右の規定は爾後何等の變更なくして大正末年に至れるものとす。

(七)印刷局事業は明治二十三年度以降特別會計を以て經理せらるることとなりしが、爾來同事業の年々擴大せらるるに伴ひ運轉資本の不足を告ぐるに至りしを以て、明治四十年三月法律第五號を以て官廳に於て印刷局製造の物品を買入るる場合に於ては前金拂を爲すことを得るの制度を設け、以て資本金の增加に代へたり。

(八)明治四十年三月法律第十九號を以て帝國大學特別會計法を制定し、各帝國大學毎に特別會計を設置することと爲せしが、同法第七條に於て『帝國大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本及實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』との規定を設けたり。而して右と共に同年三月法律第二十三號を以て更に學校及圖書館特別會計法を制定し、帝國大學以外の文部省直轄諸學校及帝國圖書館を通じて一の特別會計を設置することと爲せしが、此等學校及圖書館に於ても帝國大學と同樣前金拂を許す制度を設くることと爲し、同法第九條に於て之に關する規定を設けたり。大正十年三月法律第十一號を以て帝國大學特別會計法を廢止すると共に大學特別會計法を制定し、從來の帝國大學は各大學毎に特別會計を立て、各單科大學は之を通じて一の特別會計を設置することとなりしが、本法に於ても引續き前金拂の制度を存することとし其の第八條に於て舊法と同樣の規定を設けたり。以上兩特別會計法に於ける前金拂に關する規定は、此の外何等の改正もなくして大正末年に及べるものとす。

(九)明治三十九年韓國に於ける鐵道を買收して之を帝國の經營に移すと共に、同年四月法律第三十九號を以て、帝國鐵道會計法及同用品資金會計法は、韓國に於て帝國の經營する鐵道に準用することと定めたり。此の結果韓國鐵道會計に於て同用品資金會計より物品を購入するときは前金拂を爲すを得ることとなれり。明治四十三年韓國併合の結果朝鮮鐵道の經營は朝鮮總督府特別會計に併合せられしが、用品資金特別會計のみは引續き之を存置することとし、明治四十四年三月法律第二十號を以て新に朝鮮鐵道用品資金會計法を制定し、其の第三條に於て『朝鮮總督府ニ於テ本會計ヨリ鐵道用品ヲ購入スルトキハ前金拂又ハ概算渡ヲ爲スコトヲ得』との規定を設けたり。大正六年に至り政府は朝鮮に於ける國有鐵道の經營を南滿洲鐵道株式會社に委託

することとなりし結果、同年七月法律第二十八號を以て朝鮮鐵道用品資金會計法は同年九月三十日限り廢止せられたり。

(一〇)明治四十五年三月法律第六號を以て朝鮮醫院及濟生院特別會計法を制定し、其の第九條に於て『本會計ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本、藥品及實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』との規定を設けしが、本法は大正十四年特別會計の整理に際し、同年三月法律第十九號を以て大正十三年度限り廢止せられたり。

(一一)大正七年三月法律第二十號を以て『海軍ニ於テ海軍採炭所ヨリ石炭ヲ買入ルル場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』と定め、海軍採炭所特別會計の經理を圓滑ならしむることとせしが、大正十年三月に至り海軍採炭所及海軍煉炭製造所を併せて新に海軍燃料廠を設置し、其の經理を特別會計と爲すに及び、之と同時に法律第九號を公布して『海軍ニ於テ海軍燃料廠より石炭、煉炭又ハ燃料油ヲ買入ルル場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』とし、同時に前掲大正七年法律第二十號を廢止したり。右法律は爾後引續き施行せられて大正末年に及べり。

以上列擧せし所は會計法第二十五條に對する例外規定として、政府の工事製造又は物件買入に就き前金拂を許されたる場合なり。然るに工事製造又は物件買入以外の場合に於て前金拂を許すことに就ては、會計法第二十三條但書の規定中『前金渡』なる語を廣義に解釋して、右規定の推理上勅令を以て之を規定することを得るものと爲し、此の解釋の下に之に關する勅令の制定せられしもの亦二三を存したり。今左に之を列擧すべし。

(一)明治二十三年三月勅令第三十二號を以て在外公館經費中租稅・區費其他雜稅・公館借料の三費目の前金拂を許せしが、後明治四十一年六月に至り勅令第百四十八號を以て之を改正し、前記費目中『在外公館』を『在外各廳』に、『公館借料』を『建物借料』に改めたり。然るに大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則を改正するや、本勅令の趣旨は同規則中に規定せらるるに至りしを以て、本勅令は右會計規則に依りて大正十一年三月限り廢止せられたり。

(二)明治二十四年三月勅令第二十四號を以て、海軍省所管經費中在外海軍用地租稅の前金拂の件を公布せしが、大正十一年會計規則の改正せらるるに及び、廢止せられたり。

(三)大正十三年十二月勅令第三百二號を以て『特別都市計畫事業ノ爲土地區劃整理地區內ニ存スル建物其ノ他ノ工作物ノ移轉ヲ要スル場合ニ於テ其ノ所有者又ハ占有者ニ支拂フヘキ補償金又ハ移轉料ニ付テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得』と定めたり。

**第二　前金渡**

茲に所謂前金渡は狹義の前金渡を指すものにして、卽ち官吏以下傭人等公務に從事する者に對し其の勤務場所の關係上定期に給與を仕拂ふの手段なき場合に於て、適當の期間に對する支給額を一時に前渡するを得しめんとするものなり。而して政府は斯かる前金渡は會計法第二十三條但書の推理上、勅令を以て之を許す場合を規定し得るものと爲し、此の解釋に基き會計法制定以來之に關して發せられたる勅令は其の數甚だ多し。今左に之を順次列擧すべし。

(一)明治二十二年十一月勅令第百二十一號を以て旅費其外概算渡前金渡の件を制定し、其の第二條に於て『外國留學ヲ命シタル者ニ支給スル學資金及諸手當ハ給額半箇年分以內ニ於テ前金渡ヲ爲スコトヲ得』と定めたり。

(二)明治二十九年四月勅令第百五十八號を以て『外國駐在視察陸軍武官ノ駐在手當及馬飼料ハ六箇月分以内ニ於テ前金渡ヲ爲スコトヲ得』と定めたり。

(三)明治三十一年三月勅令第四十六號を以て、海軍軍人軍屬旅費前金渡方の件を制定し、海軍軍人軍屬にして左の事項に該當する者には、出發の際順路の行程に應じ旅費前金渡を爲すことを得るものと定めたり。

イ、准士官以上及下士卒、豫備後備退役若は免官免役歸休兵と爲り歸鄉するとき

ロ、准士官以上及下士卒竝に歸休兵にして、海軍召集令に依り召集地に旅行し、若は召集地より歸任するとき、及准士官以上召集中に死亡し居住地迄旅費を支給するとき

ハ、下士卒及軍艦乘組傭人、艦船團其の他各部の勤務を命免せられ旅行するとき、若は傷痍を受け又は疾病に罹り入院退院し、若は施療場所を移轉せしむるとき

ニ、下士卒刑期滿限に依り所轄艦船團其の他各部に復歸するとき

ホ、軍艦乘組傭人解傭と爲り傭入地まで旅行するとき

然るに明治三十八年に至り右の制度を陸軍軍人軍屬に對しても及ぼすこととなし、同年一月勅令第二十二號を以て『陸海軍軍人軍屬ノ旅行ニシテ其ノ種類ニ依リ旅費ノ前金渡ヲ必要トスルトキハ出發ノ際順路ノ行程ニ應シ旅費ヲ前金渡スルコトヲ得』、『前金渡ヲ爲スヘキ旅行ノ種類ハ主務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム』と定め、同時に前記明治三十一年勅令第四十六號を廢止したり。本勅令は後大正八年三月に至り勅令第三十八號を以て其の一部を改正せられ、軍人軍屬の外職工に對しても之を適用せらるることとなれり。

(四)明治三十七年一月勅令第十號を以て『艦船乘組ノ艦營傭人三箇月以上航海ヲ爲ストキハ出航ノ際其ノ翌月迄ノ給料ヲ前金渡スルコトヲ得』と定めたり。

(五)明治三十一年一月勅令第一號を公布し(三十四年九月勅令第百七十四號及三十九年五月勅令第百號を以て一部改正)、航路標識視察船、海底電線布設船及商船學校所屬航海練習船の乘組員に對し、食卓料及航海日當を支給することと爲せしが、明治三十九年五月勅令第百一號を以て『明治三十一年勅令第一號ニ依リ支給スル食卓料ハ航海ノ場合ニ於テハ豫定日數以内、定繫港碇泊ノ場合ニ於テハ一箇月分ヲ限リ前金渡ヲ爲スコトヲ得』と定め、右食卓料の前金渡を許したり。

(六)明治四十年四月勅令第百五十號を以て『統監府及所屬官署職員交通至難ニシテ郵便局所ノ設ナキ場所ニ在勤スル場合ニ於テハ其ノ俸給、手當及宿舍料ハ六箇月分以内ニ於テ前金渡ヲ爲スコトヲ得』と定めしが、後明治四十三年韓國併合の結果同年九月勅令第四百十三號を以て之に改正を加へ、『統監』を『朝鮮總督』に、『韓國』を『朝鮮』に改めたり。

(七)大正四年四月勅令第五十五號を以て『樺太廳及所屬官署ノ職員交通至難ニシテ郵便局ノ設ナキ場所ニ在勤スル場合ニ於テハ其ノ俸給、給料、手當及宿料ハ四月分以内ニ於テ前金渡ヲ爲スコトヲ得』と定めたり。

(八)大正五年二月勅令第十四號を以て、朝鮮、臺灣等に居住する者の徵兵旅費に關する件を公布し、其の第一項に於て『朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ居住スル者ニシテ徵兵旅費ノ支給ヲ受クルニ非サレハ出發スルコト能ハサル者ニ對シテハ其ノ旅費ヲ前金渡スルコトヲ得』と定め、徵兵旅費の前金渡を許したり。

(九)大正五年八月勅令第百九十八號を以て『航路標識管理所職員交通至難ニシテ郵便局ノ設ナキ場所又ハ冬期交通杜絶ノ場所ニ在勤スル場合ニ於テハ其ノ俸給、給料及手當ハ四月分以内ニ於テ前金渡ヲ爲スコトヲ得』と定めしが、大正十年四月に至り右前金渡の規定は之を無線電信局の職員にも適用することと爲し、勅令第百七十七號を以て『航路標識管理所職員』を『航路標識管理所又ハ無線電信局ノ職員』に改めたり。

(一〇)大正五年九月勅令第二百十九號を以て『千島國中交通至難ニシテ郵便局ノ設ナキ場所ニ於テ臘虎臘脂獸其ノ他ノ貴重獸類保護事業ニ從事スル者ニ支給スル俸給、給料及手當ハ六月分以内ヲ限リ前金渡ヲ爲スコトヲ得』るものと定めたり。

以上の如く、明治二十二年會計法制定以來、勅令の規定に依りて旅費・俸給・手當等の前金渡を許され し場合は多數に上りしが、大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則を改正し、右改正會計規則中に前金渡を許す場合を一括規定するに及び、前掲の諸規定は其の必要を存せざるに至りしを以て、此等の勅令中大正五年勅令第十四號(朝鮮・臺灣・關東州又は樺太に居住する者の徴兵旅費に關する件)を除く外は、總て右會計規則附則を以て同年三月限り廢止せられたり。

**第三　現金前渡**

會計法第十五條第一項は『國務大臣ハ政府ニ對シ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ爲ニスルニ非サレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス』と規定し、仕拂命令は政府に對する正當債主の爲に發行するの原則を明かにしたり。然れども經費の性質若くは之を仕拂ふべき場所の關係等に依りて、到底普通の方法に依り金庫をして正當債主に對する仕拂を爲さしむること能はざるか、又は甚しく之を不便とする場合あり。故に同法第十五條第二項は右原則の例外を認め、(一)國債の元利拂(二)軍隊・軍艦及官船に屬する經費(三)在外各廳の經費(四)前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費(五)運輸通信の不便なる內國の地方に於て仕拂を爲す經費(六)廳中常用雜費にして一箇年の總費額千圓未滿のもの(七)場所の一定せざる事務所の經費(八)各廳に於て直接に從事する工事の經費(一主任官に付六千圓迄)の場合に限り、國務大臣は主任の官吏に委任し又は政府の命じたる銀行に委任して現金仕拂を爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令を發することを得るものと定めたり。

而して以上の如き現金前渡の仕拂命令を發する手續に關しては、會計規則第三十九條乃至第四十二條に於て規定する所ありしが、此の外尙明治二十二年七月勅令第九十五號を以て別に會計年度開始前現金支出規則を制定したり。蓋し會計年度開始前に於ては其の年度に屬する現金を支出するを得ざるは當然なりと雖も、前掲會計法の規定に依り現金前渡の仕拂命令を發するを得べき經費に對しては、年度開始前に於て現金を支出し、以て其の前渡を爲さざるべからざるを以てなり。右規則は其の制定後明治二十六年十一月勅令第二百三號を以て其の一部を改正せられしのみにて、爾後何等の變更もなくして施行せられしが、大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則を改正するに及び右現金支出規則の規定は改正會計規則中に包含せしめられしを以て、同年三月限り廢止せられたり。今其の改正を經たる右現金支出規則の全文を掲ぐれば左の如し。

會計年度開始前現金支出規則(明治二十二年七月十二日勅令第九十五號)

第一條　各省大臣ハ會計法第十五條第二項ニ依リ現金前渡ヲナスニ當リ該年度ノ未タ開始セサルトキハ其前渡ヲ要スル經費ヲ算定シ其計算書ヲ作リ大藏大臣及會計檢査院ニ送付スヘ

シ（二十六年勅令第二百三號ヲ以テ本條中改正）

第二條　大藏大臣前條計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ金庫ニ令達スヘシ（二十六年勅令第二百三號ヲ以テ改正）

第三條　前各條ニ定メタルモノヽ外仕拂命令發付ノ方法及該仕拂命令ニ對スル仕拂ノ手續ハ總テ會計規則ニ依ル

上述の如く現金前渡の仕拂命令を發するを得る場合は、會計法第十五條第二項に於て限定せられたりと雖も、右の外實際上の必要に際して特に法律を制定して右の制限を擴張せし場合あり。卽ち左の如し。

(一)戰時若くは事變に際し在鄕の諸兵を召集する場合に於て、之に對する旅費の支給は從來の手續に依るときは甚しく遲延するを免れざるを以て、明治二十七年九月法律第二十三號を以て陸軍召集旅費支出に關する法律を公布して『戰時若ハ事變ニ際シ召集スル在鄕ノ陸軍下士卒及兵役義務アル者竝ニ之ヲ引率スヘキ市町村吏員ニ支給スヘキ旅費ニ付テハ各市町村長ニ現金仕拂ヲ爲サシムル爲現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得』、且『前項ノ場合ニ於テハ市町村長ニ對シ會計法第九章ニ定ムル出納官吏ニ關スル規定ヲ適用ス』と定め、以て緊急の必要に應ぜしめんことを圖りしが、明治三十年三月に至り法律第十三號を以て右法律を改正して『戰時若ハ事變ニ際シ召集スル在鄕ノ陸軍軍人及兵役義務アル者竝之ヲ引率スヘキ者ニ支給スヘキ旅費召集諸費ニ付テハ市町村長市ノ區長竝戶長及之ニ準スヘキ者ニ現金仕拂ヲ爲サシムル爲現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得』、『前項ノ場合ニ於テハ市町村長市ノ區長竝戶長及之ニ準スヘキ者ニ對シ會計法第九章ニ定ムル出納官吏ニ關スル規定ヲ適用ス』ることとし、且『平時在鄕ノ陸軍軍人及兵役義務アル者ヲ召集スル場合ニ在テモ前諸項ヲ適用スルコトヲ得』るものと定めたり。

右法律は明治三十八年二月法律第三十號を以て文中『陸軍』を『陸海軍』と改め、現金前渡の制度を海軍軍人に對しても適用することと爲せしが、後述の如く明治四十一年三月法律第十七號を以て、陸海軍召集諸費は市町村又は之に準すべきものに於て一時繰替支辨せしむることと爲すに及び、同年三月限り廢止せられたり。

(二)明治三十四年四月法律第十五號を以て『北海道鐵道部ノ支部局及派出工場ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費ハ主任ノ官吏ニ委任シテ仕拂ヲ爲サシムル爲現金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得』と定められしが、右は明治三十九年度以降北海道官設鐵道の帝國鐵道特別會計の經理に移さるるに及びて、自然消滅に歸したり。

(三)明治三十八年一月法律第十一號を以て鹽專賣法を制定し、其の第四十條に於て『本法ニ依リ收納シタル鹽ノ賠償金ノ仕拂ニ關シテハ主任ノ官吏ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得』と定めたり。

(四)明治三十九年四月法律第二十五號を以て、前記北海道鐵道の例に倣ひて『臺灣總督府鐵道部ノ職工人夫ノ給料、諸手當其ノ他支部局及派出工場ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費ハ主任ノ官吏ニ委任シテ仕拂ヲ爲サシムル爲現金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得』との規定を設けしが、本法は爾後何等の變更なく行はれて大正末年に至れり。

### 第三目　概算渡

概算渡とは其の仕拂ふべき義務額の確定前に於て、概定的豫想的計算に基き歲出を仕拂ふことを

謂ふものにして、前述前金渡の場合に在りては前金渡と前金拂とを區分せるに反し、概算渡の場合に於ては之を概算拂なるものと區別せず、其の內部に對する仕拂たると外部に對する仕拂たるとを問はず、又其の人件費たると物件費たるとを問はず、總て之を概算渡と稱するものとす。概算渡は會計法第二十三條但書の規定に依り勅令を以て之を許す場合を定め得るものにして、明治二十二年以降之に關して公布せられし法律又は勅令は其の數尠からず。今左に之を列擧すべし。

(一)明治二十二年十一月勅令第百二十一號を以て旅費其外概算渡前金渡の件を公布し、其の第一條に於て『內國及外國出張ヲ命シタル者ノ旅費ハ旅行ノ見積リ行程及日數ニ依リ概算渡ヲ爲スコトヲ得』とし、又其の第三條に於て『地方稅ノ補助トシテ國庫ヨリ支出スル府縣警察費連帶支辨金ハ豫算ニ依リ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と規定せしが、後明治三十一年八月右勅令中第三條の規定を『府縣稅又ハ地方稅ノ補助トシテ國庫ヨリ支出スル府縣警察費連帶支辨金、府縣傳染病豫防費蠶種檢査費國庫補助金及北海道沖繩縣ニ於ケル區町村間切傳染病豫防費國庫補助金ハ豫算ニ依リ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と改め(勅令第百九十七號)、更に三十七年九月に至り第三條ノ二を追加して『外國ニ於テ鐵道又ハ船舶運送ノ業務ヲ營ム會社ニ下付スヘキ補給金ハ該會社ノ決算期ニ於テ其ノ期間ニ相當スル割合ヲ以テ概算渡ヲ爲スコトヲ得』としたり(勅令第二百十號)。右第三條の規定は其の後大正四年六月に至り『府縣費又ハ北海道地方費ノ補助トシテ國庫ヨリ支出スル警察費連帶支辨金、傳染病豫防費地方感化院費國庫補助金及大正三年法律第十六號ニ依ル公共團體ニ對スル國庫補助金ハ豫算ニ依リ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と改められ(勅令第百三號)、尋いで大正九年二月に至り更に『國庫ヨリ支出スル警察費連帶支辨金、傳染病豫防費補助金、癩豫防費補助金、結核豫防費補助金、「トラホーム」豫防費補助金及地方感化院費補助金ハ豫算ニ依リ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と改められしが(勅令第二十七號)、翌大正十年九月更に文中『及地方感化院費補助金』を『地方感化院費補助金及一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法ニ依ル交付金』に改められたり(勅令第四百十一號)。然るに大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則改正せられ、同規則中に前掲勅令と同一趣旨の規定を設けらるるに至りしを以て、本勅令は同規則附則を以て大正十一年三月限り廢止せられたり。

(二)明治二十三年三月勅令第五十三號を以て官立學校及圖書館會計規則を制定せしが、其の第二十條第二項に於て概算渡の規定を設け(明治二十六年勅令第二百二十六號を以て改正)、學校長圖書館長又は其の支部長は『在外國人學術家又ハ學術研究旅行者ニ物品ノ購買採集若クハ實驗ヲ委託スル場合ニ於テハ其委託ヲ受ケタル在外國人學術家又ハ學術研究旅行者ヲ受取人トシテ仕拂請求書ヲ發シ概算ヲ以テ現金ヲ交付スルコトヲ得』と定めしが、後明治四十年三月に至り右規則を廢止して、新に帝國大學特別會計規則(勅令第五十三號)並に學校及圖書館特別會計規則(勅令第六十號)を制定するに及び、前者は其の第十七條、後者は其の第十五條に於て、夫々右と同一趣旨の概算渡に關する規定を設けたり。右の中帝國大學特別會計規則は大正十年四月勅令第八十一號を以て之を廢止すると共に、更めて大學特別會計規則を制定せしが、右規則に在りても其の第十七條に於て從前と全く同一の規定を設けたり。以上兩規則は引續き施行せられて大正末年に至れるものとす。

(三)明治二十九年二月法律第二號を以て『官設鐵道用品ヲ官設鐵道用品資金會計ヨリ買入ルヽトキ

ハ前金拂竝概算渡ヲ爲スコトヲ得』と定めしが、明治四十二年三月に至り從來の帝國鐵道及同用品資金の兩特別會計を合併して一特別會計と爲せしに伴ひ、前掲前金拂及概算渡の規定は自然消滅に歸したり。

(四)明治三十二年十二月法律第百八號を以て『北海道官設鐵道用品ヲ北海道官設鐵道用品資金會計ヨリ買入ルルトキハ前金拂竝ニ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と定めしが、明治三十八年四月以降北海道官設鐵道を內地の鐵道と同一會計の經理に移すと共に、其の用品資金會計を廢止することとなりし結果、右前金拂及概算渡に關する規定も自然消滅となれり。

(五)明治三十五年三月法律第十三號を以て臺灣官設鐵道用品資金會計法を制定し、其の第三條に於て『臺灣官設鐵道用品資金會計ニ屬スル用品ヲ使用スルトキハ臺灣官設鐵道所屬ノ經費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ此ノ場合ニ於テハ前金拂竝概算渡ヲ爲スコトヲ得』との規定を設けしが、右規定は爾來何等の變更もなくして大正末年に及べるものとす。

(六)明治三十六年勅令(緊急)第二百九十一號を公布し、其の第三條に於て、京釜鐵道株式會社に於て工事を速成する爲特に必要なる費用の補償として、政府は同會社に對し百七十五萬圓を補助することを得、尙已むを得ざる事由に依り右金額を以て費用を補ふこと能はざる場合を生じたるときは、尙四十五萬圓以內を補助することを得ることと定めしが、右補助費は同會社の狀況に鑑み之を概算渡と爲すの必要を認め、翌三十七年五月勅令第百四十號を以て『明治三十六年勅令第二百九十一號第三條ニ依リ京釜鐵道株式會社ニ交付スヘキ補助費ハ概算渡ヲ爲スコトヲ得』との規定を設けたり。

(七)明治三十九年三月法律第十七號を以て鐵道國有法を發布し、之に基き全國各地の私設鐵道を買收することと爲せしが、同法第十三條第一項に於て、政府は買收の日より公債證書交付の日に至る迄、買收價格に對し一箇年百分の五の割合に相當する金額を從前の決算期每に會社に交付することと定めたり。而して右の交付金額に就ては概算渡を許すの必要を認め、翌四十年五月勅令第百八十五號を以て『鐵道國有法第十三條第一項ニ依リ交付スル金額ハ權利義務ノ承繼、計算又ハ鐵道國有法第八條ノ協定ニ關スル重要ナル事項ニ付異議ナシト認メタル場合ニ限リ買收價額ヲ見積リ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と定めたり。

(八)明治四十年五月法律第十五號を公布し、韓國鐵道の收益勘定に於ける缺損は一般會計より之を補充することと爲せしが、右補充金は之を概算渡と爲すことを許すの必要を認め、同年五月勅令第百九十六號を以て『明治四十年法律十第五號ニ依ル補充金ハ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と規定したり。

(九)明治四十四年三月法律第二十號を以て朝鮮鐵道用品資金會計法を制定し、其の第三條に於て『朝鮮總督府ニ於テ本會計ヨリ鐵道用品ヲ購入スルトキハ前金拂又ハ概算渡ヲ爲スコトヲ得』と定めしが、大正六年朝鮮鐵道の經營を南滿洲鐵道株式會社に委任せし結果、右朝鮮鐵道用品資金會計法は同年九月限り廢止せられたり。

(一〇)明治四十四年三月法律第十七號を以て輕便鐵道補助法を公布し、輕便鐵道に於て每營業年度に於ける益金が建設費に對し一年五分の割合に達せざるときは、政府は該鐵道營業開始の日より五年を限り其の不足額を補給することを得るの制度を設けしが、同年十二月勅令第二百九十